

神奈川県地域防災計画

～ 風水害等災害対策計画 ～

(平成22年6月)

神奈川県防災会議

目 次

	頁
第1編 風水害等災害対策の計画的推進	1
第1章 計画の目的及び性格	1
第2章 本県の特質	2
第1節 自然的条件	2
第2節 社会的条件	6
第3章 計画の推進主体とその役割	9
第1節 計画の進め方	9
第2節 防災関係機関の実施責任	11
第3節 県民等の責務	12
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
第5節 防災組織	21
第2編 風水害対策編	26
第1章 災害に強いまちづくり	26
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	27
第2節 治山・造林	30
第3節 治水対策	32
第4節 河川改修	36
第5節 下水道整備	38
第6節 洪水調節	39
第7節 高潮対策	41
第8節 水害予防施設の維持補修	43
第9節 崩壊危険地等の災害防止	45
第10節 造成地の災害防止	48
第11節 地盤沈下の防止	49
第12節 建築物の安全確保	51
第13節 ライフラインの安全対策	53
第2章 災害時応急活動事前対策の充実	56
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	57
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	60
第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充	63
第4節 警備・救助対策	66
第5節 避難対策	68
第6節 高齢者、障害者等に対する対策	73
第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策	76
第8節 医療・救護・防疫対策	79
第9節 文教対策	85
第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	88
第11節 ライフラインの応急復旧対策	91
第12節 広域応援体制等の拡充	94
第13節 県民の自主防災活動の拡充	97
第14節 防災知識の普及	100
第15節 防災訓練の実施	103
第3章 災害時の応急活動計画	106
第1節 災害発生直前の対策	107
第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	123
第3節 水防対策	136
第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	143
第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動	144
第6節 避難所の設置運営	153
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	160
第8節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動	165
第9節 文教対策	171
第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	174
第11節 警備・救助対策	183

第12節	ライフラインの応急復旧活動	187
第13節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	190
第14節	広域的応援体制	194
第15節	災害救助法関係	199
第4章	復旧・復興対策	204
第1節	復興体制の整備	205
第2節	復興対策の実施	206
第3編	火山災害対策編	224
第1章	災害予防	227
第1節	火山情報の伝達体制等	227
第2節	災害応急対策への備え	236
第2章	災害時の応急活動計画	239
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	239
第2節	活動体制の確立	242
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	245
第4節	避難所の設置運営	248
第5節	富士山及び箱根山の個別対策	252
第6節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	258
第7節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	263
第4編	雪害対策編	267
第1章	災害予防	267
第1節	災害応急対策への備え	267
第2章	災害時の応急活動計画	268
第1節	災害発生直前の対策	268
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	268
第3節	活動体制の確立	271
第4節	除雪の実施	273
第5節	救助・救急活動	273
第6節	避難活動	273
第7節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	274
第8節	被災者への的確な情報伝達活動	276
第5編	船舶災害対策編	277
第1章	災害予防	277
第1節	船舶の安全確保	277
第2節	災害応急対策への備え	278
第2章	災害時の応急活動計画	280
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	280
第2節	活動体制の確立	282
第3節	搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	285
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	285
第5節	災害広報の実施	286
第6節	二次災害の防止活動	286
第7節	その他第三管区海上保安本部の措置	286
第8節	特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	288
第6編	油流出等海上災害対策編	289
第1章	災害予防	289
第1節	船舶の安全確保	289
第2節	災害応急対策への備え	290
第2章	災害時の応急活動計画	293
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	293
第2節	活動体制の確立	295
第3節	油等の大量流出に対する応急対策	300
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	301
第5節	避難活動	301

第6節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	302
第7節	災害広報の実施	302
第8節	二次災害の防止活動	302
第9節	その他第三管区海上保安本部の措置	302
第10節	特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	304
第7編	航空災害対策編	305
第1章	災害予防	305
第1節	災害応急対策への備え	305
第2章	災害時の応急活動計画	307
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	307
第2節	活動体制の確立	310
第3節	捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	312
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	313
第5節	災害広報の実施	313
第8編	鉄道災害対策編	314
第1章	災害予防	314
第1節	災害応急対策への備え	314
第2章	災害時の応急活動計画	316
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	316
第2節	活動体制の確立	318
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	320
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	321
第5節	災害広報の実施	321
第9編	道路災害対策編	322
第1章	災害予防	322
第1節	道路の安全確保	322
第2節	災害応急対策への備え	322
第2章	災害時の応急活動計画	324
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	324
第2節	活動体制の確立	325
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	327
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	328
第5節	危険物等の流出に対する応急対策	328
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	329
第7節	災害広報の実施	329
第10編	放射性物質災害対策編	330
第1章	災害予防	330
第1節	安全確保	330
第2節	災害応急対策への備え	332
第2章	災害時の応急活動計画	335
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	335
第2節	活動体制の確立	337
第3節	災害時の県民等への指示広報	339
第4節	放射線測定体制の強化	340
第3章	災害復旧	341
第1節	汚染物の除去	341
第2節	各種制限措置の解除	341
第3節	安全の確認	341
第11編	危険物等災害対策編	342
第1章	災害予防	342
第1節	安全確保	342
第2節	災害応急対策への備え	343
第2章	災害時の応急活動計画	346

第1節	発災直後の情報の収集・連絡	346
第2節	活動体制の確立	349
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	352
第4節	避難活動	352
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	352
第6節	危険物等の流出に対する応急対策	353
第7節	災害広報の実施	353
第12編	大規模な火事災害対策編	354
第1章	災害予防	354
第1節	安全確保	354
第2節	災害応急対策への備え	356
第3節	防災知識の普及	358
第2章	災害時の応急活動計画	359
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	359
第2節	活動体制の確立	360
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	363
第4節	避難活動	363
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	364
第6節	災害広報の実施	364
第13編	地下街等災害対策編	365
第1章	災害予防	365
第1節	安全確保	365
第2節	災害応急対策への備え	365
第2章	災害時の応急活動計画	368
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	368
第2節	活動体制の確立	370
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	373
第4節	避難活動	373
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	374
第6節	災害広報の実施	374
第14編	林野火災対策編	375
第1章	災害予防	375
第1節	災害応急対策への備え	375
第2節	防災活動の促進	377
第2章	災害時の応急活動計画	378
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	378
第2節	活動体制の確立	379
第3節	救助・救急、消火及び医療救護活動	382
第4節	避難活動	382
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	383
第6節	災害広報の実施	383
第7節	二次災害の防止	383
第15編	その他の災害に共通する対策編	384
第1章	災害予防	384
第1節	災害応急対策への備え	384
第2章	災害時の応急活動計画	386
第1節	災害発生直前の対策	386
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	387
第3節	活動体制の確立	390
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	393
第5節	避難所の設置運営	395
第6節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	397
第7節	飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動	399
第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	400

第9節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	402
第10節	被災者への的確な情報伝達活動	402
第11節	自発的支援の受入れ	402

※ 本文中にゴシックで記載されている「資料」は、「神奈川県地域防災計画－マニュアル・資料－（平成21年12月）」に掲載されている資料のうち、それぞれの節の内容に係る資料です。

第1編 風水害等災害対策の計画的推進

第1章 計画の目的及び性格

1 計画の目的

風水害等災害対策計画は、県内(石油コンビナート等特別防災区域を除く。)の地震災害及び原子力災害を除く、風水害等の災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して災害に強い、安全な県土づくりを進めるとともに、風水害等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の性格

災害対策基本法第40条の規定に基づく神奈川県地域防災計画のうちの風水害等災害対策に関する計画として、神奈川県防災会議が定めたものです。

国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。

この計画は、別に定める地震災害対策計画、原子力災害対策計画とともに神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものです。

第2章 本県の特質

第1節 自然的条件

1 位置

本県は関東平野の南西部に位置し、北側は山梨、東京両都県に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡、山梨両県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面しています。これを経緯度でみると次のとおりです。

方位	地名	経緯度(世界測地系による)
最東端(E)	川崎市川崎区浮島町	東経 139度47分46秒
最西端(W)	足柄上郡山北町(三国山)	〃 138度54分57秒
最南端(S)	三浦市城ヶ島安房崎	北緯 35度07分44秒
最北端(N)	相模原市藤野町(生藤山)	〃 35度40分22秒

2 面積

本県の面積は、24万1,584ha(平成20年10月1日現在)で、全国総面積の0.64%を占めるにすぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

3 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その兩岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

(1) 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳(1,673m)を始め1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には三重式火山で知られる箱根火山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっています。

(2) 東部の丘陵、台地の地域

北には海拔70~90mの多摩丘陵、海拔40~50mの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷(リアス式海岸)が発達しています。

(3) 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海拔50~150mの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

(6) 主な河川

河川名	県内 総延長 km	県内流域 面積 km ²	備考	河川名	県内 総延長 km	県内流域 面積 km ²	備考
多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川
鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃(境川水系)
相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃
中津川	32.8	143.42	〃(相模川水系)	金目川	21.0	177.25	〃
道志川	21.7	66.78	〃(〃)	酒匂川	27.2	382.00	〃
小鮎川	21.4	50.01	〃(〃)	河内川	20.3	171.90	〃(酒匂川水系)
目久尻川	19.9	34.27	〃(〃)	早川	20.7	80.59	〃
帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃

4 地質

本県の地質は地形にも現れているように、西部地域と東部地域とでは、地層のできた時代、地質構造に大きな違いがあります。

- (1) 西部地域についてみると、中生代末から新生代初め(約7,000万～3,000万年前)に堆積したと考えられている小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。両層群を構成する岩石は硬砂岩、粘板岩、千枚岩などからなり、県内でみられる最古の岩石で、この岩石が堆積した時代に本県が誕生したと考えられます。

ア 丹沢山地は新生代新第三紀の中頃から終り頃(約2,000万～600万年前)に堆積した主に火山さいせつ物—緑色ぎょう灰岩—によってできた丹沢層群と呼ばれる地層からなり、その中央がドームのように盛り上がり、その中心に白い岩肌の石英せん緑岩があらわれています。この石英せん緑岩に接して、北及び東側にホルンフェルス、南側に結晶片岩がみられます。

この丹沢山地の周囲には、新第三紀の終りから第四紀初め(約600万～100万年前)に堆積した地層が分布しています。それは、桂川流域の西桂層群(主に砂岩、れき岩からなる)、中津山地の愛川層群(主に火山さいせつ岩、れき岩、砂岩からなる)、足柄山地の足柄層群(主にれき岩、砂岩、泥岩からなる)などです。

イ 大磯丘陵はほとんど新生代第四紀中頃(約50万～10万年前)の地層(主に砂、泥からなる)と関東ローム層からできていますが、南東部には、新第三紀中頃(約1,500万年前)に堆積した高麗山層(砂岩、泥岩、玄武岩溶岩)、新第三紀末(約500万年前)に堆積した大磯層(ぎょう灰質砂岩、泥岩)と鷹取山層(主にれき岩からなる)とが分布しています。

ウ 湯河原火山、箱根火山は第四紀中頃(約70万年前)以後に活動した火山で、基盤の湯ヶ島層群、早川ぎょう灰角れき岩、須雲川安山岩類、天照山玄武岩類をおおって火山をつくっていますが、湯河原火山は現在浸食されてその姿をみる事ができ

ません。

- (2) 東部地域では、三浦半島の中央に新第三紀の中頃(約1,500万年前)に堆積した葉山層群(主に泥岩と砂岩からなる)が、北西-南東の方向に狭い帯状に分布しています。この葉山層群の北側には、新第三紀末から第四紀(約500万~100万年前)に堆積した地層である三浦層群から上総層群が北へ重なってゆき、横浜から多摩丘陵まで分布しています。葉山層群の南側にも、三浦層群が分布しています。多摩丘陵の一部、下末吉台地、三浦半島の宮田、大津付近の台地には、第四紀中頃(約30万年前以後)に堆積した地層が分布し、その上を厚く関東ローム層がおおっています。
- (3) 相模川に沿った中央地域のうち、相模原台地、愛甲台地は、河岸段丘で関東ローム層におおわれています。相模低地は相模川に沿って厚木から南に広がった沖積低地で、酒匂川沿いに発達する足柄平野とともに、最も新しい沖積層からなっています。沖積層はこのほかに、鶴見川、境川その他県内の河川の流域や多摩川低地を形成しています。また、湘南の海岸に沿って、砂丘堆積物が幾筋かみられます。

5 気 象

本県は関東平野の南西部にあって、北西方向に関東山地をひかえており、内陸部では冬の季節風の影響を受けにくくなっています。また、南東部は東京湾と相模湾に面しており、暖流の影響を受けて温暖な海洋性の気候となっています。

県内の年平均気温の平年値は、横浜で15.5℃、藤沢市辻堂で15.9℃、三浦で15.6℃、海老名で15.1℃、小田原で15.1℃となっています。

冬季の1月の日最低気温の平年値は、横浜と藤沢市辻堂で1.8℃、小田原で0.8℃、海老名で-0.6℃となっています。内陸の平野部では、晴天の早朝時には放射冷却により、過去の記録によると-7~-8℃になることもあります。丹沢や箱根の山地は氷点下となり、しばしば降雪があります。

また、夏季の8月の日最高気温の平年値は30℃程度ですが、海老名では過去の記録によると37~38℃まで昇温することがあります。

県内の年降水量の平年値は、東部で1,500~1,800mm、箱根を除く西部では1,600mm~2,100mmですが、箱根では3,400mmとなっています。

月降水量の平年値は、東部では180~250mm、箱根を除く西部では260~310mm、箱根では約440mmとなり、梅雨期の6月は、東部は170~200mm、箱根を除く西部では170~260mm、箱根では約440mmなどとなっています。

一方、寒候期の12~2月は冬型の気圧配置となって、連日乾燥した晴天が続き、降水量は少なくなっています。(観測データ：横浜地方気象台)

第2節 社会的条件

1 人口

(1) 本県の人口

平成20年10月1日現在の本県の人口は、895万6,804人(男451万7,558人、女443万9,246人)と、東京都に次いで全国第2位の位置を占めています。

(2) 人口密度及び分布状況

人口密度は、1km²当たり3,708人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。地域別の人口分布状況は、横浜・川崎地域が504万1,698人、56.3%と県人口の過半数を占め、県央地域154万2,492人、17.2%、湘南地域127万8,886人、14.3%、横須賀・三浦地域73万4,066人、8.2%、西湘地域24万7,545人、2.8%、足柄上地域11万2,117人、1.3%となっています。

2 土地利用

(1) 土地利用概況

本県の面積は、24万1,584ha(平成20年10月1日現在)と、全国総面積の0.64%を占めています。このうち、森林面積は9万4,902ha(平成20年4月1日現在)、39.3%、耕地面積は2万900ha(平成19年現在)、8.7%となっています。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

平成20年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町(31都市計画区域)、19万9,663haで全県域の83%を占めています。(都市計画区域が指定されていないのは、清川村の全域と松田町、山北町及び相模原市(旧津久井町及び旧藤野町)の一部です。)

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内19市10町について、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)が昭和45年6月10日に行われ、平成20年4月1日現在、19市9町の都市計画区域17万2,750ha(全県域の72%)で区域区分が行われています。

平成20年4月1日現在、市街化区域面積は9万3,228ha、市街化調整区域面積は、7万9,522haです。

3 交通

(1) 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、平成20年4月現在で、2万5,239kmとなっています。

このうち、自動車専用道については、東名高速道路などが整備され、県が管理する

一般幹線道路についても約1,300kmの交通ネットワークの整備を進めてきましたが、増大する交通需要には追いつかず、県内各地の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。

県内の自動車保有車両数は、平成20年3月31日現在で、約382万台となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は（高速道路を除く）、平成17年度の交通量調査によると、国道16号（保土ヶ谷バイパス）の横浜市旭区桐ヶ作であり、約10万9千台／12時間となっています。

(2) 鉄道交通

県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、平成20年3月31日現在で、JRが13路線、延長311.1km、110駅、民鉄が22路線、延長296.3km、235駅、横浜市営地下鉄が延長53.4km、40駅であり、平成18年度の1日平均県内各駅の合計乗車人員は約710万人となっています。

4 都市構造

(1) 都市化

本県では、高度成長期に横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は38%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

また、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が著しく減少しています。

(2) 産業活動

本県は、古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

(3) 危険物等の集積

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区、根岸臨海地区及び久里浜地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

平成19年度末現在の県内における危険物施設数は、19,632施設となっています。

(4) 生活関連施設

人口の都市集中化、過密化により県民生活は、電気、ガス、水道をはじめとする生活関連施設への依存が極めて高くなっています。

本県における社会環境の推移

区 分		平成 2 年 (1990年)	平成 1 2 年 (2000年)	平成 2 0 年 (2008年)	備 考
人 口 (65歳以上)		7,980,391人 (704,596)	8,489,974人 (1,117,742 ※)	8,956,804人 (1,646,080 ※)	10月1日現在 (10月1日現在) (※1月1日現在)
世 帯 数		世帯 2,847,812	世帯 3,341,233	世帯 3,778,116	10月1日現在
市街化区域		ha 91,773	ha 92,829	ha 93,228※	3月31日現在 ※4月1日現在
宅 地 面 積		km ² 523.84	km ² 561.72	km ² 582.43	1月1日現在
危険物施設数		箇所 28,942	箇所 23,680	箇所 19,632	3月31日現在
石 油 コ ン ビ ナ ー ト	特 定 所 事 業 所	事業所 112	事業所 96	事業所 86	} 4月1日現在
	貯 蔵 取 扱 量	石油 千ℓ 18,662	石油 千ℓ 17,631	石油 千ℓ 15,566	
	高 圧 ガ ス	千Nm ³ 1,282,475	千Nm ³ 1,503,322	千Nm ³ 1,810,903	
自 動 車 保 有 車 両 数		台 3,062,818	台 3,821,624	台 3,819,924	3月31日現在
水道給水人口と 普 及 率		7,876,427人 (99.7%)	8,423,697人 (99.8%)	8,900,673人 (99.8%)	3月31日現在
電話加入件数 (一般電話)		件 3,475,600	件 3,835,500	件 2,747,656	3月31日現在

第3章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

1 防災力の向上に向けた取組み及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、市町村、県、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組みを進めることが基本です。
また、国の支援も重要です。
- 風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、更に復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進にあたっては、県民、企業等の主体的な取組みと地域住民に最も密着した市町村の役割が大きくなりますが、広域自治体としての県は、これらの取組みが円滑に進むよう支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域支援体制の実践的な確立や所掌する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、発災時には、県民、地域の主体的な取組みと市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることとなります。
そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、高齢者、障害者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。
県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模災害の場合は国や全国の自治体の支援を求めます。
- このように風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組みと連携が大切です。
そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。
災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急活動

対策の調整を行います。

2 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する必要があります。

3 男女共同参画の推進

風水害等災害対策計画は、男女双方の視点に配慮して進めることが重要です。

県、市町村等の防災関係機関は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を意識した計画の推進に努めます。

第2節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を推進するにあたって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

1 県

県は、市町村を包括する広域自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

第3節 県民等の責務

1 県民

- (1) 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分の食糧・飲料水等の備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。
- (2) 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- (3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するように努めます。

2 企業

- (1) 日ごろから、食糧、飲料水等の備蓄や、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

3 災害ボランティア

- (1) 災害ボランティアは、日ごろから、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- (2) 災害ボランティアは、災害時の活動の際には、食糧、飲料水の携行など、自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- (3) なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他の災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各県警察の相互援助の調整

- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- エ 警察通信の確保及び通信統制

(2) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- イ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- エ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請

(3) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な農地保全施設の点検指導等の実施又はその指導
- イ 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備
- ウ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- エ 災害時における生鮮食料品等の供給
- オ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- カ 土地改良機械及び技術者の把握並びに緊急動員
- キ 被災農林漁業者等に対する資金の融通の要請

(4) 関東農政局（神奈川農政事務所）

- 災害時における主要食糧の供給

(5) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(6) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 被災中小企業の振興

(7) 関東東北鉱山保安監督部（関東支部）

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
- イ 鉱山における災害及び鉱害防止等の保安

(8) 関東運輸局

- ア 災害時における応急海上輸送対策
- イ 代替輸送の輸送機関への指導調整
- ウ 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

- (9) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (10) 東京航空局（東京空港事務所）
ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
イ 遭難航空機の捜索及び救助
ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底
- (11) 第三管区海上保安本部
ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓蒙
ウ 港湾の状況等の調査研究
エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
カ 活動体制の確立
キ 船艇、航空機等による海難救助等
ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
サ 排出油等の防除等
シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
セ 海上における治安の維持
ソ 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (12) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
ア 気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の関係機関への通報
イ 注意報、警報等の伝達体制の整備
ウ 気象災害の発生に関する調査の実施
エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理
オ 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
カ 風水害に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
キ 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
ク 噴火警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施

(13) 関東総合通信局

- ア 電波の監理並びに有線電気通信の監理
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- ウ 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の育成、指導

(14) 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

(15) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 水防に関する施設及び設備の整備
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工
- サ 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- シ 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- ス 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

4 指定公共機関

(1) 鉄道機関（東日本旅客鉄道株、東海旅客鉄道株、日本貨物鉄道株）

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) 電信電話機関（東日本電信電話株神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、株エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

- (3) 日本銀行（横浜支店）
災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。
- (4) 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - ア 医療救護班の派遣
 - イ 救援物資の配分及び備蓄
 - ウ 血液製剤の確保及び供給
 - エ 義援金の募集
 - オ 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
- (5) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
- (6) 中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）
 - ア 高速道路・一般有料道路の保全
 - イ 災害時における緊急交通路の確保
- (7) 首都高速道路(株)
 - ア 首都高速道路の保全
 - イ 災害時における緊急交通路の確保
- (8) KDDI(株)
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (9) 日本通運(株)（横浜支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (10) 東京電力(株)（神奈川支店）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (11) 東京ガス(株)（神奈川導管事業部）
 - ア 被災地に対する燃料供給の確保
 - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(12) 国立病院機構

- ア 初期災害医療班等の編成及び派遣
- イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

(13) 郵便事業(株) (横浜支店)、郵便局(株) (南関東支社)

- ア 災害時における郵便物の送達の確保
- イ 救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資

5 指定地方公共機関

(1) 鉄道機関 (東京急行電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、相模鉄道(株)、箱根登山鉄道(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、横浜新都市交通(株))

- ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(2) バス機関 (東急バス(株)、京浜急行バス(株)、小田急バス(株)、相模鉄道(株)、箱根登山バス(株)、伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川中央交通(株)、富士急湘南バス(株))

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時の応急輸送対策

(3) 神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県看護協会

- ア 医療助産等救護活動の実施
- イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(4) 放送機関 ((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株))

- ア 気象予報、警報等の放送の周知
- イ 災害状況及び災害対策に関する放送
- ウ 放送施設の保安

- (5) 新聞社（株）神奈川新聞社
災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) 土地改良区（中津川左岸土地改良区、相模川左岸土地改良区、相模川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区）
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農業湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (7) ガス供給機関（厚木瓦斯株、秦野瓦斯株、小田原瓦斯株、湯河原瓦斯株）
 - ア 被災地に対する燃料供給の確保
 - イ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (8) 神奈川県住宅供給公社
災害時における住宅の緊急貸付け
- (9) 神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - エ 被災農家に対する融資のあつ旋
 - (2) 森林組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあつ旋
 - (3) 漁業協同組合
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあつ旋
 - ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
 - (4) 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - ア 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

- (5) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水対策への協力
 - イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備

- (6) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資

- (7) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

- (8) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導

- (9) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

- (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 防災組織

県、市町村及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図ります。

1 県の防災組織

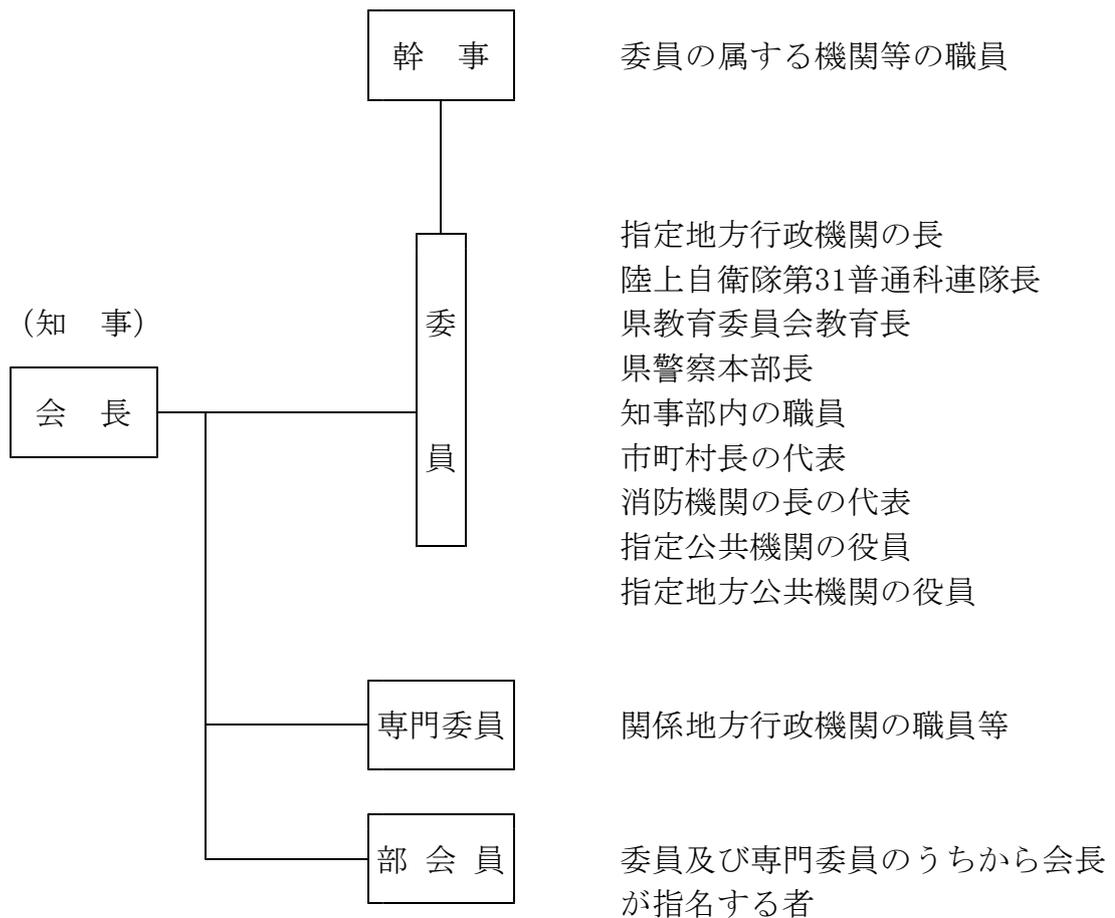
(1) 神奈川県防災会議

ア 設置の根拠

災害対策基本法第14条

イ 所掌事務

- (ア) 地域防災計画の作成とその実施の推進
- (イ) 県域に係る災害情報の収集
- (ウ) 災害応急対策及び災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整
- (エ) 非常災害時における緊急措置計画の作成とその実施の推進
- (オ) その他、法に基づく権限に属する事務



(2) 神奈川県災害対策本部

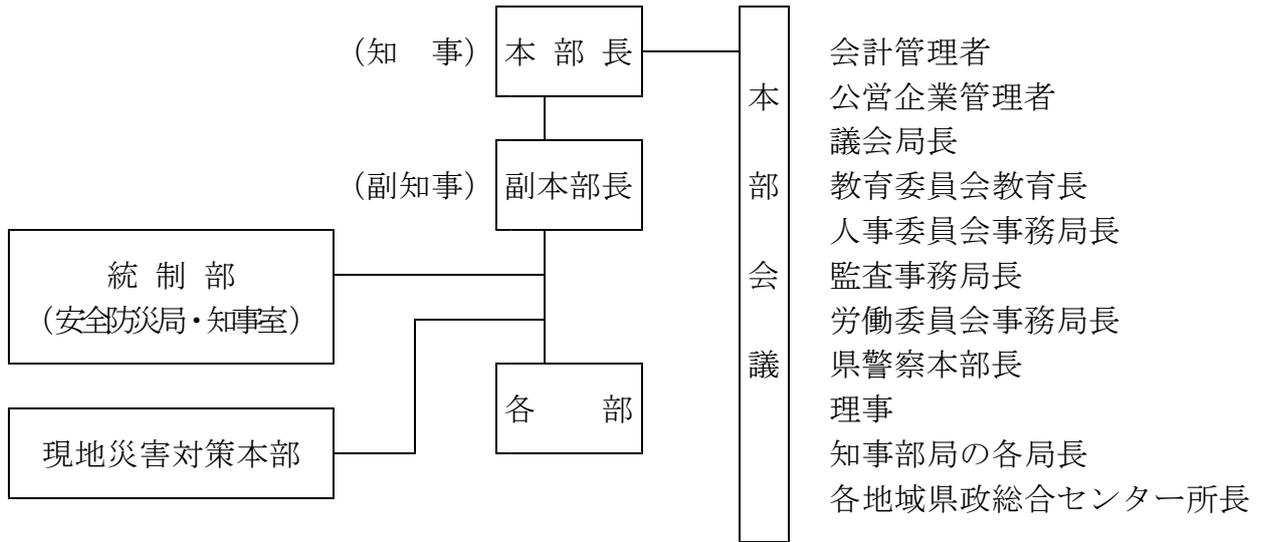
ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条

イ 所掌事務

地域防災計画の定めによる県域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 組織



(3) 神奈川県水防本部

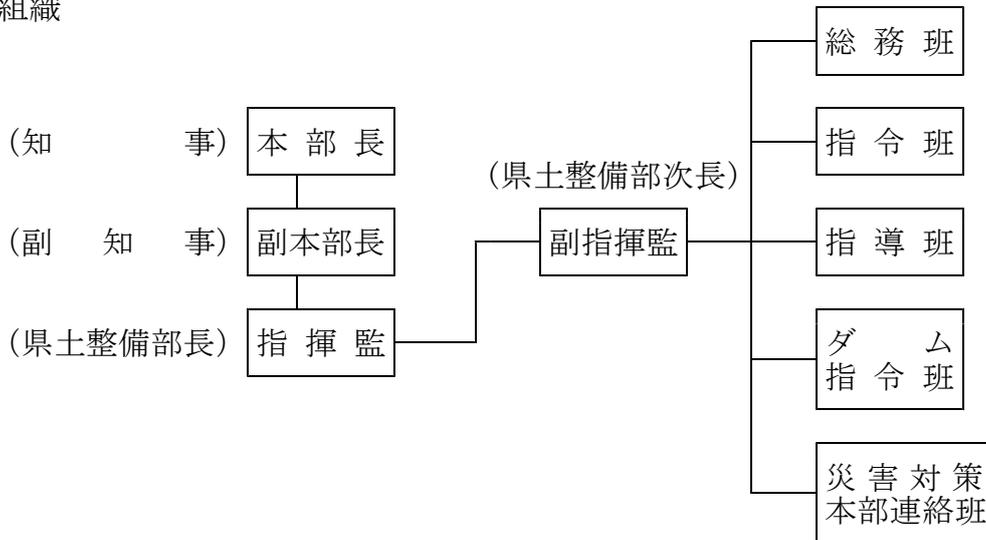
ア 設置の根拠

水防法第7条

イ 所掌事務

県内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減

ウ 組織



(4) 神奈川県石油コンビナート等防災本部

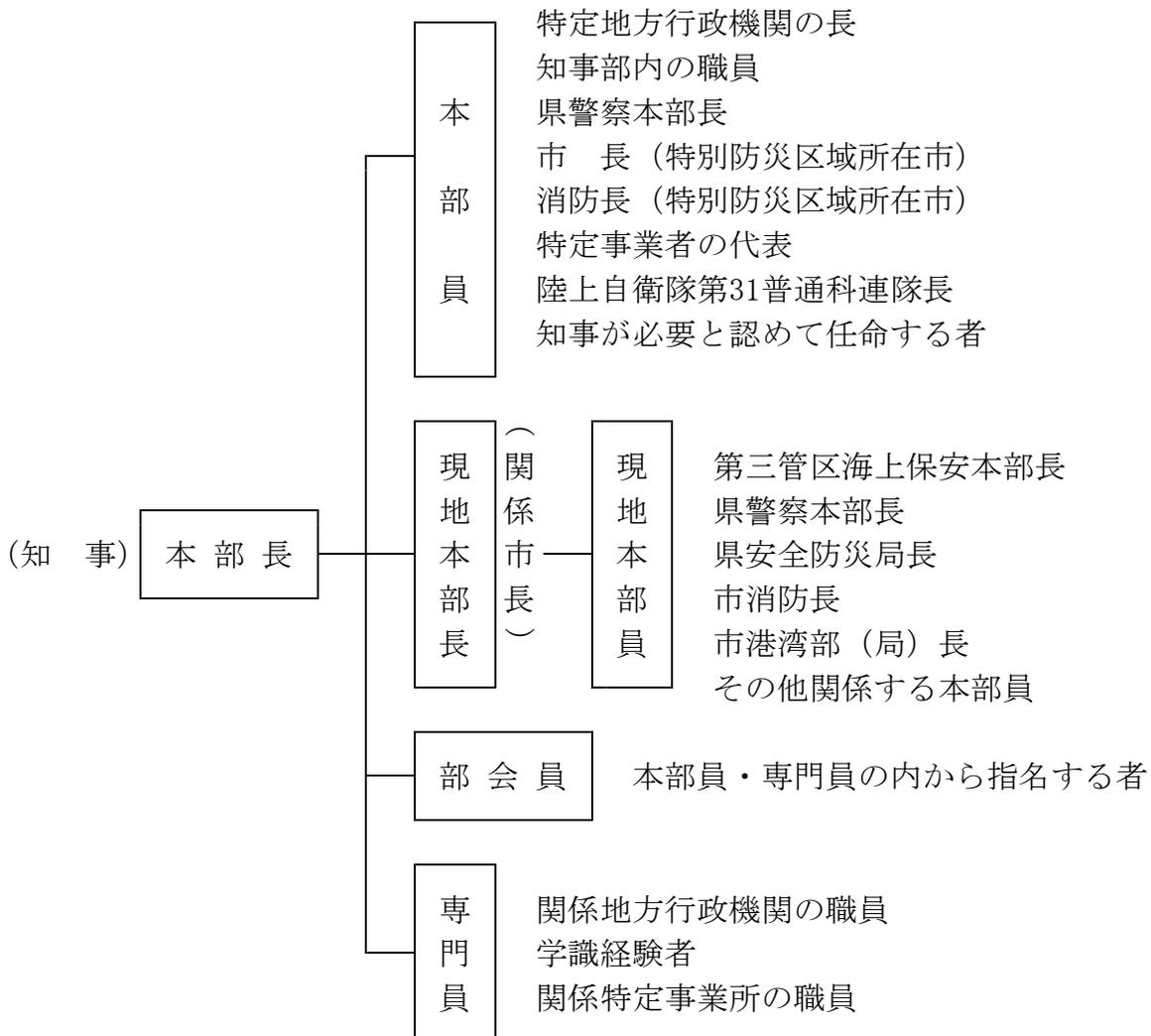
ア 設置の根拠

石油コンビナート等災害防止法第27条

イ 所掌事務

- (ア) 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- (イ) 防災に関する調査研究
- (ウ) 防災に関する情報収集、伝達
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整
- (オ) 石油コンビナート等現地防災本部に対する災害応急対策の実施にかかる必要な指示
- (カ) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (キ) その他防災に関する重要事項の実施推進

ウ 組織



資 料

地震編	1-1-(1)	神奈川県防災会議
〃	1-1-(2)	神奈川県防災会議条例
〃	1-1-(3)	神奈川県防災会議運営要綱
〃	1-1-(4)	神奈川県防災会議委員名簿
〃	1-1-(5)	神奈川県防災会議幹事名簿
〃	4-1-(8)	神奈川県災害対策本部条例
〃	4-1-(9)	神奈川県災害対策本部要綱
〃	4-1-(10)	神奈川県災害対策本部要綱及び神奈川県地震災害警戒本部要綱の運用について

2 市町村の防災組織

市町村は、関係法令及び条例に基づき、次の防災組織を設置します。

(1) 市町村防災会議

災害対策基本法第16条に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準じます。

(2) 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県災害対策本部に準じます。

(3) 市町村水防管理団体

水防法第3条に基づき設置し、市町村における河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し防御します。

3 防災関係機関の防災組織

県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図ります。

4 自主防災組織

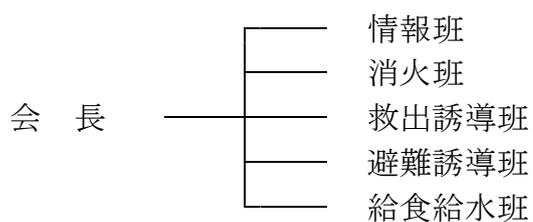
(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置します。

(2) 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによりますが、例示をすると次のとおりです。

また、具体的編成及び活動基準は第2編第2章第13節の県民の自主防災活動の拡充の資料のとおりです。



5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途規模に応じた自衛防災組織等の整備、充実を図ります。

第2編 風水害対策編

第1章 災害に強いまちづくり

- 本県は、その自然的条件、社会的条件から、災害に対する脆弱性が指摘されており、これまでも災害に強い安全な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的な土地利用を基本に都市づくりを進めてきました。

例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、過去の自然災害の発生履歴や斜面崩壊、地すべり、土石流あるいは崖崩れ、浸水など風水害の発生が予測される区域などを地図上に示し、自然災害を回避した土地利用を図る「自然災害回避（アボイド）行政」を推進してきました。

また、県土の整備に当たっては、安全性に留意をしてきました。例えば、伊勢湾台風級の高潮にも対応できるよう海岸等の整備を進めるとともに、土砂災害を防止するための対策工事に重点的に取り組んできました。

さらに、河川整備にも着々と取り組んできています。

- しかし、近年の都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街やビルの地下などの地下空間の利用が進み、土地利用形態が大きく変化してきており、本来土地の持つ保水・遊水機能が減少し、内水による地下空間などへの浸水による都市型水害発生の危険性が増しています。

このため、今後は、河川流域の適正な土地利用をより一層促進するとともに、市街地の整備にあたっては、透水性舗装の施工、遊水池、調整池等の雨水貯留、排水施設や浸透施設の設置を進めるなど、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて適切な対策を実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を図ります。

また、河川については、築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、分水路等の建設等の整備を計画的に進めるとともに、下水道による雨水排水施設等の整備を進め、大雨による洪水等に対する都市の安全性の向上を図ります。

さらに、高潮等の災害から背後地を守るため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を推進するとともに、山地災害等からの安全性を確保するための治山対策、総合的な土砂災害対策にも引き続き取り組んでいきます。

- 「安全な県土づくり」は、県民社会を支える基礎的な条件です。神奈川県としては、県政の運営全般にわたって、常に「安全な県土づくり」という視点を重視し、いろいろな取組みの蓄積によって実現していくものとして、長期的、総合的な視点に立って、積極的に取り組んでいきます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【現 状】

- 本県では、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、安全で、住み良く、暮らしやすい生活・生産環境の確保を図るため、総合的、計画的な土地利用を進めてきました。
- 例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、過去の自然災害の発生履歴や斜面崩壊、地すべり、土石流あるいは崖崩れ、浸水などの風水害等の発生が予測される地域などを地図上に示し、自然災害を回避した土地利用を図る「自然災害回避（アボイド）行政」を推進してきました。
- また、都市計画法に基づく開発の許可にあたっては、防災性に配慮し、安全性の確保に努めるとともに、既成市街地の都市機能の更新、居住環境の改善、防災性の確保等を図り、安全で住み良いまちづくりを目指して市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業等を進めています。
- 都市計画区域内の土地について、道路や河川等の公共施設の整備を進めるとともに、宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業を実施し、健全な市街地の造成と良好な宅地の供給を行っています。
また、既存市街地などについても、防災性をはじめとして、都市における市街地整備の水準は依然として低い状況にあることから、災害に強いまちづくりの根幹的手法としての土地区画整理事業の促進を図っているところです。

資 料

地震編	2-1-(2)	都市防災基本計画の概要
〃	2-1-(3)	市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表
〃	2-1-(4)	宅地造成工事規制区域図
〃	2-1-(5)	市街地再開発事業の概要
〃	2-1-(6)	優良建築物等整備事業の概要
〃	2-1-(7)	市町村別市街地再開発事業実績表
〃	2-1-(8)	土地区画整理事業計画基準
〃	2-1-(9)	土地区画整理事業一覧

【課題】

- 人々が安心して生活し、社会・経済活動を行っていく前提としては、都市の安全性の確保が基本です。広域にわたり市街地が連担している神奈川の都市の安全性を高めるためには、自然環境との共生を重視し、都市の質の向上を図ることが大切です。こうした観点から、計画的な土地利用を一層進めるとともに、既成市街地や河川管理施設などの再整備を計画的に進めることが、防災都市づくりの基本的課題となっています。

【取組みの方向】

- 県は、自然災害による被害の発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避（アボイド）行政」を今後も継続して推進するとともに、県及び市町は、土地利用の規制・誘導、市街地の面的整備を都市計画との連携によりその実効性を高めていきます。
- 県及び市町は、河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により、都市災害の危険性が增大している地域では、都市河川の整備を促進するとともに、流域の適正な土地利用の誘導を図り、総合的な治水対策の推進に努めます。

資 料

地震編 2-1-(1) 自然災害回避（アボイド）行政の概要

【主な事業】

1 計画的な土地利用の推進

- 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県国土利用計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。 [県土整備局]
- 県及び市町は、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内のオープンスペースの確保を図ります。 [県土整備局]
- 県及び市町は、災害による不測の事態に備え、多目的に利用できるヘリポートや水防センターなどからなる河川防災ステーションの設置を進めます。 [県土整備局]

2 危険を回避した土地利用

- 県は、災害履歴や危険区域箇所などを地図化した自然災害回避（アボイド）情報を県民に提供し、より一層の周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを

活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。

[安全防災局、環境農政局、県土整備局]

3 市街地の整備

- 県及び市町等は、既成市街地については、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します。
[県土整備局]

4 開発許可に係わる安全性の配慮

- 県は、都市計画法に基づく開発許可にあたっては、安全性に配慮した指導を進めます。
[県土整備局]

資 料

地震編 2-2 県立都市公園等一覧

第2節 治山・造林

【現 状】

- 本県の森林は、丹沢山塊、箱根山塊及び三浦半島に分布し、県土面積の約40%を占めていますが、これら森林地帯は地形が急峻で複雑なうえ、地質が脆弱であるため、集中豪雨、地震等で荒廃しやすい状況にあります。
- 関東大地震、北伊豆地震で発生した荒廃地は、治山事業等による復旧事業により相応の成果が得られましたが、近年の集中豪雨などによる森林の被害もあり、今なお多くの荒廃地があります。
- そこで、県では荒廃地を復旧し、また荒廃を予防するために、平成16年度を初年度とする森林整備保全事業計画により計画的に治山事業を推進しています。
- また、土砂流出防備保安林などの保安林の指定を行うとともに、保安林の森林整備を計画的に実施することにより、山地災害を防止するよう努めています。
- さらに、健全な森林を維持することは森林の持つ県土保全機能を十分に発揮させることになるため、適切な造林、保育が行われるよう努めるとともに、水源地域では水源の森林づくり事業を推進します。

【課 題】

- 近年、私有林において林業経営の不振、不在地主や所有者の林業離れなど、森林の手入れ不足により荒廃した森林が増えており、山地災害の防止や水源かん養など森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。
このため、水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、流域を単位とした面的、集中的な森林管理の視点から、荒廃地の復旧工事を計画的に進めるとともに、混交林や複層林など、豊かで活力ある多彩な森林づくりを推進し、災害に強い森林づくりを進めます。
- 県は、自然災害回避（アボイド）情報を周知するとともに、山地災害危険地区の保安林指定を推進し、計画的に治山工事を進めます。

【主な事業】

1 治山工事の計画的な推進

- 県は、保安林内の山地災害危険地区について、災害発生の高危険性の高いところから計画的に治山工事を進めます。 [環境農政局]

2 森林の機能の維持・向上

- 県は、森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。 [環境農政局]

- 県は、健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林など災害に強い多彩な森林づくりを進めます。 [環境農政局]

- 県は、水源地域の森林において、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。 [環境農政局]

第3節 治水対策

【現 状】

- 本県では、人口増加にともない土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少にともない都市型水害が増加しています。
- また、近年は1時間あたり100mmを越す集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水により地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間などに大きな被害が生じています。

【課 題】

- 近年、都市化の進展に伴い、洪水時の河川への流入量の増大等に対して治水上の安全を確保するためには、土地利用にあたっては治水施設整備とともに、河川流域において適正な保水・遊水機能を持たせることが必要となっています。
- 都市機能の増進を図るために地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間の有効活用が進められており、これらの浸水対策が必要となっています。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。
- 県は、河川について、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水池、分水路等の建設等の整備を推進します。
- 県は、重要河川について、治水対策上、関係機関等が相互に必要な河川情報を、平常時、緊急時を問わずリアルタイムで共有化できる情報基盤の整備を推進します。
- 県及び市町村は、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように図ります。
- 県は、土砂災害危険箇所等を公表します。また、横浜地方气象台と共同で洪水予報（洪水注意報、洪水警報等）を行うとともに、水位周知河川において避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）を定めるなど、住民等の避難に資する洪水情報を提供します。
- 県は、洪水予報を行う河川や水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避

難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定するとともに、想定される水深を公表（浸水想定区域の指定、浸水想定区域図の公表）し、安全な土地利用の誘導や、風水害時の避難体制の整備を支援します。

- 県及び市町は、土地区画整理事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画を指導していきます。
- 開発に伴う下流河川の治水対策について、県は、地域の自然、社会条件、下流河川及び周辺の状態等を勘案し下流河川等の管理者との調整を行った上で、安全で、合理的かつ効果的な規模及び方法により取り組みます。

【主な事業】

1 治水施設等の整備

- 県は、県内の河川のうち、特に過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の著しい河川について、都市河川重点整備計画（「かながわセイフティリバー50」）により整備します。 [県土整備局]
- 鶴見川、境川、引地川、目久尻川の4河川は総合治水対策特定河川に指定され、県は、流域の保水機能の確保、安全な土地利用の指導などと併せて治水施設の整備を積極的に進めます。 [県土整備局]
- 県は、県民の安全確保のため、管理する河川について、過去の洪水被害の有無や流域面積、流域人口などを基に、洪水予報河川に指定、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）を定めるための調査を行います。また、洪水予報河川や水位周知河川において、浸水想定区域を指定し、想定される水深を公表するための調査を行います。 [県土整備局]

2 安全性に配慮した行政指導の実施

- 県及び市町は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者に指導します。 [県土整備局]
- 県及び市町は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導します。 [県土整備局]

3 浸水想定区域における避難の確保

- 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時

の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）または主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めます。

- 市町村は、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、市町村地域防災計画において、洪水予報の伝達方法を定めます。
- 市町村長は、市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で、施設利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じます。

4 地下街等における浸水被害軽減対策

- 地下街等の管理者は、洪水等による地下施設等への浸水経路、浸水形態の把握等に努めるとともに、水防の責任者や連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画の作成に努めます。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに公表します。
- 地下街等の管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土嚢などの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努めます。
- 地下街等の管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定した従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図ります。

5 地下街等における浸水の危険性の周知、啓発

- 県、市町村及び地下街等の管理者は、日頃から洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努めます。
[県土整備局]

- 市町村は、浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等がある場合には、洪水等による浸水の危険性についての周知、啓発に努めます。

資 料

風水害編 2-1-3 都市河川重点整備計画

(かながわセイフティーリバー50)

第4節 河川改修

【現 状】

- 近年、河川流域の都市化の進展は著しいものがあり、従来保有していた保水・遊水機能の減少に伴い、河川への直接流出量が増大しています。また、沿川に人家や工場等が密集しており、従来と同程度の洪水でも被害が大きくなる傾向があります。
- 改修規模の目標設定にあたっては、河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して決定することとしています。
- 神奈川県管理河川は、26水系114河川（762.42km）ありますが、要改修延長452kmの河川改修を積極的に進めています。
- これらの治水対策の進め方としての洪水処理方式として、河道拡幅、分水路設置などの河道処理方式と、遊水地、地下調節池、ダム設置等の洪水貯留方式等があり、河川の特성에応じて計画を立案して改修を進めています。

【課 題】

- 近年の河川流域の都市化の進展に伴う洪水被害が大きくなる等の状況に対応するため、都市基盤としての治水対策の推進は緊急な課題となっています。
- 県の管理河川流域に想定されるすべての開発に対応させ、その安全性を確保していくためには、相当の経費と長い年月が必要となります。

【取組みの方向】

- 県は、大河川については、長期的には、100年から150年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保するように、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり50mmの降雨相当（5年から10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進します。

【主な事業】

1 計画的な河川改修の実施

- 県は、大河川（相模川、酒匂川、中津川）について、長期的には100年から150年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保することを目標としていますが、相模川については、さがみ縦貫道路に沿った無提部の築堤を完成させるとともに、海老名市河原口地区の拡幅を進め、治水安全度の確保を図ります。 [県土整備局]
- 県は、中小河川については、長期的には30年から100年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保する事を目標設定していますが、特に過去の大雨で水害が発生

した河川や、都市化の進展が著しい河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画（「かながわセイフティリバー50」）により、横浜市、平塚市、藤沢市など都市化の著しい地域を流れる河川のうち近年洪水の被害を受けた地域及び洪水被害の危険性をはらんでいる6地区の15河川を治水上特に重要な河川と位置づけ、当面、1時間あたり概ね50mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図っていきます。 [県土整備局]

- 県は、その他の都市河川については、県西地域を主眼にして、森戸川や早川等の河川整備を図ります。 [県土整備局]

資 料

- 風水害編 2-1-3 都市河川重点整備計画
（かながわセイフティリバー50）
- 風水害編 2-1-4 海岸・河川・港湾図

第5節 下水道整備

【現 状】

- 下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とした汚水排除施設の整備と浸水の防除を目的とした雨水排除施設等の整備を実施しています。現状では、雨水整備は、汚水整備に比べて、多少遅れています。
- 公共下水道は、県内33市町村が事業に着手しています。事業を早期に着手した都市の排除方式は、一部地域で合流式を採用しており、その他の都市は分流式です。
- また、下水道事業を実施している市町村に対して建設費の一部を補助しています。

【課 題】

- 浸水防止対策の整備を促進していく必要があります。

【取組みの方向】

- 市町村は、汚水排除施設の整備とバランスのとれた雨水排除施設等の整備を促進していきます。
- 県及び市町村は、排水施設等の拡充や河川改修事業との連携を図りながら、さらに安全度を向上させていきます。
- 市町村は、現在、既に都市の集積等により浸水被害が生じている地域はもとより、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加すると予想される地域に対しても浸水被害の解消に向けて、排水施設等の整備を推進していきます。

【主な事業】

1 下水道施設の整備

- 県は、浸水被害の解消に向けて、排水施設の整備促進を図るため、市町村に対して、公共下水道事業費の補助を行います。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等の対策を推進します。 [県土整備局]

第6節 洪水調節

【現 状】

- 昭和22年に完成した相模ダムは、水道用水、工業用水及び発電を目的とするダムです。洪水が予想される場合には、予備放流によって相模ダムの水位を低下させ、洪水処理を行っています。
- 昭和40年に多目的ダムとして完成した城山ダムは、洪水時には50年確率の洪水流量4,100 m^3 /秒を3,000 m^3 /秒に調節して流下させることにより、下流の災害や水害の軽減を図っています。
- 昭和53年に多目的ダムとして完成した三保ダムは、洪水時には100年確率の洪水流量2,100 m^3 /秒を1,250 m^3 /秒に調節して流下させることにより、下流の災害や水害の軽減を図っています。
- 平成13年3月に完成した宮ヶ瀬ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的としています。

【課 題】

- 県は、上流地域の災害防止を図るためには、護岸の整備や貯水池の堆積土砂の除去を行う必要があります。
- ダム完成後、相当の年月が経過し、共同施設の設備も老朽化しつつあるので、計画的に施設の更新等を行う必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、上流地域の災害防止を図るため、貯水池の堆積土砂の除去や河川整備等を実施します。
- 県は、共同施設等の計画的な施設更新を行うとともに、時代に応じたシステム等の導入を行い、万全なダム管理を行います。

【主な事業】

1 貯水池等の整備

- 県は、上流地域の災害防止を図るため、相模貯水池大規模建設改良事業により、相模貯水池のしゅんせつ、護岸の整備、相模貯水池への土砂流入防止施設の設置、流入支川の保全等を行います。 [県土整備局、企業局]

2 ダム施設等の管理及び改良

- 県は、城山ダム及び三保ダムについては、ダム共同施設等の施設の管理及び施設改良を行います。 [県土整備局、企業局]
- 国は、宮ヶ瀬ダムについて、洪水調節機能により下流の災害や水害の軽減を図ります。

資 料

風水害編	2-1-6-(1)	放流警報施設位置図（相模川）
風水害編	2-1-6-(2)	放流警報施設位置図（酒匂川）
風水害編	2-1-6-(3)	放流警報施設位置図（中津川）
風水害編	2-1-6-(4)	水防時における通信連絡基本系統図

第7節 高潮対策

【現 状】

- 本県の海岸線は総延長で約429kmあり、沿岸部では市街化が進み、海水浴シーズンには数多くの人が集まる大小30の海水浴場を抱え、さらに、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しています。
- 相模灘では、近年侵食が進み、台風時には高潮の被害が発生しています。
その結果、各海岸における最大水位は、海岸の地勢等により異なるため、具体的な施設整備は、それぞれの調査結果の最大水位をもとに、背後地盤が低く、災害の危険性が高い海岸から整備を進めています。
また、高潮対策のため、護岸等の整備を進めています。
- 河川では、地盤が低く、人口密度の高い帷子川について、伊勢湾台風級を想定して防潮堤の整備を進めています。また、国では、鶴見川（河口からJR東海道線橋りょう区間）において河川高潮対策を推進するとともに、多摩川（河口から六郷橋区間）、相模川（河口から国道1号線馬入橋区間）においても河川高潮対策を計画的に進めています。
- 川崎市は、防潮堤の築造及び東扇島、扇島埋め立てにより、伊勢湾台風級の台風襲来を想定したとしても内陸部への浸水は、ほぼ防止できる状況にあります。また、湾に直面する浮島南部については、浮島町地先に廃棄物埋め立て事業による外周護岸の完成や、更には東扇島防波堤の完成により波浪の直撃を避けられるようになっています。
- 横浜地方気象台は、予報区内を代表する横浜（横浜・川崎、三浦半島東京湾側）、油壺（湘南、三浦半島相模湾側、西湘）の高潮に注意・警戒が必要な時間帯を、可能な限り日時を明示して提供するとともに、高潮の程度を表現する際には、従来からの県内における東京湾平均海面上の予想だけでなく、過去の観測記録を示すなど、きめ細かい高潮の予測情報を提供しています。

【課 題】

- 海岸高潮対策として、護岸等を整備するのみならず、侵食に合わせ、かつ、環境・利用が調和した対策が必要です。
- 河川高潮対策として、帷子川においては、築地橋、万里橋、平岡橋、JR東海道本線橋りょう、JR根岸線橋りょう、JR貨物線橋りょう、京浜急行橋りょうの7橋りょうの対策を検討する必要があります。
また、護岸整備の一層の促進を図るとともに、アボイドマップ等により県民に高

潮による浸水予想区域の周知徹底を図る必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、沿岸住民や海浜利用者の安全を高めるため、海岸の整備は、波の高さを減少させたり、侵食防止効果のある人工リーフや養浜等を組み合わせて自然環境や景観に配慮した面的防護方式で整備を進めていきます。
- 河川高潮対策として、県では引き続き帷子川河口部の改修を重点的に進めていきます。
また、県では、地域住民の安全を確保するとともに、地域の景観等に配慮した整備を計画的に進めていきます。

【主な事業】

1 海岸高潮対策の推進等

- 県は、葉山、平塚、湯河原海岸等において、海岸高潮対策として、離岸堤、ヘッドランド、人工リーフ、護岸等の整備を進めています。 [県土整備局]
- 県は、小田原漁港海岸（御幸の浜海岸）で侵食防止の人工リーフの整備を進めています。 [環境農政局]
- 横浜市は、臨海部の護岸について、民有護岸を含め点検を進めるとともに、かさ上げ等の必要な指導、要請を行い改修を進めます。
- 横須賀市は、港湾施設及び埋立地の防潮対策について、護岸工事がほぼ完了しており、今後計画する埋め立て工事についても、特に防潮対策に万全を期していきます。

2 河川高潮対策の推進

- 県は、河川高潮対策として、帷子川においては、要改修延長4.8kmに対して平成20年度末現在改修済延長2.7kmとなっており、今後も計画的に改修を進めていきます。 [県土整備局]

第8節 水害予防施設の維持補修

【現 状】

- 流域の開発により風水害時の農業用水路への雨水の流入量が増大し、農地のみならず周辺宅地にも湛水被害の恐れがあるため、点検と安全対策を実施しています。
- 農業用施設周辺の農地の宅地化が進展し、農業用施設の崩壊や土砂崩れ等の災害によって、人家等に被災の恐れがあるため、点検と安全対策を実施しています。
- 広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について管理点検と維持補修を実施しています。
- 県管理河川は、現在一級河川は、多摩川、鶴見川、相模川の3水系33河川、延長は259.74km、二級河川は帷子川などの23水系81河川、延長502.68kmであり、合計26水系114河川、延長762.42kmを管理しています。

【課 題】

- 農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性のより一層の向上が必要となっています。
- 広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設に対するきめ細かな点検管理のパトロール体制を強化する必要があります。
- 河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、農地・農業施設及び周辺地域に被害を与える恐れのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保します。
- 県及び市町村は、パトロールなどで明らかになった工作物の小破損等について速やかに維持改修を行い、施設の機能を保ちます。
- 県及び市は、既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的・重点的に風水害対策を実施するものとします。また、基準に適合しない占用工作物等は管理者に必要な措置を勧告します。

- 県及び市は、堤防高が不足している箇所、築堤、堤防の質的改良を地元住民等の合意を得て実施するほか、必要な箇所において、樋門、樋管の改修及び増強を行います。

【主な事業】

1 農業用施設等の整備・改修

- 県及び市町村は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進します。 [環境農政局]
- 県及び市町村は、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施します。 [環境農政局]
- 県及び市町村は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施します。 [環境農政局]

2 農地保全施設等の整備・維持補修

- 県及び市町村は、急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します。 [環境農政局]

3 農業用施設、漁港施設、林業施設の整備・維持補修

- 県及び市町村は、広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。 [環境農政局]

4 河川管理施設の整備・維持補修

- 県は、河川管理施設の施設点検や重要水防箇所等からランクづけを行い、計画的・重点的に維持補修を進めます。 [県土整備局]

第9節 崩壊危険地等の災害防止

【現 状】

- 県東部の三浦半島や横浜、川崎地域には、多くの丘陵地があり、降雨等による崩壊により、災害の発生する危険性のある崖が数多くあります。
また、県西部の箱根、丹沢の山地には、多くの土石流危険渓流や地すべり防止区域があり、これらの場所に多くの人が暮らしています。
そこで、県では、急傾斜地崩壊防止対策、土石流対策、地すべり対策事業に積極的に取り組んでいます。
- さらに、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日付け文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省消防庁通知）により、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業など国土保全事業の推進、当該施設が所在する市町村や施設の管理者への通知、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚、さらに、施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立など、防災体制の整備に努めるよう指導をすることとしています。
- 湘南海岸では、強風により海岸地帯の住宅や道路が飛砂や塩害の被害を被っています。
そこで、県では、飛砂防備対策に積極的に取り組んでいます。

資 料

地震編	2-5-(1)	急傾斜地崩壊危険箇所指定区域（年度別達成率表）
〃	2-5-(2)	市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表
〃	2-5-(3)	市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表
〃	2-5-(4)	市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積
〃	2-5-(5)	急傾斜地崩壊危険箇所等（市町村別）
〃	2-5-(6)	地すべり危険箇所・指定区域（年度別達成率表）
〃	2-5-(7)	市町村別地すべり危険箇所一覧表
〃	2-5-(8)	市町村別地すべり防止区域指定一覧表
〃	2-5-(9)	市町村別土石流危険渓流一覧表
〃	2-5-(10)	市町村別砂防指定地（土石流危険渓流）一覧表
〃	2-5-(11)	土石流危険渓流等（市町村別）
〃	2-5-(12)	崩壊危険区域及び地すべり防止区域における警戒・避難対策計画
〃	2-5-(13)	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表

【課題】

- 県は、降雨等による崖崩れ、地すべり、土石流等の災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備を推進するとともに、市町村は、これら土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、自然災害回避（アボイド）情報等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の防災工事を計画的に推進します。また、市町村は、警戒・避難体制の整備を図ります。

【主な事業】

1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及び土石流危険溪流について、発災の危険性の高いところから計画的に災害防止工事をさらに進めます。

[県土整備局]

2 災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策

- 県は、高齢者、障害者等の災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、災害防止工事を積極的に推進するとともに、施設の管理者に対して市町村と協力して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導していきます。

[県土整備局]

3 指定区域の周知、管理及び保全の制限、防災措置の勧告等

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標注及び標識板等を設置し、地域住民に周知徹底するとともに定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行います。

[県土整備局]

4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

- 県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を把握し、土砂災害警戒区域を指定します。また、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を行います。

[県土整備局]

5 土砂災害警戒情報

- 横浜地方气象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の

避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表します。

[県土整備局]

6 市町村の対策

○ 市町村は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流における警戒、避難対策計画を策定し、土砂災害警戒情報等を用いた避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

また、危険な箇所に住する地域住民や観光旅館、災害時要援護者施設等の従業員に対する計画内容の周知を徹底します。

○ 市町村は、急傾斜地崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底します。

7 湘南海岸における飛砂防備対策等

○ 県は、湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の整備・保全を進めます。

[県土整備局]

8 山地の災害防止

○ 県は、保安林のうち、危険性の高いところから計画的に治山事業を進めます。

[環境農政局]

第10節 造成地の災害防止

【現 状】

- 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については、都市計画法の技術基準により宅地造成工事規制区域の指定地内においては、宅地造成等規制法の技術基準により排水や擁壁について審査及び指導を行っています。
- 平成7年の阪神・淡路大震災においても、こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は地震に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国も、この経験をふまえ宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組みを行っています。

【課 題】

- 全国各地における昨今の被災実態をふまえ、現行の宅地防災行政を強化する必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、宅地の安全確保のために宅地造成規制区域の見直し・拡大を市町村に働きかけるとともに、開発事業者に対し宅地防災マニュアル等を活用し工事施工に伴う適正な監理体制の強化の指導を行い、併せて許可権者として検査体制を強化していきます。

【主な事業】

1 宅地造成等規制法による造成地の災害防止

- 県は、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進を図ります。 [県土整備局]
- 県は、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定制度の周知等、県民への啓発活動を進めていきます。 [県土整備局]

資 料

地震編 2-1-(4) 宅地造成工事規制区域図

第11節 地盤沈下の防止

【現 状】

- 地盤沈下は、地下水を採取することにより、地下水位が低下し、地層が収縮するために起こるといわれています。県内においては、ここ数年、地下水の過剰な汲み上げに起因する地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、軟弱地盤における圧密沈下によるものと思われる地盤沈下が局地的にみられます。
- 県内の地盤沈下地域は、工業用水法及び県生活環境の保全等に関する条例等により地下水採取の規制地域になっており、横浜市及び川崎市（一部）には、工業用水法による規制を行い、横浜市（工業用水法の指定地域は除く。）、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市（一部）、海老名市及び寒川町には、県生活環境の保全等に関する条例により規制を行っています。
- 地盤沈下の状況を把握するため、横浜市・川崎市、県央（厚木市・海老名市）及び湘南（平塚市・茅ヶ崎市・寒川町）地域の7市町において、水準測量、観測井による地下水位の観測等を行っています。
- また、地下水採取規制地域の周辺部の地盤沈下を防止するため、鎌倉市及び藤沢市でも水準測量を実施しています。
- 県は、政令指定都市を除く7市町が行う精密水準測量等の地盤沈下監視事業に対して補助を行っています。

【課 題】

- 近年、地下水の過剰汲み上げに伴う地盤沈下は沈静化の傾向にありますが、建設工事等に伴う局地的な沈下が生じています。

【取組みの方向】

- 県と市町が連携し、局所的な地盤沈下の状況を把握するため、水準測量等の調査を継続します。
- 県は、地盤沈下を防止し、持続的な地下水の利用を図るため、指定地域における地下水採取の届出制を許可制に移行し、指導の強化を図ります。
- 県は、建設・土木工事等による周辺の地盤沈下を防止するために、事業者が適正な措置を講ずるよう啓発を図ります。

【主な事業】

1 地下水採取の規制

- 県は、県条例で指定する地下水採取規制地域の市町（政令市は除く）が、地盤沈下調査として実施する水準測量等に対して支援します。 [環境農政局]

- 県は、工業用水法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取量、地盤沈下量等の調査データの集計整理、地盤沈下調査結果の取りまとめを行います。 [環境農政局]

- 県は、県内の地盤沈下地域を、工業用水法及び県生活環境の保全等に関する条例により地下水採取の規制地域として、規制します。 [環境農政局]

第12節 建築物の安全確保

【現 状】

- 住宅をはじめとする建築物については、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認しています。
- 「既存建築物総合防災対策推進計画」に基づき、建築物をはじめ、落下物、ブロック塀等の安全対策を総合的に進めています。
- 大都市の中心市街地等における地下空間では、都市機能の増進を図るために、有効活用が進められており、住宅及びビルの地下施設や地下街等様々な利用がされています。

【課 題】

- 施工又は維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離、落下による事故が発生していることから、強風時に対しても外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。
- 近年、1時間あたり 100 mmを超す集中豪雨が増加し、内水による浸水により住宅やビルの地下施設等に大きな被害が生じており、これらの浸水対策が必要となっています。

【取組みの方向】

- 県及び市（*）は、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や落下物の防止対策について取り組んでいきます。
- 県及び市（*）は、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進します。

【主な事業】

1 普及・啓発

- 県は、市町村と共同して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及啓発を行うとともに、建築物所有(管理)者に対して、指導助言を行います。

[県土整備局]

2 応急対策上重要な施設の安全確保

- 県、市町村及び施設管理者は、劇場、地下街等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

[県土整備局]

3 法に基づく建築物の安全性の確認

- 県及び市（*）は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に、風圧力の構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認します。 [県土整備局]

（*）横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市

第13節 ライフラインの安全対策

【現 状】

- 上水道については、台風等により電力の供給が停止することもあるため、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、単独庁舎の営業所に非常用発電機を設置するとともに、災害用指定配水池による飲料水の確保を図っています。また、安定給水とライフラインの確保の観点から、災害に強い水道をめざし、水道事業者間の相互融通管の布設等施設のネットワーク化を図るため、整備を進めています。
- 下水道施設については、処理場や幹線管渠のネットワーク等、バックアップ体制の確立がなされていないため、風水害による被害が処理場あるいは幹線管渠に発生した場合、処理が不能あるいは著しく能力低下するおそれがあります。
- 電気については、東京電力㈱が災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めています。
- ガスについては、東京ガス㈱が、主要施設への緊急遮断装置の設置、マイコンメーターの各戸への設置、県内供給区域を5つの大ブロック、43の小ブロックごとの独立した供給維持などの対策を進めています。
そのほかの県内ガス事業者においても、緊急遮断装置の設置などの安全対策を進めています。
また、液化石油ガスについても、ガス放出防止器及びS型メータ等の設置推進などを図り、安全対策を進めています。
- 電話・通信については、東日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱及び㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモにおいて、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。
また、輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、東日本電信電話㈱は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供します。
なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

【課 題】

- 電力供給が長時間停止した場合には、浄水場から自家用発電機によつての送水となるため、送水能力が低下することから、各配水池では貯水量の増量を図る必要があります。
また、長時間の電力供給停止により広範囲にわたる断水が生じた場合を想定し、応急給水活動や広報活動を各市・町とその内容、方法等を十分協議しておく必要が

あります。

- 下水道施設について、風水害に対して安全性を確保するため、今後、処理場間の相互運転体制を整備していく必要があります。
- また、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生などの問題が生じたため、ライフラインの安全性のより一層の向上が必要となっています。

【取組みの方向】

- 県では、ライフラインについて県民生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進めます。
- ガスについては、東京ガス㈱が、主要施設への緊急遮断装置の設置、マイコンメータの各戸への設置などの対策を進めるとともに、県内供給区域を独立した5つの大ブロック、43の小ブロックに分割することによる安定供給と緊急対応の確立に努めます。
- その他の電気、液化石油ガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、安全強化対策をさらに推進していきます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。

【主な事業】

1 上水道施設

- 県は、上水道の災害用指定配水池に応急給水用飲料水を確保します。また、浄水場では、長時間の電力供給停止に備え、受電施設の複数系統化や、自家発電装置の整備を進め、単独庁舎の営業所に非常用発電機を設置し、災害発生に備えます。また、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めていきます。

[企業局水道電気部]

2 下水道施設

- 県は、下水道施設の風水害に対する安全性を確保するため、流域下水道の処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の整備を進めます。

[県土整備局]

3 電線類の地中化

- 道路管理者は、電線類について、ライフライン事業者と協調して地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。

4 電気、ガス、電話・通信

- 電気、ガス、電話・通信事業者は、共同溝の整備等、防災性の向上に一層取り組むとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

資 料

- 地震編 2-6-(1) 東京ガスの本支管延長表
- 地震編 2-6-(2) 東京ガスの地震観測地点一覧

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

- 風水害については、発災直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害発生の兆候が把握できた場合、あるいは災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- 特に、本県では、災害発生のおそれがある場合、あるいは災害が発生した場合の各種対策を速やかに決定し、迅速な応急活動を実施する司令塔としての「災害対策本部室」や各種支援対策の拠点施設として、「総合防災センター」を設置するなどの準備を進めてきました。
- しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには広域応援体制の充実を図る必要があります。
- また、応急活動の実施にあたっては、県民に最も身近な基礎自治体としての市町村の役割が重要となるため、市町村の事前準備について、県は、積極的な支援を行うとともに、広域的処理の必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制の運用、さらには国との連携などを強化、充実します。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現 状】

- 災害時に、その被害を最小限に止め、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- そこで、本県では情報収集・伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備したほか、これらを補完するため衛星電話を導入しています。
- また、横浜市及び川崎市と覚書を締結し、県警察のヘリコプターテレビ及び衛星通信用映像装置、横浜市、川崎市のヘリコプターテレビ及び高所監視カメラの映像を相互に送受信できる映像伝送システムを整備し、災害発生直後からの対策の検討が可能となっています。
- さらに、県内の各地域に高所監視カメラを順次整備することとしており、現在、足柄上地域及び西湘地域において、市街地等の状況を常時監視しています。
- 県警ヘリコプターについては、県域において、ヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しました。
- また、内閣総理大臣官邸、国の非常（緊急）災害対策本部等と直接の情報通信が可能となる「中央防災無線システム」と並んで、国や他都道府県との情報連絡を行うため「消防防災無線システム」と「衛星通信システム」を整備しています。
- さらに、災害発生時の初動体制がとれるよう、災害発生時の状況及び災害情報を把握するため、災害対策本部員用に携帯電話、ポケットベルを配置しています。
- 市町村においては、防災行政無線システムを整備し、情報伝達体制の確保に努めてきました。

【課 題】

- 情報システムが県庁舎等の拠点の被災、停電等により十分機能しないと、迅速な初動体制や復旧活動に支障を生ずるため、システムの安全性の強化と多重化が課題となっています。
- 確定被害情報を中心に情報収集を進めてきましたが、迅速な初動体制確保のための推計情報、さらには災害発生後の被災者の生活再建のための情報など現行のシステムでは想定していなかった情報の収集、提供の必要性があります。

- 市町村の災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制の拡充が求められています。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、一般県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 県は、市町村における災害情報受伝達システムの構築と多重化を支援します。

【主な事業】

1 災害情報受伝達の一層の強化に向けた検討等

- 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状システムにおける課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析及び通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。 [総務局、安全防災局]
- 市町村は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法を定めます。
- 市町村は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定めます。

2 被災者支援情報システムの構築等

- 県、市町村及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築します。
なお、支援情報は、高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするように努めます。 [安全防災局、県民局]
- 県及び市町村は、一般県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供について、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。

[安全防災局、保健福祉局]

3 市町村に関する支援

- 県は、市町村が行う災害時の地域情報システムの構築を支援します。 [安全防災局]

4 報道機関との協力体制の確立

- 県は、報道機関の協力のもとに発災時における災害報道を拡充し、被災者の生活再建の支援ができるものにします。 [安全防災局、県民局]

5 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

資 料

地震編	3-1-(1)	防災行政通信網構成機関及び回線系統図
〃	3-1-(2)	神奈川県企業庁無線系統図
〃	3-1-(3)	市町村防災行政無線整備状況一覧表
〃	3-1-(4)	神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現 状】

- 県は、平成11年6月に、知事直轄の組織として防災局を新設し、災害対策専門スタッフを配置するなど、防災対策全般の中核機能、総合調整機能を強化しました。その後、平成17年4月には、県民の安全・安心部門を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全・安心まちづくり部門を統合し、「安全防災局」を設置しました。
- 本県では、横浜地方気象台から気象情報を受信した場合に速やかな初動体制がとれるよう、安全防災局が24時間体制をとっています。
知事等幹部職員との間には携帯電話による連絡、ヘリコプター等による登庁体制を組むと同時に、安全防災局幹部職員は県庁周辺の職員公舎に待機するとともに、安全防災局職員、各局本部員等、地域県政総合センター防災担当職員等はポケットベルを携帯し、即時参集体制をとっています。
- 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表された場合などは、警戒体制をとっています。さらに大規模な災害が発生した場合などは、安全防災局が被害状況を把握した上で、知事を本部長とする「災害対策本部」を設置し、応急活動体制をとることとしています。また、各地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに「現地災害対策本部」を設置します。
これらの対策を適切に行うため、各種情報機能を装備した「災害対策本部室」を設置しています。
- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施することとしています。
また、現地災害対策本部では、現地において適切な応急対策をとることとしています。

【課 題】

- 刻々変化する被災者ニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県との連絡体制の拡充が求められています。
- 発災時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておくことが必要です。
- 大規模な風水害の場合、災害対策本部要員が被災者になったり、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要です。

【取組みの方向】

- 県は、災害対策本部機能を確保するため、職員の非常参集体制の整備を進めるとともに、フレキシブルな組織体制をとります。また、発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、業務マニュアルを整備するとともに、より実践に即した訓練を行います。
- 県は、国や市町村及び防災関係機関との連絡体制を拡充します。
- 県は、災害対策本部が被災した場合に備えて、災害対策本部機能の代行システムを構築します。

【主な事業】

1 災害対策本部の組織体制の充実等

- 県は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するため、近傍に待機宿舍等の整備、情報伝達体制の充実、参集場所の多元化に努めるとともに、人事配置においても、非常時における参集に留意します。 [総務局、安全防災局]
- 県は、災害対策本部組織を目的別に再編するとともに、被害の実態や被災後時間経過に伴う対策に即応できるフレキシブルな組織をあらかじめ想定しておきます。 [安全防災局]
- 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練や図上訓練を重ね、非常時の業務が日常化できるよう努めます。 [安全防災局]
- 県は、国の現地対策本部や各種防災関係機関との連携を一層高めるため、災害対策本部室機能を拡充します。 [安全防災局]

2 県現地災害対策本部の機能強化

- 県は、地域における災害応急対策を円滑に実施し、市町村等と効果的に連携を図るため、県現地災害対策本部の要員確保、機能強化等を図ります。 [安全防災局、地域県政総合センター]

3 災害対策本部の代行機能の整備

- 県は、災害対策本部が被災した場合を想定して、県総合防災センターの通信機器の整備、職員の搬送手段の確保など、災害対策本部代行機能の充実を図ります。 [安全防災局]

4 市町村、防災関係機関の組織体制の充実

- 市町村及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応

できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。

[安全防災局]

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

【現 状】

- 救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 市町村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めています。
- 市町村の消防水利は、平成20年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて112,234基を整備しています。
- 県は、都市や産業構造の変化に対応した救助・救急、消火活動能力の向上を図るため、神奈川県消防学校で消防職員、消防団員、自衛消防隊員等に教育訓練を実施しています。
また、県総合防災センターにおいては市町村消防や応援部隊の活動を支援するためのファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッター等多様な救助用資機材を備蓄するとともに、広域防災活動拠点においても、油圧式救助器具や担架等の救助用資機材を備蓄しています。

【課 題】

- 大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、施設、設備の整備の充実と消防職員及び消防団員の教育、訓練の充実が課題となっています。
- 大規模な災害時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる仕組みが必要となっています。

【取組みの方向】

- 市町村は、救助・救急活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため応援部隊の受入れ施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。
- 県は、市町村が実施する救助・救急活動などにおける広域的、機動的な活動体制を支援するため、活動拠点や応援のシステム、救助機材などの施設、設備の整備を推進します。
- 市町村は、火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等へ消火、防火教育を行います。

- 県は、市町村の要請により自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火、防災教育を支援するとともに、県民に対して広く防災思想の普及を図ります。
- 県は、市町村における消防力、消防水利の強化のための支援を行うとともに、消防職員及び消防団員の能力向上を図るため、消防学校の教育内容の充実を図ります。
- 県及び市町村は、消防広域応援基本計画を改定するとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化します。
- 県及び市町村は、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。

【主な事業】

1 救助用重機の確保

- 県及び市町村は、がけ崩れ等による倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。

[安全防災局]

2 救急救命体制の強化

- 県は、救命情報システムを、医師会など関係機関と協同して運営します。また、救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。

[安全防災局、保健福祉局]

- 県は、救急救命士の資格を有する救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育の充実を図ります。

[安全防災局]

3 消防職員の資質向上

- 県は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研修など特別教育を充実します。

[安全防災局]

4 市町村消防の強化

- 市町村は、災害時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に災害時の対応について、事前計画を策定します。

- 市町村は、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

- 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めます。

○ 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、消防力の整備指針を踏まえて消防車両や消防用施設、設備の整備を支援します。 [安全防災局]

○ 県は、海、河川の水利も積極的に活用するため、消防艇の整備や河川からの消防用取水施設の整備を支援します。 [安全防災局]

5 広域応援体制の強化

○ 県は、災害時における県内の広域応援及び全国の消防機関により編成された緊急消防援助隊による県外応援が速やかに行われるよう、神奈川県消防広域応援基本計画を改定します。 [安全防災局]

○ 県は、消防隊等の応援受入れのため、県総合防災センターの機能の充実を図ります。 [安全防災局]

6 資機材・装備の強化

○ 県は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備備蓄、無線機の増強等警察装備の充実を図ります。 [安全防災局、警察本部]

○ 県は、産学公の相互協力のもと、生埋者発見のための探査システム、生埋者救出のためのがれき排除装置の開発を行うとともに、救出・救助支援システムの構築に関する研究を進めます。 [政策局]

第4節 警備・救助対策

【現 状】

- 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなど、県民の社会生活の安定に努めています。
また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 大規模災害時における情報収集活動を拡充するため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入し、情報収集機能を強化しました。
- 海上においては、第三管区海上保安本部が、災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたることとなっています。
- 各種災害訓練には、県警察、第三管区海上保安本部が積極的に参加し、防災機関との連携の強化に努めています。

【課 題】

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難措置、救出救助活動等を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をさらに一層充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

- 県警察は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。
- 第三管区海上保安本部は、災害応急活動において海・陸・空の関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

1 救出救助用資機材の整備

- 県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食糧、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。[警察本部]

2 応援部隊の受入れ体制の確立

- 県警察は、他都道府県警察からの応援派遣部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。 [警察本部]

3 情報交換の実施

- 第三管区海上保安本部は、資機材に関し、災害応急活動において、海、陸、空の関係機関との連携を考慮に入れ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常に把握し、必要に応じて関係機関、地方公共団体及び関係事業者と情報交換を行います。

第5節 避難対策

【現 状】

- 県は、広域避難地の選定基準を定め、市町村から要望された県施設を提供しています。
- 市町村は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の基準、伝達方法、避難地や避難路の指定等を行っています。避難所として、小中学校等の公的施設を中心に2,606か所（平成20年4月1日現在）、広域避難地として公園等を中心に521か所（平成20年4月1日現在）の指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 県は、災害救助法が適用された場合、応急的な住居として応急仮設住宅を供給したり、住宅の応急修理を行うため、関係団体と協定を締結しています。
- 県は、大規模災害の発生に際し、応急仮設住宅を迅速・的確に供給できるよう、平成18年9月に、発災時から供給（建設及び借上げ）、入居、維持管理、退去、精算に至る一連の事務処理手続を具体的に整理した応急仮設住宅供給マニュアルを作成しました。
- 県は、帰宅困難者対策として、飲料水やトイレ等の提供等について協力を得るため、様々な団体等と協定を締結しています。
- 平成16年に発生した新潟・福島豪雨や福井豪雨、また、一連の台風災害の状況を踏まえ、平成17年3月、国において「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」がまとめられ、その中で「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」が示されました。

資 料

地震編	3-5-(1)	市町村別避難場所(地)選定状況一覧表
"	3-5-(2)	災害時における関東郵政局と神奈川県との相互協力に関する覚書
"	3-5-3-(1)	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定 (三田市・神奈川県石油協同組合)
"	3-5-3-(2)	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書 (八都県市・コンビニエンスストア)
"	3-5-3-(3)	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書 (八都県市・ファミリーレストラン)

- ” 3-5-3-(3) 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(三田市・日産)
- ” 3-13-(5) 広域応援活動拠点指定状況一覧

【課題】

- 近年、各地で発生している風水害等において、避難勧告等（避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示）が適切なタイミングで適当な対象地域に発令されていないことや、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、あるいは避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題となっています。
- 大規模な災害時には、想定を上回る大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合には、避難場所の不足、ごみ、し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食糧、生活必需品等の配布の遅れなどが生じるおそれがあります。また、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、高齢者、障害者等へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮する必要があります。
- 県内には、古都鎌倉をはじめ、箱根、横浜等有数の観光地と、多くの人が利用する横浜駅、川崎駅などがあり、大規模災害発生時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者に対する対策が必要となります。
- 応急仮設住宅を迅速・的確に設置するためには、被災者のニーズに合致した建設地や資材の確保が必要になります。さらには、応急仮設住宅における高齢者、障害者等への生活支援のあり方が課題となっています。
- 大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容する等の対策が必要となります。

【取組みの方向】

- 県は、市町村における避難場所の指定拡大に協力するとともに、市町村の備蓄、ごみ、し尿処理の支援体制の整備を図ります。併せて、高齢者、障害者等に対する支援及び男女双方の視点等に配慮した避難対策を充実します。
- 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
- 県及び市町村は、帰宅困難者が多数発生した場合、情報提供など帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、家族の安否等に関する情報や避難場所の提供、徒歩等で帰宅する場合の支援について検討します。

- 市町村は、避難勧告等の発令・伝達に関して、避難すべき区域（避難対象地域）や発令の具体的な判断基準、伝達手段、伝達先などについてあらかじめ定めるよう努めるとともに、避難対象地域などを県、県警察等の関係機関へ通知します。

【主な事業】

1 避難勧告等の発令基準の作成

- 市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難勧告等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難勧告等の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備するよう努めます。
 なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。
- 避難に際しては、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に配慮するため、避難準備（災害時要援護者避難）情報を位置づけます。

避難勧告等の類型別一覧

避難の類型	発令時の状況
避難準備（災害時要援護者避難）情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。
避難指示	前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。

2 避難勧告等の伝達

- 市町村は、避難勧告等の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織を始めとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達します。
- 市町村は、同一の水系を有する市町村間において、相互に避難勧告等の情報を共有するよう努めます。

3 避難場所の確保及び整備

- 県は、市町村が避難所機能を向上させるため、避難所として備えるべき貯水槽や応急給食設備などの施設・設備等の整備に対し支援します。 [安全防災局]

- 県は、市町村における避難場所の指定に協力できるよう、県立高校及び公の施設の備蓄の充実等に努めます。 [保健福祉局、教育局]
- 県は、避難所と市町村災害対策本部の情報の受伝達システムの構築を支援します。 [安全防災局]
- 県は、大規模災害時において、市町村単独では避難場所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、市町村と協同して体制の整備を図ります。 [安全防災局]

4 避難計画の策定

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定します。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水・高潮等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定します。
- 市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、関係部局、自主防災組織等との連携のもと、災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画の策定に努めます。
- 市町村は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。
- 市町村は、洪水等により浸水が想定される区域の避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

5 避難所の運営

- 県は、市町村の実情や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して避難所マニュアル策定指針を見直します。 [安全防災局]
- 市町村は、県避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行います。

6 住民への周知

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。
- 市町村は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったとき及び洪水等により浸水が想定される区域の洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避

難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するよう努めます。

7 避難訓練

- 市町村は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

8 帰宅困難者対策

- 県は、災害時における帰宅困難者のため、市町村、鉄道事業者、県警察と協力して帰宅困難者の誘導に努めます。
また、県は、帰宅困難者に対する交通情報伝達やバス輸送を含め隣接する都県とも相互応援の仕方について協議を行っていきます。 [安全防災局]
- 八都県市は、帰宅困難者に対する情報提供のあり方の検討や防災週間を中心とした普及啓発の実施等、帰宅困難者対策について検討を進めていきます。

9 応急仮設住宅

- 県は、応急仮設住宅を迅速に建設するため、市町村の協力のもと県内全域にわたり建設可能地を調査し、災害時に建設可能な土地のデータの更新を行います。
また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確立します。 [県土整備局]
- 県は、応急仮設住宅の入居基準、運営等について、市町村との役割分担と協力関係を明確にします。 [保健福祉局]
- 県は、応急仮設住宅の入居基準、運営等についてのマニュアル策定指針を作成し、市町村は、それに基づきマニュアルを作成します。 [保健福祉局]

10 ペット対策

- 県は、飼主不明となった犬、猫等の保護ができるように、県と関係団体の役割分担を明確にし、マニュアルを作成して災害時に備えます。 [保健福祉局]
- 避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、衛生面に関する問題などから、ケージにおいて飼育するなど、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけます。

資 料

地震編	3-5-(4)	市町村避難計画の主な策定項目
〃	3-5-(5)	神奈川県大震火災避難対策計画の概要
〃	3-5-(6)	応急仮設住宅建設可能戸数一覧表
〃	3-5-(7)	避難所マニュアル策定指針の概要
〃	3-5-(8)	市町村別避難所（施設）選定状況一覧表

第6節 高齢者、障害者等に対する対策

【現 状】

- 県は、高齢者、障害者、児童等が利用する施設の安全確保対策として、災害時の緊急食糧の備蓄や防災資機材の整備を行ってきました。
- さらに、県は、市町村における高齢者、障害者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「要援護者支援マニュアル作成指針」や障害者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」を作成するとともに、被災者の健康や心のケア、透析・難病患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しています。
- 社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設の実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 県は、病院・診療所等施設管理者に対し、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室に収容するなどの指導を行っています。
- 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう多言語による広報を充実し、広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育、外国人の雇用又は外国人との交流機会の多い企業、事務所等に対する防災教育等の指導、支援を行っています。

【課 題】

- 社会福祉施設や病院・診療所における施設や設備の安全性を確保する必要があります。
- 県及び市町村は、災害時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行い、緊密な連絡体制の確保と医療・保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院・診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、災害時に在宅高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の避難誘導、救助を優先して行います。
また、各種マニュアルの見直しについて検討します。

- 県及び市町村は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設等の活用、福祉避難所の指定、病院・診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努めます。
- 県及び市町村は、災害発生時における外国人への広報や相談などの支援体制を整備します。

【主な事業】

1 所在情報の把握

- 市町村は、事前に民生委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるよう努めます。

2 避難誘導、搬送等

- 市町村及び施設の管理者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

3 避難対策

- 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。 [保健福祉局]

- 市町村は、あらかじめ避難所の指定にあたっては、高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

- 市町村は、高齢者、障害者等の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

また、県は、必要に応じて協定の促進に努めます。 [保健福祉局]

- 県及び市町村は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

[保健福祉局、県土整備局]

4 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、防災組織を強化するとともに、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織

等との連携に努めます。

- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

5 医療体制の整備

- 県は、人工透析患者の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。 [保健福祉局]

6 外国人への対応

- 県は、外国人のための防災対策をさらに推進するため、マニュアルを作成するなどシステム整備に努めます。 [県民局]

7 マニュアルの修正

- 県は、「要援護者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の対応の整備に努めます。 [保健福祉局]

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

【現 状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため、市町村では、住民の身近な場所に耐震性の貯水槽や受水槽を整備し、あるいは小中学校のプールの鋼板プール化を進めています。1人1日あたりの飲料水必要量を3ℓとすると、飲料水の確保量は、約46日分に相当しています。また、生活用水確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 県営水道では、応急飲料水の確保のため、災害用指定配水池を39箇所指定し、全体で常時およそ34万m³の水を蓄えています。これらの災害用指定配水池では、1人あたり約120ℓの水を提供することができます。
- なお、県および市町村では、生活用水確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 災害時の被災者用の食糧の備蓄は、市町村で行っています。
例えば、県内で約183万食のサバイバルフーズ（※1）をはじめとして、約110万食のアルファ米（※2）、約75万食の乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食糧として備蓄しています。また、生活関連物資の備蓄も市町村で行っています。
例えば、仮設トイレや簡易トイレ(全県で約4万1千個)のほか、炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。

(※1) 簡単な調理法で食べられる長期保存(10年)食
(※2) 水またはお湯を加えるだけでご飯にもどる保存食
- 県は、災害救助法に基づき、災害救助基金を積み立て、運用を行っています。
災害救助基金の一部は、物資(毛布)に換え災害時の供与品として、現在約5万9千枚を備蓄しています。
- さらに、県は、農林水産省関東農政局神奈川農政事務所や県内の企業等と応急食糧の取扱いに関する協定等を締結するとともに、県や市町村では、地元業者や各種組合と生活物資の流通在庫を利用した調達の協定を結んでいます。

【課 題】

全県的には備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要があります。とりわけ、大量の被災者が集中した場合や孤立化した地域等での備蓄に課題が残ります。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、県民一人ひとりに災害が起きた時のために、3日分の飲料水や食糧と非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるよう要請します。
- 市町村は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食糧の備蓄を進め、県は、市町村の支援を行います。

【主な事業】

1 飲料水、食糧及び生活必需物資等の確保

- 市町村は、計画的な飲料水や生活用水の確保とともに、避難所として指定した施設等に、あらかじめ避難所設置用資機材や水、食糧、生活関連物資の備蓄を進めます。
- 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査するとともに、防災対策上拠点となる県立施設への非常災害用井戸の設置を進めます。
[関係部局]
- 県は、市町村から要請された支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定業者の拡大に努め、市町村が行う避難所の浄水装置等の施設・設備機材等の整備を支援します。
[安全防災局、環境農政局、商工労働局]

2 高齢者、障害者等への配慮及び孤立化地域への支援

- 市町村は、食糧、生活関連物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。
- 県は、市町村が行う災害時に孤立化が想定される地域の浄水装置等の整備について支援します。
[安全防災局]

資 料

地震編	3-7-(1)	食糧・飲料水備蓄状況一覧表
"	3-7-(2)	衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
"	3-7-(3)	応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
"	3-7-(4)	配水池数量及び有効容量一覧表
"	3-7-(5)	水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-7-(6)	市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-7-(7)	飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
"	3-7-(8)	耐震性受水槽設置状況一覧表

- ” 3-7-(9) 配水池設置状況一覧表
- ” 3-7-(10) 鋼板プール設置状況一覧表
- ” 3-7-(11) ろ水機(単独)配置状況一覧表
- ” 3-7-(12) 災害救助用備蓄物資一覧表
- ” 3-7-(13) 井戸水検査状況一覧表
- ” 3-7-(14) 生活必需物資の在庫調査先及び連絡先一覧表
- ” 3-7-(15) 応急食糧の調達協定締結先一覧
- ” 3-7-(16) 応急食糧の調達協力企業一覧
- ” 3-7-(17) 農林水産省及び防衛庁所管災害対策用乾パン在庫先
一覧

第8節 医療・救護・防疫対策

【現 状】

- 本県では、大規模な災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、医療救護計画を定めるとともに、災害時には、県災害対策本部保健福祉部の機能として、県庁内に医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。
- 災害時に負傷者の受入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的な役割を担う施設として災害医療拠点病院33カ所を指定しています。
- 県では、災害の急性期（概ね災害発生後48時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T）を編成する「神奈川DMA T指定病院」を指定しています。
- 医療機関の被災状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる「広域災害・救急医療情報システム」を整備しています。
- 各県立病院では、医薬品及び非常食を概ね7日分備蓄するとともに、災害用医療資機材や折りたたみベットなどを整備し、災害時の負傷者の受入れに備えています。
また、救護所などに派遣される救護班用として応急衛生材料セットを備蓄し、救護班を派遣できる体制を整えています。
- 県立病院を災害医療拠点病院や周辺地域の医療救護を行う病院として整備を行っています。
また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、水は受水槽等に通常使用の約0.5日～1.5日分を確保するとともに、井戸や造水機を設置しています。さらに、非常用自家発電設備の改修や移動式小型発電機の配備などを行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。
- 災害時に救護所となる県保健福祉事務所の機能を充実・強化するために、防災倉庫を設置し、災害用医療資材、テント、折りたたみベット、造水機、発電機、簡易トイレ、食糧などを備蓄しています。
- 県では、救護活動に必要な医薬品等の優先的な供給を受けるため、県医薬品卸業協会、県内製薬メーカー等12社と協定を結んでいます。
さらに、災害発生時における円滑な医薬品等の確保・供給を図るため、県医薬品卸業協会と共同で迅速な在庫の把握・出荷を可能とする災害用医薬品等在庫管理システムを整備しています。

また、血液製剤については、日本赤十字社神奈川県支部と20,000単位（200ml献血換算20,000本分）の供給を行う協定を締結しています。

- 県では、災害時に災害医療拠点病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班の派遣を要請します。
また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。
- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 近隣都県等との相互応援協力について、九都県市災害・救急医療連絡会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）において、「広域医療連携マニュアル」を作成し、具体的方策も含めた体制を整えています。
- 防疫対策としては、日常から感染症の発生予防及びまん延防止のため、県は市町村との連携のもとに「神奈川県感染症予防計画」に基づき、患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒、接触者の菌検査や疫学調査などの予防措置を迅速・的確に講じています。また、入院治療が必要なコレラ、腸チフスなどの感染症患者に対しては、第二種感染症指定医療機関を原則として2次医療圏ごとに1箇所指定し、医療体制の確保を図っています。

【課題】

- 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に医療救護本部の初動体制を確立するか、また情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。
- 災害医療拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設設備の整備のほか、医薬品、食糧の備蓄等の災害医療機能の充実が必要です。
さらに、災害医療拠点病院の機能を強化するため、要員の訓練・研修が重要です。
- 災害時に速やかに「広域災害・救急医療情報システム」を通じて、各医療機関との情報受伝達を行うため、災害時運用体制の確立が必要です。
- 大規模災害時の医療救護の内容は、発災時は外科系が主であり、3日目以降はほとんどが内科系に移っています。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや精神的ダメージを訴える被災者が目立つ傾向にあり、精神科系の医療や環

境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療を必要とするようになります。

このことから、救護班の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。

- 災害時においては、感染症が発生しないよう、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。
また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、移送体制、医療体制を確保することも必要です。
- 大規模災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

【取組みの方向】

- 県は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え医療救護本部、災害医療拠点病院、医療救護関係機関の間の通信手段の多重化を推進します。
- 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県医療救護計画」を推進します。
- 県は、医療救護活動を円滑に実施するため、県保健福祉事務所を医療救護支援の拠点として位置づける方向で機能強化を図ります。
- 県は、災害時の医療救護活動に必要な医療機関の情報を迅速に収集、提供するため、「広域災害・救急医療情報システム」の運営を行います。
- 県は、基幹災害医療拠点病院の指定に向けて、国及び関係機関と調整を進めます。
- また、災害医療拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに拠点病院間のネットワーク化を推進します。
- 県は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等の連携など具体的な対応方策を検討します。
- 県は、病院内防災マニュアルの整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組みを促進するため、継続的に啓発指導を行います。
- 県は、感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じ

るため、県保健福祉事務所等を拠点として被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

【主な事業】

1 情報伝達手段の整備

- 県は、災害医療拠点病院、県保健福祉事務所等医療救護機関へのMCA無線装置等情報通信機器を計画的に整備します。 [保健福祉局]

2 災害医療拠点病院等の機能強化

- 県は、災害医療拠点病院に対して、災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備に対して助成します。

また、災害医療拠点病院の救護班が携帯する医薬品、資機材等を計画的に配備するとともに、情報の共有化、ネットワーク化を進めるため、災害医療拠点病院連絡協議会を設置・運営します。 [保健福祉局]

- 神奈川県立病院機構は、県立病院のライフラインが途絶した場合に備えて、井戸の設置や非常用自家発電設備の改修、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に進めます。

また、災害時医療資材や非常食の更新、折りたたみベットの整備などを進めます。

3 医療機関相互の連携強化

- 県は、「広域災害・救急医療情報システム」の円滑な運用に努めます。 [保健福祉局]

- 県は、広域医療搬送関係機関と連携方策について協議を進めるとともに、情報の共有化、訓練の実施により具体的対応の習熟に努めます。

また、近隣都県と相互応援協力の具体的方策について協議を進めます。

[保健福祉局]

- 県は、啓発資料等の配布等により、訓練実施など病院内での実践的な防災対策の取組を促進します。

また、医療従事者を対象としたトリアージに関する研修会等を開催し、災害時医療の知識の習得や負傷者等の対応の習熟を図ります。 [保健福祉局]

4 保健福祉事務所機能の強化

- 県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、市町村、関係団体等との連携を図りながら、医療ボランティアの受入れ調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。 [保健福祉局]
- 災害時には、精神科医療機関の被災が想定されるため、県は、県保健福祉事務所等への精神科救護所の設置・運営、精神科相談等体制の確保などを進めます。 [保健福祉局]
- 県は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応について、県及び市町村職員に対して、さまざまな被災場面を想定した研修を実施するとともに、県保健福祉事務所において防疫用品等の備蓄に努めます。 [保健福祉局]

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

- 災害時用の医薬品の備蓄については市町村が行いますが、県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [保健福祉局]
- 県は、医療ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商組合と連携し、医療ガス、医療機器及び歯科用品の適正な供給体制の整備を進めます。
また、災害時、県と県薬剤師会、県医薬品卸業協会及び協会員との間の通信手段を確保するため、MC A無線機を計画的に整備します。 [保健福祉局]

6 広域火葬体制の強化

- 市町村は、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体の処理を進めるため、柩の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。 [保健福祉局、警察本部]

資 料

地震編	3-8-(1)	県医療救護班衛生材料品目一覧表
〃	3-8-(2)	医薬品等の供給に関する協定書
〃	3-8-(3)	血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表
〃	3-8-(4)	防疫用備品配置状況一覧表
〃	3-8-(5)	第一種及び第二種感染症指定医療機関一覧表

- 〃 3-8-(6) 災害医療拠点病院一覧表
- 〃 3-8-(7) 医療救護関係機関との協定
- 〃 3-8-(8) 神奈川県医師会救護隊規程
- 〃 3-8-(9) 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第9節 文教対策

【現 状】

- 平成21年5月1日現在、県内では小学校で約49万人、中学校約23万人、高等学校約20万人及び特別支援学校等、合わせて約110万人の児童・生徒等が通学していますが、災害時における児童・生徒等の生命、身体的安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策を実施するための避難・誘導計画を定め、災害時等への対応を図ることとしています。
- また、台風や大雨等が気象庁の予報等で、児童・生徒の登下校等に影響があると予測される場合には、休校又は授業の打切り等により、児童・生徒の安全確保を図っていますが、災害発生時には、校長等は対策本部を設置し、情報の把握、児童・生徒等の帰宅、保護に関する的確な対策を講ずることとしています。
- この他、防災教育や防災訓練を通じて、児童・生徒等の防災意識や行動の日常化を図っています。

【課 題】

- 災害に対する日頃からの心構えの大切さと、防災に関する知識などの防災教育や、家庭や地域社会と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の帰宅、保護に関し通学路の安全性等の情報の把握とこれに基づく的確な判断と指導が求められています。
- 避難所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組みの方向】

- 公立学校は、防災教育の充実や、家庭・地域社会と連携した防災訓練を推進します。
- 公立学校は、通学路の安全点検を推進します。
- 公立学校は、防災体制の充実を図るため、各学校で作成している防災計画等の見直しを行います。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を図るため、教職員並びに教育施設等を確保し、応急教育の実施を図ります。

【主な事業】

1 学校等における防災体制の整備

- 公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。
- 公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。
- 公立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定めます。
- 県教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する、防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、非常用配備要員及び特別支援学校等の児童・生徒分の食糧の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 私立学校は、災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難訓練を実施します。

2 防災教育の充実

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校において、各教科等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]

3 学校における避難所の開設

- 県教育委員会は、災害時、学校が避難所として使用されることが想定されるので、避難所の円滑な運営と学校教育活動の早期再開を図る観点から、平成9年3月に策定した「学校における地震防災活動マニュアル」により、学校及び教職員の果たす役割の明確化を図ったところですが、避難所として位置づけられた学校については、市町村との協議を通じ、具体的な役割分担を明確化していきます。 [教育局]

4 応急教育の実施

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設・教員・学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図ります。[教育局]

5 文化財の保護

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財を保護するため、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な文化財保護のための対策を連携して進めます。[教育局]

第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

【現 状】

- 災害時における災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
- 県警察では、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、県道等のうち54路線を緊急交通路として選定し、被災状況を勘案の上、必要な区間について災害対策基本法に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。
このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることとなります。
- また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する337路線を緊急輸送路として事前に指定しています。
- 海上輸送として、県内で9つの物資受入れ港（港湾及び漁港）を指定し、海上からの緊急輸送が可能になるよう備えています。
- ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮しますが、県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は33か所、市町村が独自に準備している臨時離着陸場は348か所（平成20年4月1日現在）です。
- 県警察は、県域においてヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しました。

【課 題】

- 大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。
このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要となります。
- 現在の緊急交通路や緊急輸送路は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要があります。
なお、緊急輸送路については、広域防災活動拠点との連携を考慮して指定しています。

- 船舶による海上からの大量輸送は重要になりますが、岸壁など港湾施設の波浪等に対する安全性の確保が課題になります。
- ヘリコプターの緊急輸送は、その機動力で大きな威力を発揮しますが、そのためには、ヘリコプターの臨時離着陸場の整備、拡充が急務となっています。
特に、大型ヘリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でも、そこに多くの避難者がいる場合も考えておく必要があります。

【取組みの方向】

- 県は、災害時に、港湾、ヘリコプターの臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、平常時からの施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 県及び県警察は、緊急交通路を迅速に確保できるように、交通規制、検問用資機材等の改良に努めます。
- 県警察は、緊急交通路についての的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行（輸送）車両の事前届出制の運用などにより災害時の交通規制の円滑化を図ります。
- 県警察は、災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努めます。
- 県、市町村、道路管理者は、緊急輸送路の道路機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。

【主な事業】

1 緊急輸送路等の安全点検及び復旧体制の整備

- 県、市町村及び道路管理者は、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル、橋りょう等重要構造物の安全点検を進めていますが、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。 [県土整備局]

2 緊急交通路等の機能確保のための設備整備

- 県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

[警察本部]

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出

- 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行車両事前届出制度の整備に努めます。 [安全防災局、警察本部]

4 ヘリポート等の整備

- 県及び市町村は、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう臨時ヘリポートの確保にも努めていきます。

[安全防災局、県土整備局、警察本部]

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

[安全防災局、県土整備局]

5 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

- 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。

また、緊急輸送路の道路機能の確保に向けて整備を図るほか、県警察、消防、自衛隊、警備業協会との連携を進めます。 [安全防災局、警察本部]

資 料

地震編	3-10-(1)	緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
"	3-10-(2)	物資受入れ港
"	3-10-(3)	神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
"	3-10-(4)	神奈川県及び神奈川県警察、協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
"	3-10-(5)	陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為の最小限所要地積
"	3-10-(6)	県警察ヘリコプター臨時離着陸場選定基準
"	3-10-(7)	神奈川県県土整備部災害対応車両保有台数一覧表
"	3-10-(8)	仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
"	3-10-(9)	大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表
"	3-10-(10)	緊急交通路線図
"	3-10-(11)	緊急輸送路線
"	3-10-(12)	神奈川県緊急輸送道路ネットワーク図

第11節 ライフラインの応急復旧対策

【現 状】

- 本県では、災害が発生した場合に、県民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。
また、県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」を平成11年6月1日に設置し、情報連絡体制等を検討し、衛星電話や県防災行政通信網を活用した情報連絡体制を確保しました。
- 上水道については、台風等により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。
さらに、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結などを進めてきました。
- 下水道については、災害を未然に防ぐため管渠においては、保守点検を行い必要に応じて補修又は、改良に努めています。
ポンプ場及び処理場においては、停電のためポンプ機能が停止することもあるため、2系統受電設備や、自家発電式設備を配置し機能停止による排水不能事態が起こらないよう努めています。また、管渠の破損等で排水能力が低下または、不能になったときの応急措置として使用する可搬式排水ポンプ及び土工機材、作業用具及び夜間照明の器材等の備蓄を進めています。
- 電気については、東京電力㈱において他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。
なお、ヘリコプター、船舶については、災害時緊急出動用として社外と委託契約を締結し、対応可能となっています。
- ガスについては、東京ガス㈱において県内供給区域を独立した5つの大ブロック、43の小ブロックに分割することにより、安定供給の確保、応急復旧体制の確保、移動式ガス発生設備等臨時供給対策の整備、資機材の備蓄、日本ガス協会との連携による他のガス会社への応援体制の確保などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。
液化石油ガスについても(社)神奈川県エルピーガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。

- 電話・通信は、東日本電信電話(株)において、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備を行います。(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモにおいては、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDI(株)においては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時(電話のかかりにくい状態)における優先通信の確保と一般通信の利用の制限など応急活動のための対策を進めています。

また、災害発生直後は相当電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、東日本電信電話(株)では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

【課題】

- 上水道については、電力供給が長時間停止した場合には、浄水場から自家発電機よりの送水となりますが、送水能力が低下することから、災害が想定された時点で、各配水池では貯留量の増量を図る必要があります。
- 下水道については、災害の緊急措置及び応急復旧が円滑に行えるようその体制の確立に努める必要があります。
- ライフラインの復旧に当たっては、県民に対する安全確認に関する広報を徹底するとともに、情報の連携を密にして二次災害が起らないよう復旧に当たる体制の確立が必要となっています。
- 電話・通信については、停電等により、交換機の停止や加入者ケーブルが損傷して、通話の集中による回線の輻輳状態が生じることへの対応が必要です。

【取組みの方向】

- 県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設が県民生活に欠かすことのできない施設であり、その安全性の向上に努めていきますが、災害が発生した場合には、被害が生じることにも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、大規模な災害発生に備えて、応急復旧活動拠点の確保等、防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。

【主な事業】

1 上水道対策

- 上水道について、県は県内水道事業者間や近隣都県などとの相互応援協定の締結の拡大と、既に締結されている協定も新たに見直すとともに実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動のマニュアルを作成します。

また、復旧資機材の備蓄強化を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物が配置されている地域から、早期に復旧するよう対策を進めます。 [企業局水道電気部]

2 下水道対策

- 県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には早期に復旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]

3 電気及びガス対策

- 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や県災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

4 電話・通信対策

- 東日本電信電話(株)は、避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。また、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。

災害時には、防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

第12節 広域応援体制等の拡充

【現 状】

- 県では、災害時における人的、物的資源の確保のために、日ごろから自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定、緊急通行車両、医薬品、食糧、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
- 県では、大規模災害時において消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県消防広域応援基本計画」を策定しています。
- 県では、平成20年に在日米海軍司令部及び陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する覚書」を締結し、在日米軍との相互応援体制の強化、向上を図っています。
- 県では、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、その分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。
また、地域の救援等の前線基地として、県内8か所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、応援部隊が被災地近くで円滑に救助・救出活動を進められるよう、県内174か所（平成21年4月1日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。
- 市町村においても、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

資 料

地震編	3-13-(1)	神奈川県消防広域応援基本計画
〃	3-13-(2)	総合防災センター・消防学校の概要
〃	3-13-(3)	神奈川県広域防災活動拠点運営要綱
〃	3-13-(4)	神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱
〃	3-13-(5)	広域応援活動拠点指定状況一覧
〃	4-11-(6)	神奈川県災害活動中央基地要領

【課 題】

- 災害時における広域的な応援は、救援・救護、応急・復興対策に多大に貢献するものと期待されています。しかし、広域応援が効率的に機能するためには、応援に

来る機関職員の受入れ体制（的確な現地情報の提供や寝食を賄う施設の整備等）が重要な要素となります。

- また、自衛隊、海上保安庁等が応援活動を実施するにあたっては、日ごろからの訓練等による連携を行っておくことが必要になっています。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の充実が必要であるとともに、あらかじめ、発災時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 防災対策の推進にあたっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

【取組みの方向】

- 県は、今後とも、発災時不足するであろう人的資源、物的資源について八都県市等近隣都県市との間で、応援協定の締結を推進していきます。
- 県は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 救援機関が必要とする機材、器具等について、県及び市町村で準備していきます。特に、広域的応援の円滑な受入れのため、ヘリコプター臨時離着陸場の整備を図るとともに、その情報の共有化を図ります。

【主な事業】

1 広域応援の受入れ体制等の強化

- 県は、被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄の充実、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターの機能を充実します。また、応急活動をより円滑に実施するため、県総合防災センター、広域防災活動備蓄拠点、広域防災活動拠点及び広域応援活動拠点の役割、機能を整理し、災害時における連携方策を構築します。 [安全防災局]
- 県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊の活動環境の整備を支援します。 [安全防災局]
- 県は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示します。 [安全防災局]
また、市町村についても、同様に施設名の表示に努めます。
- 県は、市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活

動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。 [安全防災局]

- 市町村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めるとともに、県は、市町村の取組みに対して支援します。

[安全防災局]

- 県は、医療救護本部において迅速、的確に広域医療救護班の派遣、活動の調整等ができるような体制を整備していきます。

[保健福祉局]

2 応援機関との連携強化

- 県は、各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。

[安全防災局]

- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施します。

[安全防災局]

- 県は、在日米海軍及び陸軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との連絡会議の開催や防災訓練などを実施します。

[安全防災局、総務局]

- 県及び市町村は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。

[安全防災局]

3 ボランティアとの連携の強化

- 県は、発災時における国内・国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、国や市町村、関係機関、団体との連携のもとに受入れ体制等の整備に努めます。

[関係部局]

- 県は、災害対策本部が設置された場合に、「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」として位置づけられる、かながわ県民活動サポートセンターが災害時にその機能を発揮できるよう、災害情報受発信設備の整備等の必要な条件整備を図ります。

また、神奈川県災害救援ボランティア支援センターと神奈川県社会福祉協議会等との連携体制を強化します。

[県民局]

第13節 県民の自主防災活動の拡充

【現 状】

- 県内には、平成20年4月1日現在で、県民及び工場・事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が71,979組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。
- 特に企業防災組織としての自衛消防組織は、64,632組織あり、うち、67組織は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織です。
- 災害時において、救援、復興のボランティア活動を効率的に展開できるよう連絡情報手段の整備や体制づくりを進めるため、「神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が発足し、災害ボランティアコーディネーターの育成や、啓発、訓練等を行っています。
- 県では、災害時に、かながわ県民活動サポートセンターを「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」と位置づけ、ボランティア活動に必要な情報提供を行います。
また、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの養成講座の開催やセーフティリーダーの養成に支援するなど、積極的にボランティアの養成に取り組んでいます。
- 市町村が行う自主防災組織の育成・活性化に向けた取組みを支援するため、市町村の取組み状況や、各自主防災組織の活動事例を「かながわの自主防災組織活動事例集」として作成しました。

【課 題】

- 県民の防災意識は高く、具体的な防災活動に積極的な取組みが見られますが、まだ不十分との指摘もあります。
- 災害時においては、火災予防活動、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割りを果たし、その重要性が確認されていますが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- また、災害時には、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、社会におけるボランティア活動の果たす役割の大きさが再認識されましたが、同時に、災害時のボランティア活動と行政との役割分担、ボランティアが効果的な災害救援活動を行うための知識、技能の習得などの課題も明らかになっています。

【取組みの方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるため、県は、市町村とともに、こうした自主防災思想の普及、自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県は、災害時に大きな役割の期待できる災害救援ボランティアの活動環境の整備や企業防災組織の活用を図ります。

【主な事業】

1 県民等への周知等

- 県は、3日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動について、市町村や防災関係団体と協力してその周知徹底を図ります。
[安全防災局]

- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に、県民の役割が明確になるよう努めます。
[安全防災局]

2 自主防災組織の育成

- 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めるとともに、市町村が進める必要な資機材の整備を支援します。
また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めます。
[安全防災局]

3 消防団の機能強化

- 県は、消防団の施設・設備の充実、青年、女性、地域の企業従事者などの参加を促進するとともに、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、表彰や消防活動に対する評価を通じて、その機能強化に市町村と共に努めます。
[安全防災局]

4 ボランティアの養成及び支援等

- 県は、大規模災害の発生時に救助活動等が行えるよう、県消防学校において研修課程を設け、災害救援ボランティアを養成します。
また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。
[安全防災局]

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から、情報提供や相談などの側面的な支援を行います。 [県民局]
- 県は、災害時におけるボランティアの需給調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成講座をかながわコミュニティカレッジの講座として実施します。 [県民局]
- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入れ窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

5 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域防災活動への協力などを十分認識したうえで、災害時においても重要業務を継続するための計画：BCP（事業継続計画）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設や機能の耐震化や分散化、復旧計画など各種計画の作成や見直しなど、防災活動の推進に努めます。
- 県は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルやBCP（事業継続計画）の作成、施設や機能の耐震化や分散化、防災資機材や食糧等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体と協力して徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行います。
また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の全職員の防災意識の高揚を図るとともに、表彰や防災活動に対する評価を通じて防災力の向上に努めるほか、事業所の自衛消防隊員リーダーに対する教育訓練を県消防学校で実施します。 [安全防災局]

資 料

地震編	3-14-(1)	自主防災組織育成基本方針
〃	3-14-(2)	市町村別自主防災組織状況一覧表

第14節 防災知識の普及

【現 状】

- 県及び市町村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、県民に対する防災知識の普及を図っています。
- 県では、総合防災センターにおける災害状況の疑似体験や防災関連の展示、防災関係情報の提供、防災研修など防災知識の普及啓発に努めています。
- 県内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

【課 題】

- 発災時には、県民、地域の主体的な取組みが重要であり、県は、あらゆる機会を通じて防災知識の普及啓発に努め、県民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 県、市町村及び防災関係機関の職員に対して、防災教育を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。
- 企業の自主防災の徹底を図るとともに、危険物を有する施設、社会福祉・医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の高揚を図ることが必要です。

【取組みの方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるため、県は、市町村とともに、あらゆる機会を通じてこうした自主防災思想の普及に努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、危険物施設従事者や福祉・医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

【主な事業】

1 県民等への防災知識の普及

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、

3日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策、災害時行動について、周知徹底を図ります。 [安全防災局]

- 県は、県民の防災意識の高揚を図るため、自然災害回避（アボイド）情報の周知、総合防災センターにおける災害状況の疑似体験コーナーや防災情報の充実、食糧・飲料水等の備蓄品、非常持出し品、消火器等の普及、神奈川県広報番組等における防災学習の機会の確保、生涯学習活動、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等への支援の重要性、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することについての啓発など防災関連情報を各種広報紙や研修会等を通じて提供し、防災知識の普及を図ります。

[安全防災局、県民局、環境農政部、保健福祉局、教育局]

- 県は、総合防災センター設置後10年を目途に、防災情報体験フロアの機器類の更新に合わせて、各種の体験コーナー、防災情報展示コーナーなどの全面的なリニューアルを検討します。 [安全防災局]

- 県及び市町村は、職員に対して災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布や、職員向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。 [関係部局]

- 県及び市町村は、職員に対して、災害時に感染症が発生した場合の対応について、さまざまな被災場面を想定した研修などを実施します。

[保健福祉局]

- 水防、土砂災害防止、道路災害防止、地下街等災害防止に関する総合的な知識の普及を図るため、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）、「道路防災週間」（8月25日～8月31日）等を通じ、県、市町村及び防災関係機関が協力して各種講演会、イベント等を実施します。 [県土整備局]

- 災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、県、市町村及び防災関係機関が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。 [関係部局]

- 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニユ

アル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めます。

2 学校・社会福祉施設における防災教育の推進

- 県及び市町村は、学校において、各教科等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど、防災教育の充実を図ります。 [教育局]

- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、風水害等災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。 [保健福祉局]

資 料

風水害編 2-2-14 風水害の防災知識の普及事項

第15節 防災訓練の実施

【現 状】

- 県は、毎年、防災週間中に、県民、市町村、県警察、自衛隊、防災関係機関と協調して実施している総合的な防災訓練や広域的応援についての訓練を行う八都県市合同防災訓練、災害対策本部の運営訓練や職員の緊急参集訓練等を通じて、災害時に的確に防災活動ができるよう備えています。
- 県は、市町村、防災関係機関と協調して、気象予報・警報等災害情報の受伝達、災害時の被害情報の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう、通信訓練を実施しています。
- また、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防月間（毎年5月）にあわせて、水防団員、関係機関等と協調して水防工法等の水防訓練を隔年実施しています。
- 県警察は、災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施しています。
- 市町村は、防災週間を中心に、自主防災組織や県警察、防災関係機関等と連携し、地域密着型の防災訓練を実施しています。

【課 題】

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民等の連携による防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を進め、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 多様な場面を想定した参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
また、各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など、訓練の管理を行うとともに、県災害対策本部と県現地災害対策本部、市町村災害対策本部との連携を図ることも大切になります。

【取組みの方向】

- 県及び市町村は、地域防災計画の習熟、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには、県民の防災意識の高揚等を図るため、大規

模災害を想定した防災訓練を実施します。

- 県及び市町村は、夜間等様々な条件に配慮し、地域や職場、学校等と協調した、きめ細やかな訓練を定期的実施するとともに、関係機関における訓練実施を指導し、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 県及び市町村は、発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定から現地での救助・救援など、一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。
また、各地域における蓋然性の高い災害を想定した訓練、地域防災計画・各種マニュアル・応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施による地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。
- 県及び市町村は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的の達成のための実践的・合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積による防災力の向上を図ります。

【主な事業】

- 県及び市町村は、大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。併せて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。
[安全防災局ほか、関係部局]
- 県、市町村及び防災関係機関は、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が日常化できるよう努めます。
[安全防災局]
- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した訓練を実施します。
[安全防災局]
- 県は、各応援機関等と連携して、災害活動中央基地（県総合防災センター）や広域防災活動拠点等において参集訓練や広域応援活動訓練を実施し、応援機関等の受入れに関するノウハウの習熟を図ります。
[安全防災局]
- 県は、中山間地における火災等の災害発生を想定した訓練を実施します。
[安全防災局]

- 県は、在日米海軍及び陸軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との連絡会議の開催や防災訓練などを実施します。 [安全防災局、総務局]
- 県及び市町村水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団員等の動員、水防工法等の水防訓練を実施します。 [県土整備局]
- 県警察は、災害時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 [警察本部]
- 県警察、第三管区海上保安本部は、各種訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めます。
- 市町村は、消防活動が円滑に行えるよう、消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施します。
県は、市町村と協調して、緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。 [安全防災局]
- 市町村は、特に、災害時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

第3章 災害時の応急活動計画

- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、気象庁等からの警報等の情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための水防等の活動など、災害発生直前の対策が重要です。
- また、災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- 応急対策活動にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。
- また、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間的経過に沿った対策を進めます。

第1節 災害発生直前の対策

- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市町村、関係機関、報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要です。その際、高齢者、障害者等にも配慮するとともに県民にとってもわかりやすい情報伝達に努めます。

1 警戒及び注意の喚起

- (1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて警報または注意報を発表し、県民や防災関係機関の警戒や注意を喚起します。また、24時間体制を取っている県安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

○ 警報及び注意報

1 警報及び注意報の種類等

横浜地方気象台が発表する警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。また注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。

警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪警報、洪水警報及び高潮警報です。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。

なお、平成19年9月から、大雨警報発表中において大雨による土砂災害の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合には、横浜地方気象台と神奈川県が共同で土砂災害警戒情報を発表し、土砂災害の警戒を呼びかけています。

注意報の種類は、強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、低温注意報、波浪注意報、洪水注意報及び高潮注意報です。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称します。

また、地面現象及び浸水に関する注意事項は気象注意報に含めて発表します

[警報・注意報の種類及び発表基準]

(1) 警報・注意報基準一覧表

【表の見方】

ア 種類の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素等を示す。例えば、警報の区分の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味します。

イ 高潮警報（注意報）の欄にある「TP上」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味します。

ウ 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略しました。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略しました。

区分	種類	細分区域名		基準
		一次	二次	
警	暴風（平均風速）	東部	横浜・川崎	25m/s
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上 西湘	
	暴風雪（平均風速）	東部	横浜・川崎	25m/s 雪を伴う
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上 西湘	
	波浪（有義波高）	東部	横浜・川崎	3.0m
			湘南	5.0m
			三浦半島	東京湾 3.0m 相模湾 5.0m
		西部	相模原	—
県央				
足柄上 西湘				
高潮（潮位：TP上）	東部	横浜・川崎	横浜 2.3m	
		湘南	油壺 1.4m	
		三浦半島	横浜 1.4m 油壺 1.2m	
	西部	相模原	—	
		県央		
		足柄上 西湘		
			油壺 1.3m	

報	大雨	東部	横浜・川崎	区域内の市町村で、「(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表」の①表の基準に到達することが予想される場合
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上	
	洪水	東部	横浜・川崎	区域内の市町村で、「(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表」の②表の基準に到達することが予想される場合
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上	
大雪 (24時間降雪の深さ)	東部	横浜・川崎	20cm	
		湘南		
		三浦半島		
	西部	相模原	平地 20cm 山地 50cm	
		県央		
		足柄上		
注	強風 (平均風速)	東部	横浜・川崎	12m/s
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上	
	風雪 (平均風速)	東部	横浜・川崎	12m/s 雪を伴う
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上	
	波浪 (有義波高)	東部	横浜・川崎	1.5m
			湘南	2.5m
			三浦半島	東京湾 1.5m 相模湾 2.5m
		西部	相模原	—
			県央	
			足柄上	
高潮 (潮位：T P上)	東部	横浜・川崎	横浜 1.4m	
		湘南	油壺 1.2m	
		三浦半島	横浜 1.2m 油壺 1.0m	
	西部	相模原	—	
		県央		
		足柄上		
		西湘	油壺 1.1m	
	東部	横浜・川崎	区域内の市町村で、「(2) 大雨及び洪水警報・注意報基	
		湘南		
		三浦半島		

意

報

意	大雨	西部	相模原	準表」の③表の基準に到達 することが予想される場合
	県央			
	足柄上			
	湘南			
	洪水	東部	横浜・川崎	区域内の市町村で、「(2) 大 雨及び洪水警報・注意報基 準表」の④表の基準に到達 することが予想される場合
			湘南	
			三浦半島	
		西部	相模原	
			県央	
			足柄上	
大雪 (24時間降雪の深さ)	東部	湘南	5cm	
		三浦半島		
		横浜・川崎		
	西部	相模原	平地 5cm 山地 20cm	
		県央		
		足柄上		
雷	東部	西湘	落雷等により被害が予想さ れる場合	
		湘南		
		三浦半島		
	西部	相模原		
		県央		
		足柄上		
乾燥	東部	西湘	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
		湘南		
		三浦半島		
	西部	相模原		
		県央		
		足柄上		
濃霧 (視程)	東部	西湘	陸上 100m 海上 500m	
		湘南		
		横浜・川崎		
	西部	相模原	陸上 100m	
		県央		
		足柄上		
霜 (最低気温)	東部	西湘	4℃ 発表期間は原則として4月 1日～5月20日	
		湘南		
		三浦半島		
	西部	相模原		
		県央		
		足柄上		
低温 (最低気温)	東部	西湘	夏期：16℃以下が数日継続 冬期：-5℃以下	
		湘南		
		三浦半島		
	西部	相模原		
		県央		
		足柄上		

着氷・着雪	東部	横浜・川崎	著しい着氷（雪）が予想される場合
		湘南	
		三浦半島	
	西部	相模原	
		県央	
		足柄上	
		西湘	
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	東部	横浜・川崎	90mm
		湘南	
		三浦半島	
	西部	相模原	100mm
		県央	
		足柄上	
		西湘	

(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表

【表の見方】

- ア 表中の「R 1」、「R 3」はそれぞれ1、3時間雨量を示します。例えば、「R 1 = 70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味します。
- イ 表中の「and」は2つの指標による基準を示します。例えば、「R 1 = 70 and R 3 = 150」であれば、「1時間雨量70mm かつ 3時間雨量150mm以上」を意味します。
- ウ 表中の「,」は2つの基準を示します。例えば、「R 1 = 30 , R 3 = 70」であれば、「1時間雨量30mm以上 あるいは 3時間雨量70mm以上」を意味します。
- エ 平坦地、平坦地以外の定義は次のとおりです。
 平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域
 平坦地以外：上記以外の地域
- オ 「土壌雨量指数」は、気象庁が算出する、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数であり、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標です。
 なお、「土壌雨量指数基準値」は、1 km四方毎に設定されていますが、①表及び③表の土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示しています。
- カ 「流域雨量指数」は、気象庁が算出する、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数であり、降雨による洪水災害発生の危険を示す指標です。
- キ 洪水の表中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味します。

① 大雨警報基準表

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
横浜・川崎	横浜市	R 1 = 45	91
	川崎市	R 3 = 80	97
湘南	平塚市	R 1 = 45	135
	藤沢市	R 3 = 80	105
	茅ヶ崎市	R 3 = 80	143
	大和市	R 1 = 50	119

	海老名市	R 1 = 50	142
	座間市	R 3 = 90	142
	綾瀬市	R 1 = 45	136
	寒川町	R 1 = 50	146
	大磯町	R 1 = 40	138
	二宮町	平坦地：R 1 = 40 平坦地以外：R 1 = 45	135
三浦半島	横須賀市	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 60	96
	鎌倉市	R 1 = 45	100
	逗子市	R 3 = 80	100
	三浦市	R 1 = 60	99
	葉山町	平坦地：R 1 = 45 平坦地以外：R 1 = 50	96
相模原	相模原市	(相模原市東部) R 1 = 50	108
		(相模原市城山町) R 1 = 50	
		(相模原市津久井町) 平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 80	
		(相模原市相模湖町) R 1 = 60	
		(相模原市藤野町) R 1 = 70	
県央	秦野市	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 60	129
	厚木市	R 1 = 50	132
	伊勢原市	R 1 = 50	129
	愛川町	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 60	132
	清川村	R 1 = 80	147
足柄上	南足柄市	R 1 = 70	130
	中井町	R 1 = 50	123
	大井町	R 1 = 70	130
	松田町	R 1 = 60	130
	山北町	R 1 = 60	134
	開成町	R 1 = 50	130
西湘	小田原市	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 70	108
	箱根町	平坦地：R 1 = 60 平坦地以外：R 1 = 80	126
	真鶴町	平坦地：R 1 = 50 平坦地以外：R 1 = 60	106
	湯河原町	平坦地：R 1 = 45 平坦地以外：R 1 = 70	106

② 洪水警報基準表

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
横浜・川崎	横浜市	R 1 = 45	境川流域 = 20, 柏尾川流域 = 18, 帷子川	—

			流域=8, 恩田川流域=10, 新田間川流域=19	
	川崎市	R 3 =80	平瀬川流域=7	—
湘南	平塚市	R 1 =45	金目川流域=19, 渋田川流域=13	—
	藤沢市	R 3 =80	境川流域=20, 引地川流域=16, 目久尻川流域=12, 柏尾川流域=20	R 3 =50 and 境川流域=14
	茅ヶ崎市	R 3 =80	—	—
	大和市	R 1 =50	境川流域=20, 引地川流域=15	—
	海老名市	R 1 =50	目久尻川流域=10, 鳩川流域=13	R 1 =35 and 相模川流域=36
	座間市	R 3 =90	目久尻川流域=8, 鳩川流域=13	—
	綾瀬市	R 1 =45	引地川流域=15, 目久尻川流域=11	R 1 =25 and 引地川流域=11
	寒川町	R 1 =50	目久尻川流域=12	R 1 =30 and 相模川流域=34
	大磯町	R 1 =40	金目川流域=19	R 1 =25 and 金目川流域=11
	二宮町	平坦地：R 1 =40 平坦地以外：R 1 =45	—	—
三浦半島	横須賀市	平坦地：R 1 =50 平坦地以外：R 1 =60	—	—
	鎌倉市	R 1 =45	柏尾川流域=20	R 1 =30 and 柏尾川流域=14
	逗子市	R 3 =80	—	—
	三浦市	R 1 =60	—	—
	葉山町	平坦地：R 1 =45 平坦地以外：R 1 =50	—	—
相模原	相模原市	(相模原市東部) R 1 =50	境川流域=9, 鳩川流域=10	—
		(相模原市城山町) R 1 =50	境川流域=11, 串川流域=17	—
		(相模原市津久井町) 平坦地：R 1 =50 平坦地以外：R 1 =80	相模川流域=65, 道志川流域=29, 串川流域=17	—
		(相模原市相模湖町) R 1 =60	相模川流域=59, 道志川流域=29	—
		(相模原市藤野町) R 1 =70	相模川流域=58, 道志川流域=29	—
県央	秦野市	平坦地：R 1 =50 平坦地以外：R 1 =60	金目川流域=13	平坦地：R 1 =30 and 金目川流域=7
	厚木市	R 1 =50	中津川流域=30	R 1 =40 and 相模川流域=50
	伊勢原市	R 1 =50	渋田川流域=13	—
	愛川町	平坦地：R 1 =50 平坦地以外：R 1 =60	中津川流域=30	—
	清川村	R 1 =80	—	—
足柄上	南足柄市	R 1 =70	狩川流域=17	—
	中井町	R 1 =50	—	—

	大井町	R 1 = 70	—	—
	松田町	R 1 = 60	—	—
	山北町	R 1 = 60	河内川流域 = 27	—
	開成町	R 1 = 50	—	—
西湘	小田原市	平坦地 : R 1 = 50 平坦地以外 : R 1 = 70	早川流域 = 26, 狩川 流域 = 18	—
	箱根町	平坦地 : R 1 = 60 平坦地以外 : R 1 = 80	早川流域 = 28	—
	真鶴町	平坦地 : R 1 = 50 平坦地以外 : R 1 = 60	—	—
	湯河原町	平坦地 : R 1 = 45 平坦地以外 : R 1 = 70	—	—

③ 大雨注意報基準表

二次細分区域	市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
横浜・川崎	横浜市	R 1 = 20, R 3 = 30	63
	川崎市	R 1 = 20, R 3 = 30	67
湘南	平塚市	R 1 = 20, R 3 = 30	81
	藤沢市	R 1 = 20, R 3 = 30	63
	茅ヶ崎市	R 1 = 20, R 3 = 30	85
	大和市	R 1 = 20, R 3 = 30	71
	海老名市	R 1 = 20, R 3 = 30	85
	座間市	R 1 = 20, R 3 = 30	85
	綾瀬市	R 1 = 20, R 3 = 30	81
	寒川町	R 1 = 20, R 3 = 30	87
	大磯町	R 1 = 20, R 3 = 30	82
	二宮町	R 1 = 20, R 3 = 30	81
三浦半島	横須賀市	R 1 = 20, R 3 = 30	57
	鎌倉市	R 1 = 20, R 3 = 30	60
	逗子市	R 1 = 20, R 3 = 30	60
	三浦市	R 1 = 20, R 3 = 30	59
	葉山町	R 1 = 20, R 3 = 30	57
相模原	相模原市	(相模原市東部) R 1 = 30, R 3 = 50	75
		(相模原市城山町) R 1 = 30, R 3 = 50	
		(相模原市津久井町) R 1 = 30, R 3 = 50	
		(相模原市相模湖町) R 1 = 30, R 3 = 50	
		(相模原市藤野町) R 1 = 30, R 3 = 50	
		(相模原市藤野町) R 1 = 30, R 3 = 50	
県央	秦野市	R 1 = 30, R 3 = 50	90
	厚木市	R 1 = 30, R 3 = 50	92
	伊勢原市	R 1 = 30, R 3 = 50	90
	愛川町	R 1 = 30, R 3 = 50	92
	清川村	R 1 = 30, R 3 = 50	102
足柄上	南足柄市	R 1 = 30, R 3 = 50	91
	中井町	R 1 = 30, R 3 = 50	86
	大井町	R 1 = 30, R 3 = 50	91
	松田町	R 1 = 30, R 3 = 50	91

	山北町	R 1 = 30, R 3 = 50	93
	開成町	R 1 = 30, R 3 = 50	91
西湘	小田原市	平地 : R 1 = 20, R 3 = 30 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	75
	箱根町	平地 : R 1 = 20, R 3 = 30 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	88
	真鶴町	平地 : R 1 = 20, R 3 = 30 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	74
	湯河原町	平地 : R 1 = 20, R 3 = 30 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	74

④ 洪水注意報基準表

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準
横浜・川崎	横浜市	R 1 = 30, R 3 = 40	境川流域 = 18, 柏尾川流域 = 16, 帷子川流域 = 6, 恩田川流域 = 8, 新田間川流域 = 17
	川崎市	R 1 = 30, R 3 = 40	平瀬川流域 = 5
湘南	平塚市	R 1 = 30, R 3 = 40	金目川流域 = 8, 渋田川流域 = 5
	藤沢市	R 1 = 30, R 3 = 40	境川流域 = 11, 引地川流域 = 8, 目久尻川流域 = 6, 柏尾川流域 = 10
	茅ヶ崎市	R 1 = 30, R 3 = 40	—
	大和市	R 1 = 30, R 3 = 40	境川流域 = 9, 引地川流域 = 7
	海老名市	R 1 = 30, R 3 = 40	目久尻川流域 = 4, 鳩川流域 = 6
	座間市	R 1 = 30, R 3 = 40	目久尻川流域 = 4, 鳩川流域 = 7
	綾瀬市	R 1 = 30, R 3 = 40	引地川流域 = 7, 目久尻川流域 = 5
	寒川町	R 1 = 30, R 3 = 40	目久尻川流域 = 6
	大磯町	R 1 = 30, R 3 = 40	金目川流域 = 7
	二宮町	R 1 = 30, R 3 = 40	—
三浦半島	横須賀市	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	鎌倉市	R 1 = 30, R 3 = 50	柏尾川流域 = 10
	逗子市	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	三浦市	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	葉山町	R 1 = 30, R 3 = 50	—
相模原	相模原市	(相模原市東部) R 1 = 30, R 3 = 50	境川流域 = 6, 鳩川流域 = 6
		(相模原市城山町) R 1 = 30, R 3 = 50	境川流域 = 5, 串川流域 = 6
		(相模原市津久井町) R 1 = 30, R 3 = 50	相模川流域 = 22, 道志川流域 = 9, 串川流域 = 5
		(相模原市相模湖町) R 1 = 30, R 3 = 50	相模川流域 = 23, 道志川流域 = 11
		(相模原市藤野町) R 1 = 30, R 3 = 50	相模川流域 = 22, 道志川流域 = 11
県央	秦野市	R 1 = 30, R 3 = 50	金目川流域 = 7
	厚木市	R 1 = 30, R 3 = 50	中津川流域 = 10

	伊勢原市	R 1 = 30, R 3 = 50	渋田川流域 = 6
	愛川町	R 1 = 30, R 3 = 50	中津川流域 = 10
	清川村	R 1 = 30, R 3 = 50	—
足柄上	南足柄市	R 1 = 30, R 3 = 50	狩川流域 = 5
	中井町	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	大井町	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	松田町	R 1 = 30, R 3 = 50	—
	山北町	R 1 = 30, R 3 = 50	河内川流域 = 9
	開成町	R 1 = 30, R 3 = 50	—
西湘	小田原市	平地 : R 1 = 30, R 3 = 50 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	早川流域 = 10, 狩川流域 = 6
	箱根町	平地 : R 1 = 30, R 3 = 50 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	早川流域 = 8
	真鶴町	平地 : R 1 = 30, R 3 = 50 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	—
	湯河原町	平地 : R 1 = 30, R 3 = 50 山地 : R 1 = 40, R 3 = 80	—

2 警報、注意報の地域細分

一般の利用のための警報及び注意報は、神奈川県全域に行うほか、一次細分区域または二次細分区域に限定して行います。(神奈川県の沿岸約37km以内の海域を含みます。)

	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村 名
神 奈 川 県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

[注意報・警報の地域細分図]



3 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、1の大雨警報及び注意報の発表をもって代え、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、1の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代えます。

4 多摩川、相模川下流及び相模川中流、鶴見川洪水予報（水防活動用）

多摩川（万年橋から海までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部は、多摩川洪水予報として、洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）と洪水注意報（はん濫注意情報）を共同発表します。

相模川下流（神川橋から海までの区間）と鶴見川（第三京浜高速道路橋から海までの区間）については、国土交通省京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報及び鶴見川洪水予報として、両河川に対する洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）と洪水注意報（はん濫注意情報）を共同発表します。

相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、酒匂川（足柄橋から海までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が酒匂川洪水予報として、それぞれ、洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）と洪水注意報（はん濫注意情報）を共同発表します。

発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、県河川課、

国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防災機関等に伝達します。

5 土砂災害警戒情報

横浜地方気象台及び神奈川県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表します。

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法に基づき、横浜地方気象台と神奈川県が共同で作成・発表するもので、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が行う防災活動や住民等への避難勧告等の応急対応を適切に行うことができるよう支援すること、並びに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としています。

土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報の発表中、横浜地方気象台が作成する降雨予測に基づいた指標が、あらかじめ定めた監視基準を超えるとします。また、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等にも、横浜地方気象台と神奈川県が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表します。

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、横浜地方気象台と神奈川県は基準の取扱いについて協議します。

土砂災害警戒情報の解除基準は、横浜地方気象台が作成する降雨予測に基づいた指標が、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとします。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合には、土壌雨量指数の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、神奈川県と横浜地方気象台が協議のうえ解除します。

発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関に伝達します。市町村においては、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について定めることとします。

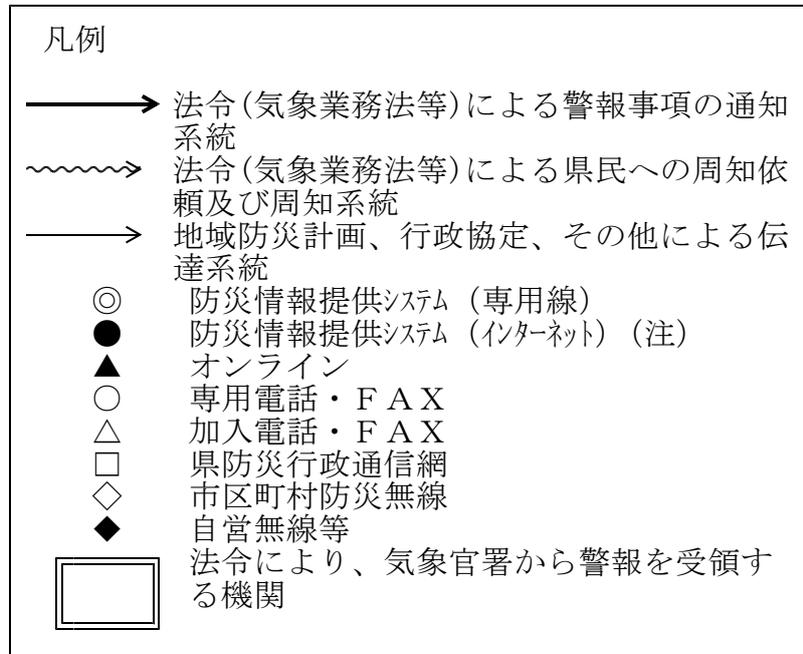
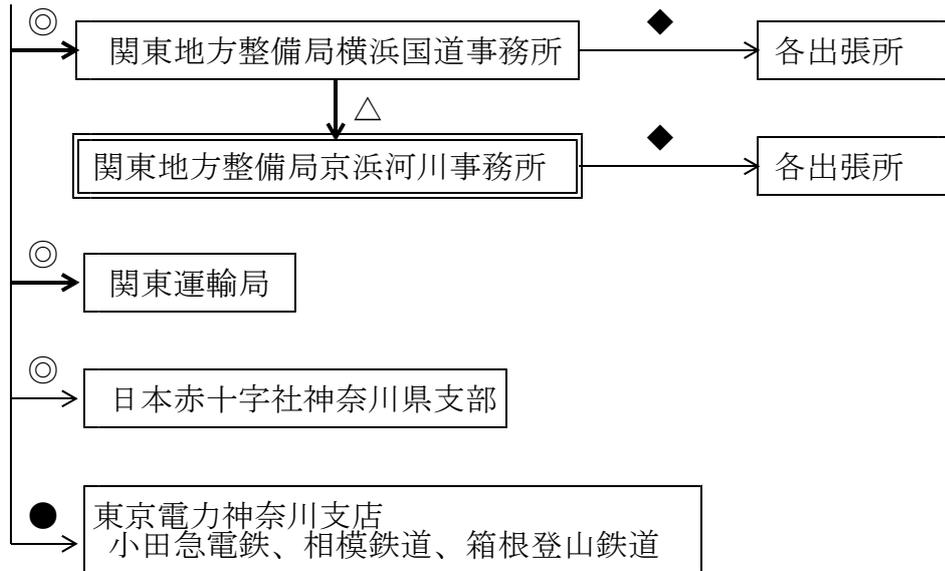
土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、神奈川県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切です。

6 地方海上警報

気象庁予報部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。



注：地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止、軽減により一層貢献するため、神奈川県を通じた情報伝達に加えて、県内の市町村や消防機関等にも提供しています。

7 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、または発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。

また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合(運用基準は、1時間当りの雨量が東部で90mm、西部で100mmを越えた場合)には、「記録的短時間大雨情報」を公表して県民や防災関係者に警戒を呼びかけます。

発表した情報は、気象台から警報や注意報に準じて関係機関に伝達します。

8 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、次のいずれかの基準により県災害対策課に通報します。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 毎秒12メートル以上の平均風速が予想されるとき(降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。)

ただし、実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。

県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市町村長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができます。

(2) 市町村長は、日頃から洪水等により浸水が想定される区域、急傾斜崩壊危険箇所等につき、関係住民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。

(3) 市町村長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行います。

2 避難のための立ち退き

(1) 市町村長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは、まず初めに、避難準備(災害時要援護者避難)情報により、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に対し避難のための立ち退きの開始を求めます。次に、避難勧告又は避難指示により、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行います。

(2) 市町村長は、火災の延焼が間近に迫ったり、延焼危険地域からの避難が適当と判断した場合は、避難準備(災害時要援護者避難)情報により、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に対し安全な場所への立ち退きの開始を求めます。次に、避難勧告又は避難指示により、安全な場所への立ち退きの勧告又は指示を行います。

(3) 水防本部長又は水防管理者は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると

認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく水防本部長及び所轄警察署長に通知しなければなりません。

水防管理者は、関係者と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともにこれに伴う必要な措置を講じるものとします。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。

- ア 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- イ 避難の経路及び誘導方法
- ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
- エ 給水、給食、休養等の設備

3 避難所の開設

市町村長は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知します。

4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。
- (3) 水防上重大な関係を有する三保ダム等の10ダムについては、当該ダムについて定められた規則、規程により操作します。
- (4) 水防管理者は、その区域内における農業用取水堰及び水閘門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。
- (5) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとします。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、関係市町村長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとします。

資 料

風水害編	2-3-1-(1)	地域気象観測所一覧表
〃	2-3-1-(2)	気象業務法に基づく警報事項の通知
〃	2-3-1-(3)	東日本電信電話(株)回線による警報の伝達系統図
〃	2-3-1-(4)	地方海上警報の種別、海域及び伝達系統

第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

- 風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町村、及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速に収集、連絡し、災害対策本部等の設置に向けて所要の体制に入ります。

災害対策本部等設置後、県、市町村、及び防災関係機関は、被害状況等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 警報の発表等に伴う配備体制

- (1) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが横浜地方気象台より発表された場合その他状況により必要がある場合には、県安全防災局では警戒体制による指定職員が警戒体制に入るとともに、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

○ 県職員の動員配備体制

1 配備基準及び配備人員

区 分	体 制	配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部が設置されていないとき	警戒体制	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握に必要な人員を配備する。
	第1次応急体制	(1) 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、災害が拡大するおそれがあると安全防災局長が判断したとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、本部が設置できる体制。
		(1) 大雨、洪水、暴風、大	被害状況の把握、連絡調

災害対策本部が設置されたとき	第1次本部体制	雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、かつ、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。
	第2次本部対制	(1) 県下全域にわたり、大規模な災害が発生したとき。 (2) その他状況により必要があるとき。	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を、全県的かつ原則として職員全員を配備する。

2 職員の配備体制

- (1) 警戒体制職員は、配備基準に該当する災害が発生するおそれがある場合、直ちに警戒体制につきます。
- (2) 警戒体制に係わる指揮監督は、安全防災局長が行います。
- (3) 県災害対策本部長は、職員の配備体制を決定したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長等に通知します。
- (4) 各局長及び各地域県政総合センター所長は、県災害対策本部長が職員の災害対策本部配備体制を決定したときは、あらかじめ定める配備編成計画に基づく配備体制を取ります。

3 配備人員

配備人員は、各局長及び各地域県政総合センター所長等が定める配備編成計画において、配備体制別に定めます。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備編成計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につきます。

ただし、職員は、災害の状況により所属またはあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援します。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関

- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 総合防災センター

資 料

地震編	4-1-(6)	神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表
〃	4-1-(7)	安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領
〃	4-1-(8)	神奈川県災害対策本部条例
〃	4-1-(9)	神奈川県災害対策本部要綱
〃	4-1-(11)	火災・災害等即報要領

- (2) 市町村及び防災関係機関においても、各機関等でそれぞれが定めている配備計画に基づき配備体制をとるとともに、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害発生直後の被害情報の収集

- (1) 県、市町村等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。
- (2) 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等によって県へ連絡します。その他の防災関係機関においても各種の被害情報等を防災行政通信網によって県へ連絡します。
- (3) 市町村その他防災関係機関は、有線及び無線通信等が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めます。
- (4) 県は、防災行政通信網により、市町村及び防災関係機関の配備体制の把握を行うとともに、災害情報管理システム等による被害状況の収集・分析を行い、その結果を状況に応じて、知事、副知事へ連絡し、その指示により災害対策本部設置のための準備を進めます。
併せて、「火災・災害等即報要領」等により、その結果を消防庁へ報告します。
- (5) 市町村は、災害により多くの死傷者が発生するなど、消防機関への通報が殺到した場合はその状況を、また、即報要領に規定する直接即報基準に該当する場合は、その被害状況を直ちに消防庁及び県に対し報告します。

- (6) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告します。

○ 消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりです。

- (N T T 回線) 電 話：03-5253-7527 (平日9:30~18:15)
03-5253-7777 (上記以外)
F A X：03-5353-7537 (平日9:30~18:15)
03-5353-7553 (上記以外)
- (消防防災無線) 電 話：90-49013 (平日9:30~18:15)
90-49101~2 (上記以外)
F A X：90-49033 (平日9:30~18:15)
90-49036 (上記以外)
- (地域衛星通信ネットワーク)
電 話：T N-048-500-90-49013 (平日9:30~18:15)
T N-048-500-90-49101~2 (上記以外)
F A X：T N-048-500-90-49033 (平日9:30~18:15)
T N-048-500-90-49036 (上記以外)

○ 消防庁災害対策本部等連絡先

- (N T T 回線) 電 話：03-5253-7510
F A X：03-5353-7553
- (消防防災無線) 電 話：90-49101~49102
F A X：90-49036
- (地域衛星通信ネットワーク)
電 話：T N-048-500-90-49101~49102
F A X：T N-048-500-90-49036
- (中央防災無線) 5017 (兼応急対策室) 5041 (F A X)

- (7) 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報の収集を行うとともに、県災害対策本部室に配信します。
- (8) 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。
- (9) 県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡します。

3 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

(1) 県災害対策本部の設置

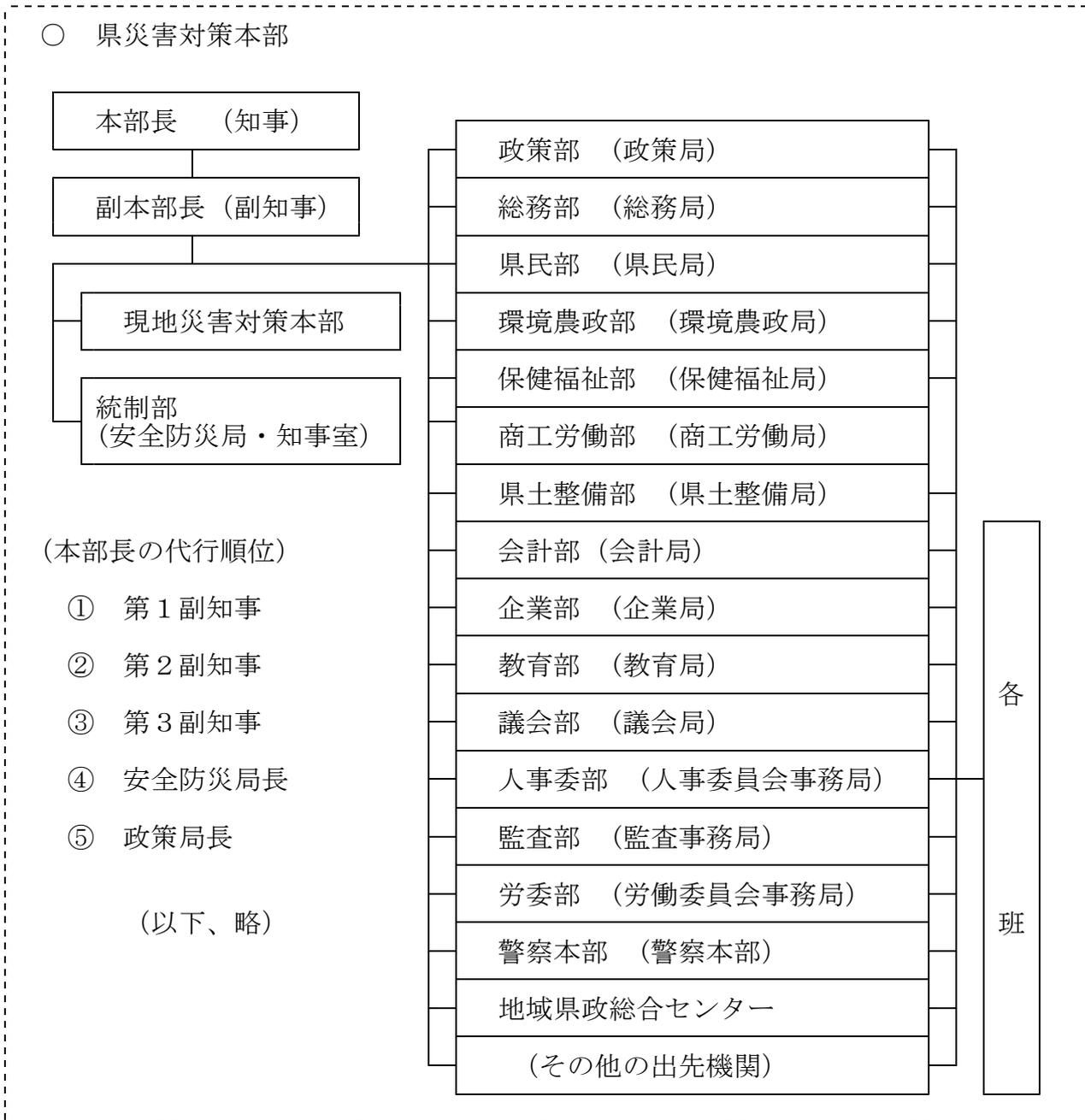
ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

- ・ 市町村長
- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- ・ 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
- ・ 国土交通大臣
- ・ 隣接都県知事等

ウ 災害対策本部長に事故がある場合には、第一順位副知事がその職務を代行します。さらに、第一順位副知事に事故があるときは、第二副知事、第三副知事、統制部長（安全防災局長）等が順次その職務を代行することになります。



エ 県安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係部局にまたがる対策の調整を行います。

オ 県は、県災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

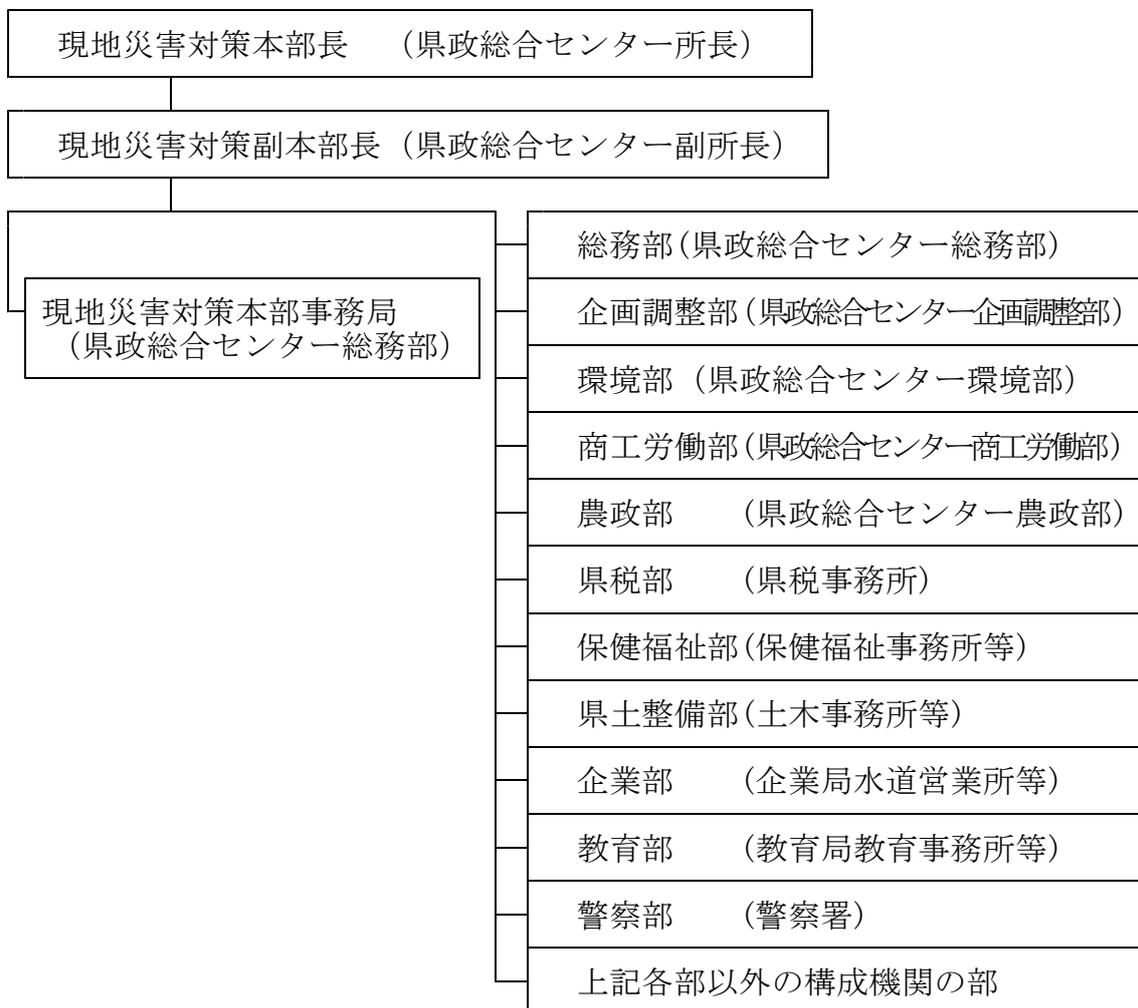
(2) 県現地災害対策本部等の設置

県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害で、応急対策上必要と認めるとき、知事は県現地対策本部を合同庁舎等に設置します。

また、知事は、災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県現地災害対策本部を廃止します。

○ 県現地災害対策本部



(3) 関係県職員の参集・配備

ア 県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

イ 知事は、県災害対策本部の設置に至らない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に県医療救護本部を設置するとともに、一般ボランティアを対象とした情報提供等の支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(4) 各種被害情報の収集・分析、応急対策の方針を決定

ア 県現地災害対策本部、市町村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を県災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網等を通じて報告します。

イ 県災害対策本部は、各種被害情報の分析を行い、本部員の現地派遣、緊急交通路及び緊急輸送路等の確保、関係機関への応援要請等の応急対策の方針を決定し、県現地災害対策本部、市町村及び防災関係機関に連絡します。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

(6) 指定行政機関又は指定地方行政機関職員の派遣要請

知事は、応急対策上必要があると認めるときには、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し、当該職員の派遣を要請し、又は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めます。

(7) 県災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席

災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めます。

- (8) 自衛隊連絡担当官の派遣要請
災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、自衛隊の連絡担当官の派遣を要請します。
- (9) 市町村の災害対策本部
市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (10) 防災関係機関の災害対策組織
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。
- (11) 県災害対策本部とその他災害対策組織との関係
県災害対策本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図ります。
また、水防法に基づく水防本部は、県災害対策本部が設置された場合、同本部県土整備部に含まれます。
- (12) 災害広報の実施
災害時には、被災地住民をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要があります。
県、市町村及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行います。

1 県の広報

(1) 広報の内容

県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、被災状況・応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。

ア 災害の状況に関すること

イ 市町村長等が実施した避難に関すること

ウ 応急対策活動の状況に関すること

エ 流言飛語の防止に関すること

オ その他県民生活に必要なこと(二次災害防止情報を含む)

(2) 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

ア 放送機関への要請

- ・ 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請します。
- ・ また、県民への県災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請します。

○ 要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0731 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242 報道部
横浜エフエム放送(株)	—	224-1005 ニュース室 223-2562 マスター(夜間)

イ 報道機関への要請

「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

- ・ 協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支局）
日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、テレビ朝日(株)、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社

ウ 一般広報

- ・ 市町村等の広報体制を活用した広報
- ・ 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- ・ 必要に応じたヘリコプターによる広報
- ・ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- ・ 新聞紙面購入による広報
- ・ インターネット、ファクシミリ等による広報

2 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民

等に対して、次の事項等について広報活動を行います。

- (1) 災害の状況に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策活動の状況に関すること
- (4) その他住民生活に必要なこと

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。

資料

地震編	4-1-(3)	被害の分類認定基準
〃	4-1-(5)	被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
〃	4-1-(13)	災害時における放送要請に関する協定書
〃	4-1-(15)	災害時における報道協力に関する協定書
〃	4-10	放送機関の応急対策（地震災害）

4 通信手段の確保

県及び市町村は、災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するために、地上系無線、衛星電話と有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、速やかに施設の復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に配置します。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省へ要請します。

(1) 災害時の通信連絡

ア 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。

○ 県防災行政通信網の運用

1 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、県主要機関、市町村及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網を有効に活用して行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」及び「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。

(1) 通信の種類

- ア 緊急通信 台風その他緊急の事態が発生し、又は発生のおそれがある時に行う緊急を要する通信
- イ 一般通信 緊急通信以外の通信
- ウ 一斉通信 複数の通信局に対して、同時に一方的に行う通信
- エ 個別通信 個別の通信局間で行う通信

(2) 通信の手段

通信は、音声又はファクシミリにより行います。

ファクシミリ設置機関は、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報の受伝達を行うためファクシミリを活用します。

資 料

地震編 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図

○ 災害情報管理システムの運用

1 被害情報等の収集・伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報から、その後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部に提供するシステムです。

これらの情報はコンピュータ処理により必要な形に加工でき、これらの情報に基づき、災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害情報管理システムの運用

災害情報管理システムの運用は「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行いますが、利用できる情報は次のとおりです。

- (1) 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の情報）
- (2) 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）
- (3) 被害状況資料（被害情報等を基に加工した災害状況資料）

資 料

地震編 4-1-(2) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順

イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話(株)が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

○ 東日本電信電話(株)の措置

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 非常無線通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

ウ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

エ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

資 料

地震編	4-1-(13)	災害時における放送要請に関する協定書
〃	4-1-(15)	災害時等における報道協力に関する協定書
〃	4-10	放送機関の応急対策（地震災害）

第3節 水 防 対 策

○ 水防法第7条第1項の規定に基づき、県は水防事務の調整及びその円滑な実施のため、県水防協議会に諮り、県水防計画を定めています。

1 県水防計画の目的

県下の河川及び海岸の洪水等又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的としています。

2 水防責任

(1) 水防管理団体（市町村）の責任

水防管理団体は、その管轄区域内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、水防団・消防団の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川、海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任があります。

(2) 県の水防責任

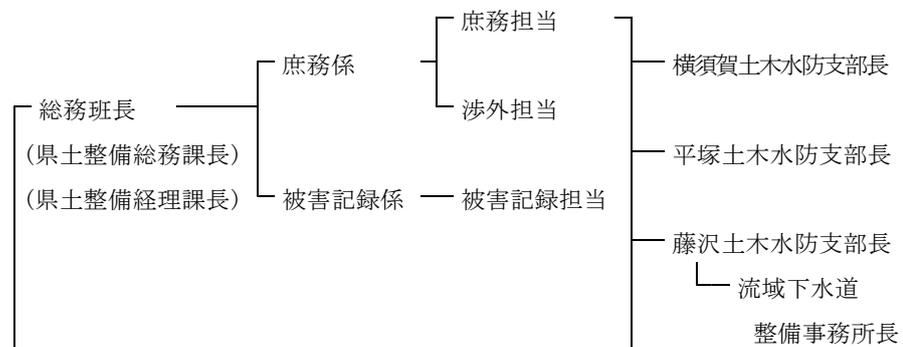
水防事務の調整及び円滑な実施をはかるとともに、洪水予報の通知、水防警報の発令、水位情報の周知、洪水予報河川及び水位周知河川における浸水想定区域図の策定、水防に必要な勧告及び助言、水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資器材の整備確保を実施する責任があります。

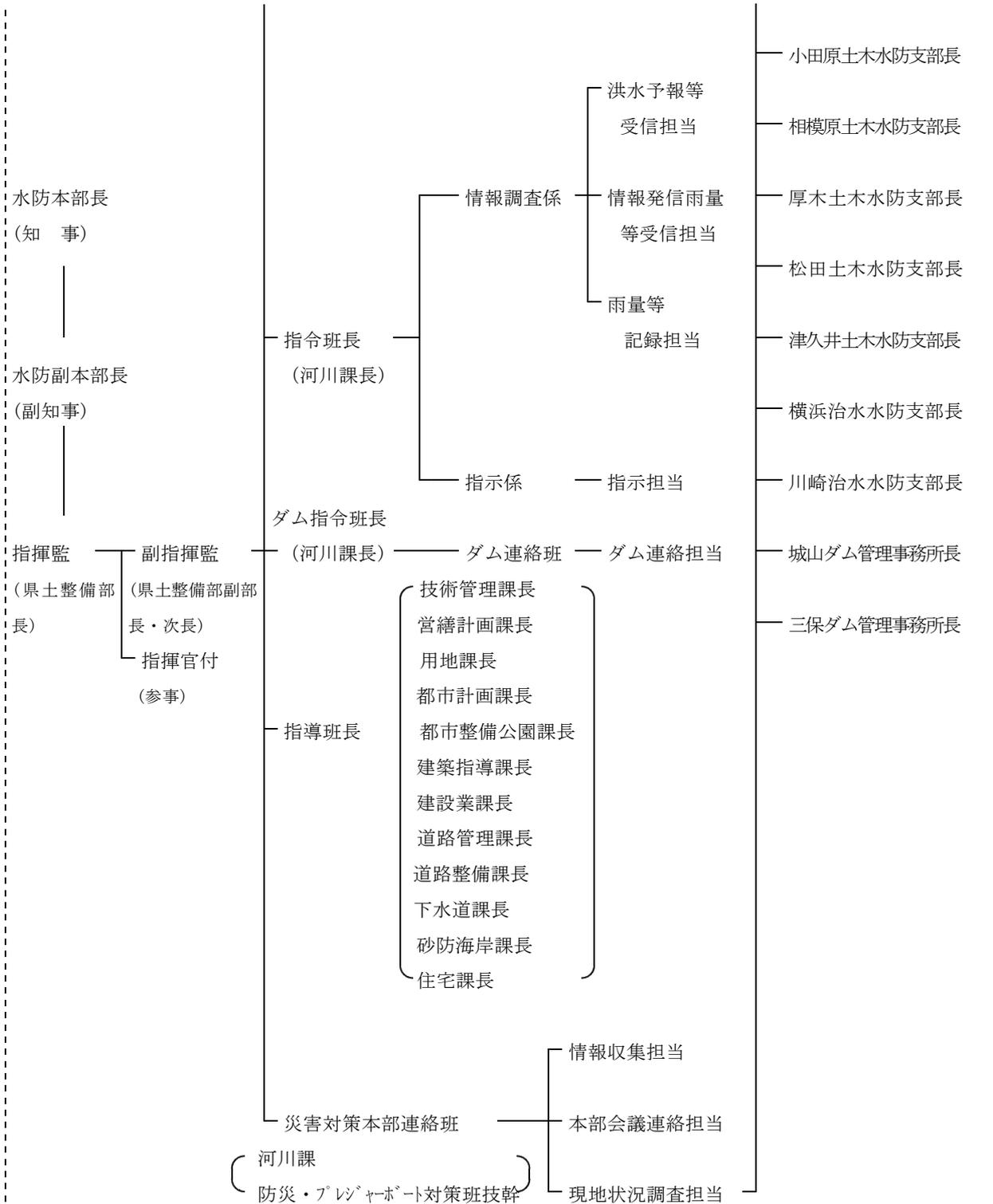
3 県の水防組織

県の水防組織は、水防本部、水防支部及び2つのダム管理事務所で構成しており、水防本部は知事を水防本部長として、総務班、指令班、ダム指令班、指導班及び災害対策本部連絡班の5班から構成しています。

また、土木事務所等に水防支部を置き、各水防支部実施要領に基づき水防活動を行います。

○ 県の水防組織





(備考) 災害対策本部連絡班は、災害対策本部設置にいたらない場合であっても、安全防災局との連絡調整に努めるものとする。

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の県土整備部の組織として活動する。

4 水防管理団体

水防管理団体及び指定水防管理団体は次のとおりです。

(1) 水防管理団体

小田原市を除く32市町村

(2) 指定水防管理団体

小田原市（水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を知事が指定する。）

(3) 水防管理団体の組織

ア 指定水防管理団体は、その区域内の水防が十分行われるよう各水防支部長と協議のうえ、組織等の体制を定めて事務を処理します。

イ その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて、組織等を定めます。

5 監視警戒及び重要水防区域

(1) 常時監視

水防管理者（市町村長）は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければなりません。

(2) 非常警戒

水防管理者（市町村長）は、気象の悪化が予想される時は、区域内の河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければなりません。

(3) 河川の重要水防区域及び箇所

県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

県内では、重要水防区域として771箇所、総延長277.7kmを指定しています。また、それぞれの重要度に応じてA、B、要注意区間の3段階の区分を行っています。

(4) 海岸の重要水防区域及び箇所

県内の海岸のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

県内では、重要水防区域として71箇所、総延長6,006mを指定しています。また、それぞれの重要度に応じてA、B、要注意区間の3段階の区分を行っています。

6 ダム・水閘門等及びその操作

(1) 分水路・遊水池等の操作

水防支部の管理する鳩川分水路等の14分水路等については、当該分水路等について定められた規則、要領等により操作します。

(2) ダムの操作

水防上重大な関係を有する三保ダム等の8ダムについては、当該ダムについて定められた規則、規程により操作します。

(3) 農業用取水堰及び水閘門の操作

水防上重大な関係を有する寒川取水堰等の4取水堰等については、当該取水堰等について定められた規程等により操作します。

7 通信連絡

県及び水防管理団体は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等を整備し「水防時における通信連絡基本系統図」を定めています。

8 洪水予報等

(1) 水防活動用の注意報、警報及び波浪警報の連絡

水防本部長及び水防支部長は、横浜地方気象台から水防活動用の注意報、警報及び波浪注意報、警報の通知を受けたときは、これを「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

(2) 多摩川・相模川下流・鶴見川の洪水予報

水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する多摩川や京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する相模川下流・鶴見川の洪水予報（洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）、洪水注意報（はん濫注意情報））を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

(3) 相模川中流及び酒匂川の洪水予報

水防本部長及び水防支部長は、県河川課と横浜地方気象台が共同して発表する相模川中流洪水予報、酒匂川洪水予報（同）を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図」により通信連絡します。

9 観測通報

各水防支部長は、その時の状況に応じて、雨量、水位等を水防管理者へ通報します。

10 水防警報

(1) 水防警報の発令者

洪水又は高潮により水害を生ずるおそれのあると認めて認定した河川等について、水防警報を発しなければなりません。

ア 国土交通大臣が行うもの

6 河川 多摩川、鶴見川、矢上川、早淵川、鳥山川、相模川

イ 知事が行うもの

107河川、12海岸(18地区海岸)、4港湾

- ・水防本部長が行う河川 相模川本川(国管理区間を除く。)、酒匂川本川、河内川(三保ダム上流部を除く。)、中津川
- ・水防支部長が行う河川 上記以外の河川

(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解消する旨を通知するもの。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。またははん濫注意水位(警

		戒水位) 以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。
--	--	---

11 水位情報の通知及び周知

- (1) 国土交通省が行う河川
 - 3河川 矢上川、早淵川、鳥山川
- (2) 知事が行う河川
 - 71河川 鶴見川、境川、引地川等

12 水防配備

県の水防本部及び支部の配備基準（神奈川県水防計画第12章）は、次のとおりです。

神奈川県水防計画 第12章 水防配備基準				
県の水防体制 [水防本部・支部]				
配備区分	配備基準	配備要員		摘要
		本部	支部	
準備配備	1 大雨・洪水・高潮注意報が発せられたとき。 2 多摩川・相模川下流・鶴見川洪水予報（洪水注意報（はん濫注意情報））を発表したとき、または相模川中流・酒匂川洪水予報（洪水注意報（はん濫注意情報））を発表したとき。 3 波浪警報が発せられたとき。	班長 1名 班員 2名 計 3名	班長 1名 班員 2名 計 3名	1 支部長(所長)は、注意報が発令されたときは、情報連絡要員として、職員を配備につかせるとともに本部に連絡させるものとする。 2 指揮監及び支部長は情報の判断により要員を増減することができる。
警戒配備	1 大雨・洪水・高潮警報が発せられたとき。 2 多摩川・相模川下流・鶴見川洪水予報（警報）が発せられたとき、または相模川中流・酒匂川洪水予報（警報）	班長 1名 班員 5名 計 6名	班長 1名 班員 5名 計 6名	1 支部長は、警報が発令されたときは、警戒配備につくとともに、本部に連絡するものとする。 2 指揮監及び支部長は情報の判断により要員

	を公表したとき。 3 波浪警報が発せられたとき。			を増減することができる。
第 1 非常配備	1 大雨・洪水・高潮警報が発せられ被害が発生しはじめたとき。 2 その他指揮監（県土整備部長）が必要と認められたとき。	班長 2名 班員10名 計 12名	所長 1名 副所長 1名 部長 1名 課長 2名 課員12名 計 17名	1 指揮監及び支部長は情報の判断により要員を増減することができる。
第 2 非常配備	1 被害が県下全域に及びはじめたとき。 2 その他指揮監（県土整備部長）が必要と認められたとき。	配 備 要員全員	全 員	

- 注 1 本部の警戒配備は警戒配備班の一班と準備配備班の一班をもってあて、順次交代する。
2 災害対策本部連絡係は災害対策本部の設置と同時に配備につく。
3 地震時は災害対策本部県土整備部編成計画に基づき配備につく。

13 2以上の都県にわたる水防事務

県は同一水系の河川管理について万全を期すため、東京都、山梨県及び静岡県との間に水防事務に関する協定を締結しています。

14 地域防災計画（風水害）と水防計画

地域防災計画は風水害の発生に対する諸対策であるのに対して、水防計画は、洪水または、高潮に際し、警戒防御することを目的として定めたものです。災害対策本部が設置されると水防本部は、災害対策本部の県土整備部の組織として活動するものです。

資 料

風水害編	2-1-4	海岸・河川・港湾図
〃	2-1-6-(1)	放流警報施設位置図（相模川）
〃	2-1-6-(2)	放流警報施設位置図（酒匂川）
〃	2-1-6-(3)	放流警報施設位置図（中津川）
〃	2-1-6-(4)	水防時における通信連絡基本系統図
〃	2-3-3-(1)	水位（潮位）観測テレメータ局位置図
〃	2-3-3-(2)	雨量観測テレメータ局位置図
〃	2-3-3-(3)	水防用資機材保有状況一覧表

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- 河川、砂防、海岸、道路、下水道その他の所管公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、県民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要があるときは、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被災状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとします。

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとします。

1 橋りょう被害対策活動

被災橋りょうに係る仮橋の早期完成が必要な場合には、応急組立橋の活用により早期架橋を実施するものとします。

2 浸水被害対策活動

河川や海岸等が被災し、流水や海水が浸水し大きな被害を与え、又はその恐れがある場合には、仮締切工事又は決壊防止工事等の緊急工事を実施するものとします。

3 土砂災害対策活動

- (1) 地盤のゆるみにより二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、その危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとします。
- (2) 地すべりなどの二次災害の危険性の有無について迅速・的確に判断を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、防災アドバイザー制度を活用するものとします。

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

- 災害発生時、県民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。

イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。

ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。

エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。

さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。

カ 市町村は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県警察に対する機動隊等の被災地域等への出動要請及び都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 非常災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整

資 料

地震編	3-13-(1)	神奈川県消防広域応援基本計画
〃	4-2-(1)	神奈川県下消防相互応援協定
〃	4-2-(2)	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別 応援実施要領
〃	4-2-(3)	東京湾消防相互応援協定書

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

ア 県は、神奈川県医療救護計画に基づき、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めます。特に災害医療拠点病院は中核的役割を果たします。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。

ウ 県は、被災市町村等からの要請に基づき、神奈川県DMA T指定病院に対し神奈川県DMA Tの派遣を要請します。

エ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。

オ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を「広域災害・救急医療情報システム」(※)により、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。

カ 県及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。

キ 県は、国、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して、重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。

ク 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じ、ライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。

ケ 県及び市町村は、傷病者の輸送拠点における、トリアージ及び救急措置等を行う

ために救護班を確保します。

(2) 救護所の設置

ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。

イ 県は、市町村の要請又は自らの判断により救護班を派遣するとともに、被害状況に応じて医療救護の必要を認めるときは、県保健福祉事務所に救護所を設置します。

ウ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ非常災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

(※) 「広域災害・救急医療情報システム」とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステム。

資 料

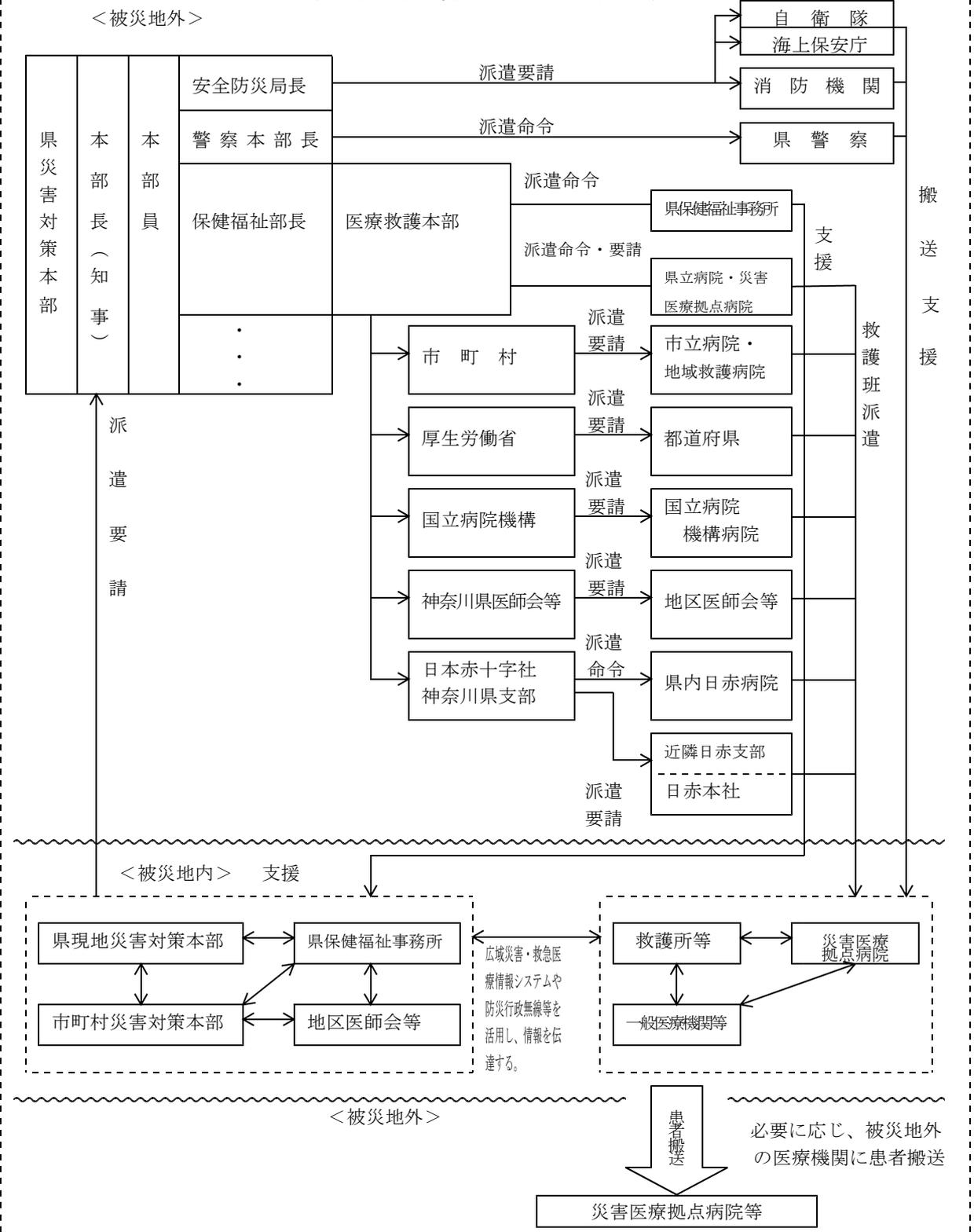
地震編	3-8-(5)	第一種及び第二種感染症指定医療機関一覧表
〃	3-8-(6)	災害医療拠点病院一覧表
〃	3-8-(7)	医療救護関係機関との協定
〃	3-8-(8)	神奈川県医師会救護隊規程
〃	3-8-(9)	神奈川県医師会救護隊規程施行細則

○ 医療救護活動体制

1 医療救護対策

県の災害時における医療救護活動を実施するための活動体制については、次のとおりとします。

(医療救護活動体系図)



2 医療救護活動

(1) 県

ア 県は、風水害等の災害発生後、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、医療救護本部を設置します。

イ 県は、被害状況に応じて、医療救護の必要を認めたときは、県保健福祉事務所に救護所を設置します。

ウ 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院所属医師等による医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請します。

エ 救護班（県立救護所を含む）の業務内容

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）

(ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

(エ) 助産

(オ) 死亡の確認

(カ) 遺体の検案

オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害医療拠点病院の被災状況を迅速に把握し、その後の医療需要推定に即した対応に努めます。

(2) 市町村

ア 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。

また、市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請します。

イ 市町村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対し迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(3) 指定地方行政機関等

ア 国立病院機構

(ア) 国立病院機構は、県の要請に基づき、初期災害医療班等の救護班を派遣して救護活動を行います。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

イ 日本赤十字社神奈川県支部

(ア) 日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき救護班を派遣して救護活動を行うものとします。

(イ) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによります。

(ウ) 近隣都県支部からの応援の業務等については、県支部と同様の取扱いとします。

ウ 神奈川県医師会・神奈川県歯科医師会

(ア) 神奈川県医師会及び神奈川県歯科医師会は、県又は市町村からの協力要

請若しくは自らその必要を認めるときは、地区医師会等に救護活動を要請します。

(イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

エ 神奈川県薬剤師会

神奈川県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

(4) 医療救護活動の原則

救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとしますが、救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、県及び市町村は、病院又は診療所等において実施できるものとします。

(5) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプター等により実施します。

3 医薬品等の確保

(1) 市町村

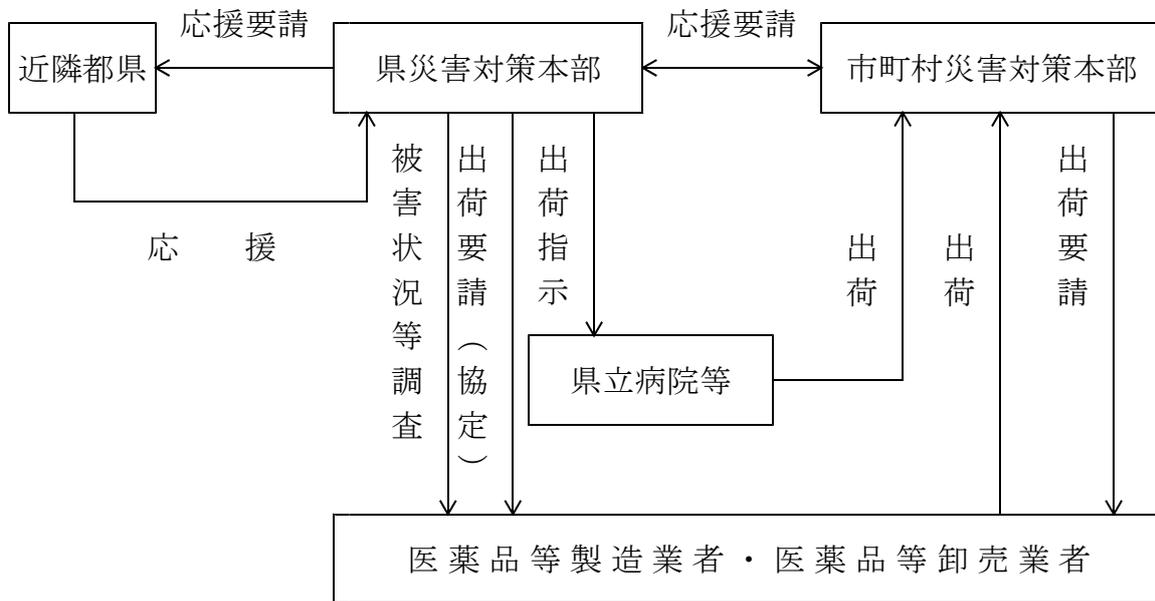
市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

(2) 県

ア 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは「医薬品等の供給に関する協定書」に基づき調達するとともに、状況に応じて県立病院等が所有している医薬品等を活用します。

イ 県は、災害時に速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努めます。

[医薬品の伝達系統図]

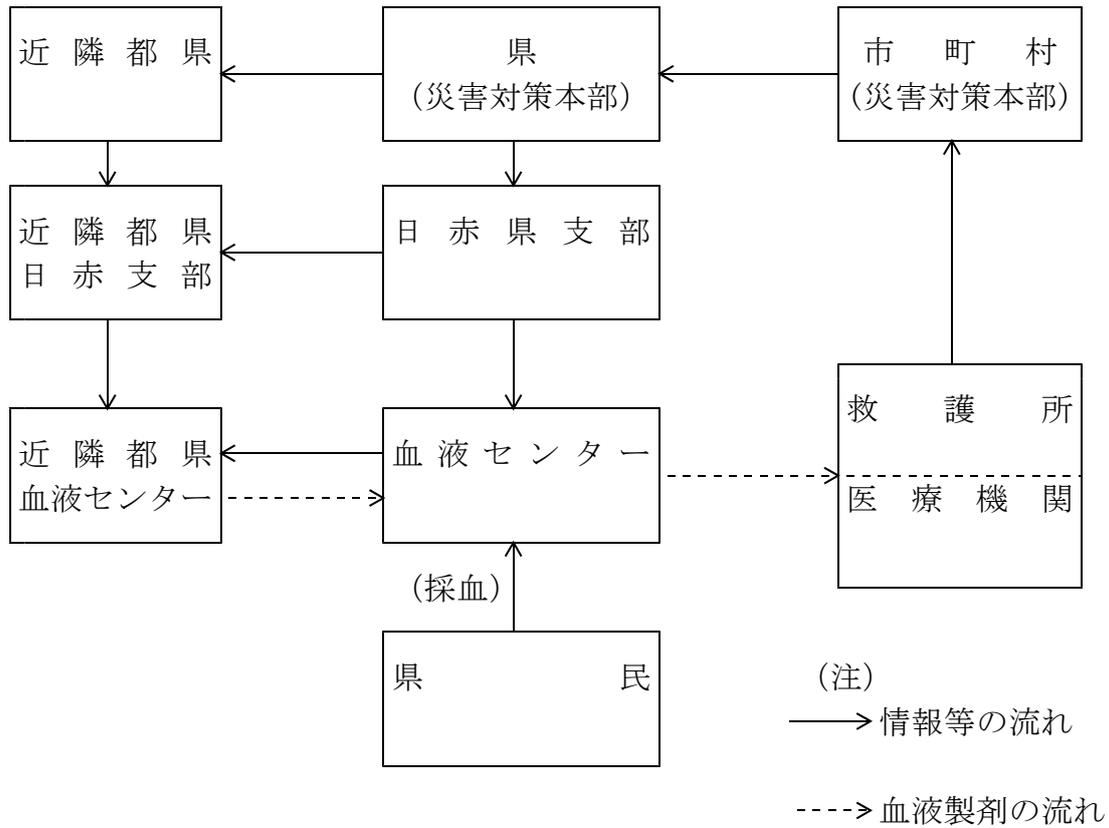


4 血液製剤の確保

県は、災害時に速やかに、県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社神奈川県支部を中心として、状況に応じた血液製剤の確保を図るため、次のことを行います。

- (1) 被害の軽微な地域に採血車を出動させ県民からの献血を受けます。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図ります。
- (3) 血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に対し派遣を要請します。

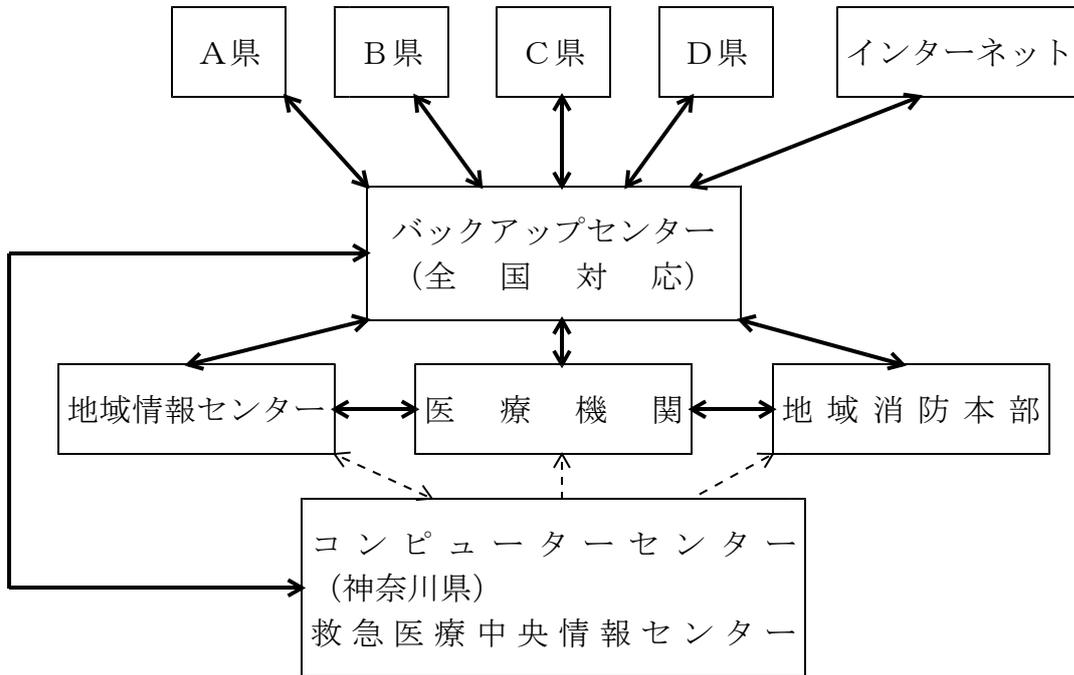
[血液製剤供給の流れ]



5 広域的救護活動の調整

県は、災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合、県内他地域又は県外からの応援など広域的な調整を図り、医師の確保及び医薬品等の調達に努めます。

[広域災害・救急医療情報システム]



バックアップセンターと接続することにより、他の都道府県が本県の被災情報等にアクセスすることが可能となる。

※ 災害時には平常時の ---> に加えて→ のシステムが使えるようになる。

資 料

- | | | |
|-----|---------|------------------------|
| 地震編 | 3-8-(1) | 県医療救護班衛生材料品目一覧表 |
| 〃 | 3-8-(2) | 医薬品等の供給に関する協定書 |
| 〃 | 3-8-(3) | 血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表 |
| 〃 | 3-8-(4) | 防疫用備品配置状況一覧表 |

第6節 避難所の設置運営

- 市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。
- 県民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難勧告等が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難するものとします。

1 避難の勧告又は指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者に対し、次に掲げる者が避難実施のために必要な勧告又は指示等を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行います。この場合、避難すべき場所を指示することができます。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表することができます。

また、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

(2) 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時機を失するような場合）、又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができます。この場合その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市町村長からの要求により

市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これら避難措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた吏員、若しくは水防管理者は、洪水、高潮又は地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことのできなくなった時は、立ち退きのための避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表、避難の勧告、指示、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

2 避難の勧告・指示等の内容

市町村長等避難の勧告・指示等を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

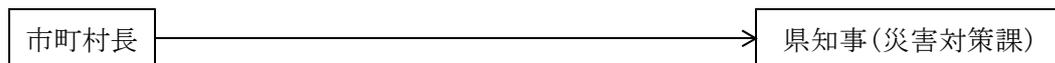
- ・ 避難を要する理由
- ・ 避難勧告・指示等の対象地域
- ・ 避難先とその場所
- ・ 避難経路
- ・ 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の勧告又は指示等を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

- ・ 市町村長の措置

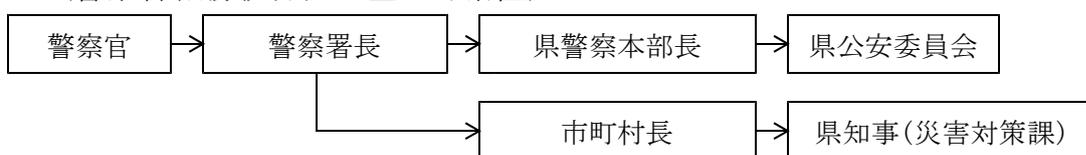


- ・ 警察官又は海上保安官の措置

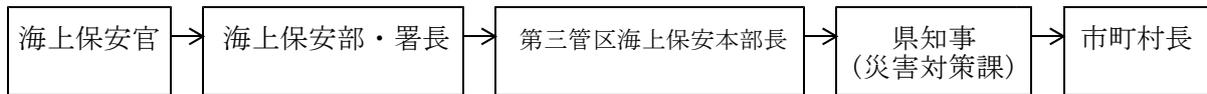
(災害対策基本法に基づく措置)



(警察官職務執行法に基づく措置)

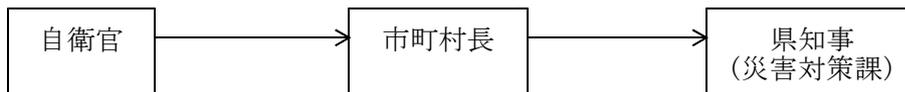


(職権に基づく措置)



・ 自衛官の措置

(自衛隊法に基づく措置)



資料

地震編 4-1-(5) 被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図

(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の勧告又は指示等を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により県民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 避難所の開設

市町村長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設します。

(1) 避難所の開設場所

市町村長は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市町村長は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行います。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、

給食措置などが円滑に実施できるよう努めます。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村長が行う避難所の設置運営に協力します。

ウ 市町村長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、プライバシーの確保等に配慮します。

エ 市町村長は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

オ 市町村長は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努めます。

カ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村長は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう消防職員及び警察官の協力を得て、避難先への誘導に努めます。

6 帰宅困難者への対応

- (1) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (2) 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。
- (3) 県は、帰宅困難者が多数発生した場合、市町村等と協力して、情報提供など帰宅困

難者対策に努めます。

- (4) 県は、協定を締結している団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の提供等について協力を求めます。

資料

- 地震編 3-5-(2) 災害時における関東郵政局と神奈川県相互協力に関する覚書
- 〃 3-5-3-(1) 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定
(三田市・神奈川県石油協同組合)
- 〃 3-5-3-(2) 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(八都県市・コンビニエンスストア)
- 〃 3-5-3-(3) 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(八都県市・ファミリーレストラン)
- 〃 3-5-3-(4) 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(三田市・日産)

7 広域的避難

大規模な災害が発生し、市町村単独では避難場所の確保が困難となった場合に県は、他の市町村の協力のもとに市町村域を超えた避難場所の確保について広域的な調整を行います。さらに、県外への避難が必要であると判断した場合には、隣接都県等への協力を求めるとともに、必要に応じて非常災害対策本部等を通じて、又は直接関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域的避難に関する支援を要請します。

8 応急仮設住宅等

- (1) 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置又は住宅の応急修理の必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

- (2) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）にその調達に関して協力要請します。

- (3) 応急仮設住宅への入居者募集

県及び市町村は、応急仮設住宅の入居者の募集について、当該市町村長の協力のもとに行います。この際、災害時要援護者優先の観点から、入居者の優先順位を設定し、

選考します。

(4) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(5) 民間アパート等の活用

民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し提供について協力を要請します。

資料

- | | | | |
|-----|---------|----------------------------|---------------------------------|
| 地震編 | 4-3-(1) | 災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書 | 締結先：(社)神奈川県建設業協会
(社)プレハブ建築協会 |
| " | 4-3-(2) | 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 | |

9 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 県及び市町村は、避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては高齢者、障害者等に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。
- (2) 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じ社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。
- (3) 市町村は、避難所の運営に当たって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。
- (4) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、留学生など外国人に十分配慮します。
- (5) 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。

10 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所

における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

- (2) 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組みの実施に努めます。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

○ 被災者の健康保持のため、県及び市町村は、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。

1 保健衛生

(1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ救護所等を設けるものとします。

また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知します。

(2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。

(3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。

(4) 県及び市町村は、災害による、子ども、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な措置を講じます。

2 防疫対策

(1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。

(2) 県は、第一類感染症（ペスト）及び第二類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため、必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。

(3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。

- ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法
- ・ ねずみ族、昆虫の駆除
- ・ 予防接種の指示
- ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

- (4) 県及び保健所設置市は災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と緊密な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
所轄保健所は、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行います。
- (5) 県は、被災市町村に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっ旋します。

○ 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

県及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ります。

3 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示します。

4 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県又は市町村は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施します。

5 積極的疫学調査

- (1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき災害地域所轄の保健所と緊密な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
- (2) 所轄保健所は、災害の規模に応じ1班あるいは数班の疫学調査班を設け、被災地並びに避難所等における疫学調査を行います。調査の結果必要あるときは、健康診断を実施します。
- (3) 疫学調査班は、保健師等をもって編成し、調査にあたっては、調査班の稼働能力を考慮のうえ、緊急度に応じて計画的に実施します。
- (4) 所轄保健所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力により班を編成します。

6 清潔方法及び消毒方法の指示

県は、感染症予防上必要と認めた場合、市町村に対し、清潔方法及び消毒方法の指示をします。

(1) 清潔方法

ア 市町村は、清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行います。

イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市町村長は、的確な指導あるいは指示を行います。

ウ 市町村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等、衛生的に適切な処分をします。

この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

ア 市町村は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。

イ 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置します。

7 ねずみ族、昆虫の駆除

(1) 県は、必要と認めた場合には、法令の定めるところによりねずみ族、昆虫の駆除について、その実施を市町村に指示します。

(2) 県及び市町村は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

8 予防接種の実施

(1) 県は、感染症予防上必要と認められたときは、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を市町村に対し指示します。

(2) 市町村は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失さないように措置します。

資 料

地震編 3-8-(4) 防疫用備品配置状況一覧表

〃 3-8-(5) 第一種及び第二種感染症指定医療機関一覧表

3 遺体の処理等

市町村は、遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

○ 遺体の処理方法

1 広報

市町村及び所轄警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取り扱った場合には、所轄警察署に通報します。

3 見分・検視

所轄警察署は、遺体の見分・検視を行います。

4 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。

なお、検案後、市町村は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、所轄警察署と協議しあらかじめ適当と認められる公共施設のうち遺体の検視、検案及び遺族などへの引き渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置施設へ搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、所轄警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引き渡し

所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引渡します。

この際、市町村と所轄警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の処理

市町村は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

資 料

地震編	4-4-(1)	神奈川県広域火葬計画
〃	4-4-(2)	多数遺体収容施設一覧表

第8節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 県民の非常用備蓄等にもかかわらず災害の規模により食糧等(飲料水、生活用水、食糧及び生活必需物資等)の不足が生じた場合、市町村は備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食糧等を供給します。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

ア 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。

イ 市町村は、水道事業者に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保します。

ウ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

(ア) 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。

(イ) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行います。

また、県営水道については、応急飲料水の確保に努め、指定配水池における応急給水を支援します。

確保が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している八都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常(緊急)災害対策本部等に支援等を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に給水等の要請をします。

イ 応急復旧

(ア) 水道事業者は、被災者の生活に欠かすことの出来ない水道施設の復旧に全機能を投入し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにします。

(イ) 県は、応急復旧のため、関係業者の全面協力のもと、災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定等を活用し、水道事業者を支援します。

必要に応じて他自治体に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

資 料

- | | | |
|-----|---------|--|
| 地震編 | 4-5-(1) | 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
協定締結先：神奈川県管工事業協同組合 |
| " | 4-5-(2) | 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)
協定締結先：湘南管工事業組合連合会 |

2 食糧の調達・供給

(1) 供給方針

市町村は、備蓄食糧等を活用するとともに、主要食糧及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食糧の調達・供給活動

ア 市町村の対策

- (イ) 備蓄食糧等を活用した食糧品等の提供に努めるとともに、不足した場合には調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食糧及び広域応援協定等により調達した食糧や全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。
- (ロ) 必要な食糧品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。
ただし、政府保有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接関東農政局神奈川農政事務所に要請します。

イ 県の対策

- (イ) 市町村の要請に基づき、応急物資の取扱いに関する協定を締結している米穀販売事業者及び応急食糧の調達協力企業・団体に対し、保有米の提供を依頼します。
- (ロ) 応急食糧の取扱いに関する協定を締結している関東農政局神奈川農政事務所に対し、政府保有米又は政府保有乾パンの売渡しを要請します。
- (ハ) パン・即席麺・粉ミルク等、米以外の食糧についても、市町村の要請に基づき、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業・団体及び応急食糧の調達協力企業・団体に対し、調達を要請します。
- (ニ) なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法発動地域を対象として県の申請に基づき(財)塩事業センターから提供されます。
- (ホ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している八都県市、関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常(緊急)災害対策本部等に支援等を要請します。
- (ヘ) 必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。

○ 応急物資の調達に係る協定

県は、食糧の調達の円滑を期するため、関係者と「災害救助法が発動された場合の応急食糧の取扱いに関する協定」等を締結しています。

県が協定を締結している食糧

米、乾パン、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、麺、即席麺

○ 協定締結先一覧

神奈川県主食卸商組合 神奈川県米穀小売商業組合 神奈川県パン協同組合連合会 神奈川県麺業協同組合連合会 日清食品(株) 東洋水産(株) 神奈川・埼玉味噌工業協同組合	中央醤油工業協同組合 神奈川県漬物工業協同組合 ビーンスターク・スノー(株) 明治乳業(株) 森永乳業(株) 農林水産省関東農政局
--	--

(H21. 4.1現在)

○ 応急食糧の調達協力企業・団体一覧

山崎製パン(株) (株)中村屋 フジパン(株) 第一屋製パン(株) 敷島製パン(株)	(株)ミツハシ (株)ジャンボリア (社)神奈川県乳業協会
--	-------------------------------------

(H21. 4.1現在)

(3) 調達食糧等の集配と配分

ア 県

主要食糧等は、市町村の防災拠点や避難所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に主要食糧等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

主要食糧等を受け入れ、被災者等に対し、応急給食を実施します。

資料

地震編	3-7-(15)	応急食糧の調達協定締結先一覧
〃	3-7-(17)	農林水産省及び防衛庁所管災害対策用乾パン在庫先一覧表
〃	4-5-(3)	応急物資の取扱いに関する協定書
〃	4-5-(4)	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書
〃	4-5-(5)	八都県市災害時相互応援に関する協定書 八都県市：埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 横浜市 川崎市 千葉市 さいたま市
〃	4-5-(6)	震災時等の相互応援に関する協定書 関東地方知事会関係都県：東京都 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 市町村の対策

(ア) 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資を被災者に供給します。

(イ) 必要な生活物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

イ 県の対策

(ア) 市町村の要請に基づき、生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及びLPGの調達に関する協定を締結している(社)神奈川県エルピーガス協会に対して生活必需物資等の調達を要請します。

○ 協定締結先一覧

(株)高島屋横浜店	(株)京急ストア	(株)中村屋
(株)横浜岡田屋	ユニー(株)	(株)小田原百貨店
(株)さいか屋	小田急商事(株)	マックスバリュ東海(株)
(株)小田急百貨店藤沢店	オーケー(株)	(株)ヨークマート
(株)丸井	(株)長崎屋	富士シティオ(株)
(協)横浜総合卸センター	(株)イトーヨーカ堂	生活協同組合コープかながわ
(協)横浜マーチャングダイ ジングセンター	(株)CFS コーポレーション	(株)オリンピック
(協)川崎卸センター	相鉄ローゼン(株)	(株)カインズ
小田原卸商業団地協同組合	(株)マイカル	ヤオマサ(株)
(株)そごう横浜店	(株)マルエツ	(株)セブン-イレブン・ジ ャパン
(株)伊勢丹相模原店	(株)ヌマヤ	(株)ローソン
(株)ダイエー	(株)田原屋	(株)サークルKサンクス
(株)東急ストア	イオン(株)	(株)スリーエフ

(H21. 9.1現在)

- (イ) 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安全に関する基本協定を締結している、神奈川県生活協同組合連合会に対して情報の提供及び必要な要請を行います。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある救助物資を供給します。
- (エ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している八都県市、関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常（緊急）災害対策本部等に支援等を要請します。

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

ア 県

生活必需物資等は、市町村の防災拠点や避難所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

生活必需物資等を受け入れ、被災者に対し配分します。

資料

地震編	3-7-(1)	食糧・飲料水備蓄状況一覧表
"	3-7-(2)	衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
"	3-7-(3)	応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
"	3-7-(4)	配水池数量及び有効容量一覧表
"	3-7-(5)	水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-7-(6)	市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
"	3-7-(7)	飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
"	3-7-(8)	耐震性受水槽設置状況一覧表
"	3-7-(9)	配水池設置状況一覧表
"	3-7-(10)	鋼板プール設置状況一覧表
"	3-7-(11)	ろ水機（単独）配置状況一覧表
"	3-7-(12)	災害救助用備蓄物資一覧表
"	3-7-(13)	井戸水検査状況一覧表
"	3-7-(14)	生活必需物資の在庫調査先及び連絡先一覧表
"	3-7-(15)	応急食糧の調達協定締結先一覧
"	3-7-(16)	応急食糧の調達協力企業一覧
"	3-7-(17)	農林水産省及び防衛庁所管災害対策用乾パン在庫先 一覧表
"	4-5-(9)	生活必需物資の調達に関する協定書
"	4-5-(10)	生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書 協定締結先：（社）神奈川県エルピーガス協会
"	4-5-(11)	災害時における県民生活の安定に関する基本協定書 協定締結先：神奈川県生活協同組合連合会

第9節 文教対策

- 災害発生時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

1 児童・生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、避難・誘導・保護計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。

イ 児童・生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とします。ただし、生徒等のうち障害児については、学校等において保護者等に引き渡します。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護します。

ウ 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を行います。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、(担任等は)児童・生徒等に対し、より安全な場所で待機させ、たうえ、全体の指示を待ちます。

イ 児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。

エ 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をします。

オ 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にいきます。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

キ 児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

2 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により、施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図ります。

この場合、県は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能になった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとします。

ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について「(2) 被害状況の把握及び報告」により県教育局教職員課（以下、「教職員課」という。）に報告します。

(ウ) 県教育委員会の指示

教職員課においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会（教育事務所を通じ）等に対し教員の配置等、適宜指示連絡します。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてます。

(5) 学用品の確保のための調査

ア 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査します。

イ 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を給与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(6) 児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、日ごろから学校医、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

(7) 授業料減免等

被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部、又は一部を免除する等の特別措置を講じます。

(8) 私立学校

私立学校の設置者は、公立学校の応急教育対策を参考にして、それぞれの責任の範囲において応急対策を実施するものとします。

(9) 大学の協力

大学の設置者は、その施設機能、人的資源を活用し、応急教育活動を支援します。

第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地または被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がそ

の現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路(株)

中日本高速道路(株)は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急輸送路の確保に係る交通規制に協力します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ウ) 首都高速道路(株)

首都高速道路(株)は、災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速

道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生したときは、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。

イ 県

県は、管理する道路について早急に被害状況を把握し、備蓄基地を活用して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路について、早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送路の優先確保を行います。なお、農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能の確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の各土木事務所ごとに、建設業協会支部等との間に締結した「建設業協会等との地震、風水害、その他の災害応急工事に関する業務協定」に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに県災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

- (ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。
- (イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路の障害物除去

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

イ 関東地方整備局は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。

ウ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危

険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

- ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じ応急復旧等を行います。
- イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(6) 海上交通の整理等

- ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めます。
- イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。
- ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うための、物資受入れ港としての機能を確保します。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び市町村は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(9) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県災害対策本部等に報告するとともに、応急復旧等を行います。

資 料

風水害編	2-3-10	鉄道事業者の応急対策
地震編	3-10-(2)	物資受入れ港
〃	3-10-(3)	神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表

- ” 3-10-(4) 神奈川県及び神奈川県警、協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
- ” 3-10-(5) 陸上自衛隊ヘリコプターの離発着の為の最小限所要地積
- ” 3-10-(6) 県警察ヘリコプター臨時離着陸場選定基準
- ” 3-10-(7) 神奈川県県土整備部災害対応車両保有台数一覧表
- ” 3-10-(8) 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
- ” 3-10-(9) 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表
- ” 3-10-(10) 緊急交通路線図
- ” 3-10-(11) 緊急輸送路線
- ” 3-10-(12) 神奈川県緊急輸送道路ネットワーク図
- ” 4-7-(8) 緊急輸送道路管理マニュアル
- ” 4-7-(9) 緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書
- ” 4-7-(10) 災害における民間航空機の協力要請に関する協定書
- ” 4-7-(11) 首都高速道路(株)の特別巡回及び交通規制基準等

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の利用

(イ) 「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

イ 船舶の確保

(ア) 関東運輸局長に対する調達・あつ旋依頼

(イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

(ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請

(エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県、県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

(ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

資 料

地震編	4-7-(12)	陸上自衛隊航空機の能力基準
〃	4-7-(13)	陸上自衛隊施設器材関係の能力基準
〃	4-7-(14)	海上自衛隊艦艇・航空機の能力等
〃	4-7-(15)	第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準
〃	4-7-(16)	神奈川県トラック協会支部別車両保有台数一覧表

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとします。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両(確認対象車両)

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防衛、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次によります。

- ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事（災害対策課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。
- イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行います。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

- ア 市町村は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。
実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行います。
県所管の道路、河川等については、県土整備局が県警察、自衛隊の協力を得て行います。
- ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮し行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

- ア 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。
- イ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施します。

(ア) 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保します。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

県（県土整備局）は、応急復旧のため資機材の生産及び販売業者と資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図ります。

(ウ) 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とします。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示します。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適切な措置を講じます。

資料

- 地震編 3-10-(7) 神奈川県県土整備部災害対応車両保有台数一覧表
" 3-10-(8) 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
" 4-7-(3) 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害
応急工事に関する業務協定
" 4-7-(5) 建設資機材等の調達に関する協定書

第11節 警備・救助対策

1 陸上における警備対策

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 県警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警備本部を、各警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

イ 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

県警察は、県災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施します。

ア 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行います。

また、当該警報等の緊急性、市町村の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市町村の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力します。

イ 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

ウ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

エ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

オ 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

カ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

キ ボランティア等の連携

自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

ク 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、台風等の災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(5) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与します。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。また、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第12節 ライフラインの応急復旧活動

- 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を依頼するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐために、連携を図りながら復旧するように調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- (2) 施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。

資 料

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------|
| 地震編 | 4-5-(1) | 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書（1） |
| " | 4-5-(2) | 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書（2） |

- 地震編 4-9-(1) 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
- 〃 4-9-(2) 神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定
- 〃 4-9-(3) 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき、要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。
- (3) 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設（東京電力㈱神奈川支店）

- (1) 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。
 - ア 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。
 - イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
 - ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。
- (5) 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

資料

地震編 4-9-(5) 東京電力(株)の応急活動対策

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガス(株)は、大規模な災害が予想され、又は発生した場合には、非常事態対策本部を設置し、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- (2) 東京ガス(株)は、復旧過程での二次災害発生の防止のため、復旧状況の周知や安全確認のための広報を実施します。
- (3) その他の都市ガス業者(厚木瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)及び湯河原瓦斯(株))も、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。
- (4) 液化石油ガス業者についても、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

資料

風水害編 2-3-12-(1) 東京ガス(株)の応急活動体制

地震編 2-6-(1) 東京ガスの本支管延長表

5 電話(通信)施設(東日本電信電話(株)神奈川支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店及びKDDI(株)南関東総支社)

- (1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。
また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。
- (2) 特設公衆電話の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先します。

資料

風水害編 2-3-12-(2) 東日本電信電話(株)の応急活動体制

第13節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

○ 県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言・飛語等による社会的混乱を防止し、県民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、県民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

(1) 県災害対策本部及び県現地災害対策本部

ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、観光客、高齢者、障害者、外国人等にも配慮した伝達も行います。

- (ア) 気象、被害の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関などの生活関連情報
- (カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制等に関する情報

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

ウ 報道機関のためのプレスルームを設置し、報道機関へ知事談話などの放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに提供します。

エ インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。

(2) 市町村

ア 住民に対して、風水害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

- (3) 集配郵便局等
住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。
- (4) 防災関係機関
それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施します。
- (5) 県、市町村及び防災関係機関
情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行います。

資料

風水害編 2-3-13 放送機関の応急対策

- 1 日本放送協会横浜放送局
- 2 (株)アール・エフ・ラジオ日本
- 3 (株)テレビ神奈川
- 4 横浜エフエム放送(株)

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア 県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に答えるため、災害相談において市町村と協力するとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食糧・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

(1) 日本銀行横浜支店

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷補助貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るようあつ旋、指導等を行います。

また、必要に応じて金融機関相互間の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導します。

日本銀行は、災害の状況に応じ、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとり得るようあつ旋、指導を行います。

- (ア) 預金通帳等を滅（紛）失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (ウ) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (エ) 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(2) 郵便事業(株)、郵便局(株)の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等を行います。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

第14節 広域的応援体制

○ 県は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国や他都道府県に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護など、広域的な応援体制をとります。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 各市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請をし、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

イ 各市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長（陸上自衛隊第1師団長）に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知します。

ウ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対して応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

エ 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対して広域応援の要請を行います。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕

(イ) 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕

(ウ) 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

オ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

カ 知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めます。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ・ 派遣を要請（あっ旋）する理由
- ・ 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

キ 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。

要請範囲は概ね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- ・ 遭難者等の捜索活動
- ・ 水防活動
- ・ 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- ・ 応急医療・救護・防疫
- ・ 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地／ N T T 電話／防災無線
県内全域	第31普通科連隊長	第31普通科連隊第3科 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線(630・634)
	第1師団長	東京都練馬区北町4-1-1 03-3933-1161 内線(239)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048-460-1711 内線(2256)

・海上自衛隊の派遣を要請をする場合

担当区域	要請先	担当窓口／所在地／ N T T 電話／防災無線
県内海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目 無番地 046(822)3500 内線(2222・2223) 046(823)1009(直通)
県内海岸地域 (主として航空機を必要とする場合)	第4航空群司令	第4航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611 内線(2245・2246)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

ク 知事は、必要があると認めるときは、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し、「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請します。

ケ ライフライン事業者等は、必要に応じ、応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努めるものとします。

(2) 広域応援の受入れ

県は、大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合又は本部設置に至らなくても必要があると認めるときには、直ちに県総合防災センターに災害活動中央基地を設置するとともに、災害活動中央基地の分散・補完施設である広域防災活動備蓄拠点及び地域の救援等の前線拠点として応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を開設します。また、市町村は、県内183か所（平成20年4月現在）の県立高等学校等を指定した広域応援活動拠点を開設し、応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整えます。

県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供します。

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

- ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整
- イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- カ 災害ボランティアの受入れとその支援
- キ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、市町村からの応援要請に基づき、応援部隊との広域応援活動の調整を行います。

また、県内の広域にわたる災害発生時には、県災害対策本部は、必要に応じて県現地災害対策本部に管内市町村の応援要請に関する実状を把握するよう指示し、県災害対策本部に報告を求めます。

資料

地震編	4-5-(5)	八都県市災害時相互応援に関する協定書
"	4-5-(6)	震災時等の相互応援に関する協定書
"	4-5-(7)	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書
"	4-11-(1)	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
"	4-11-(2)	緊急消防援助隊運用要綱
"	4-11-(4)	神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
"	4-11-(5)	神奈川県緊急消防援助隊受援計画
"	4-11-(6)	神奈川県災害活動中央基地要領
"	4-11-(7)	神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱

2 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ等

ア 県は、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、ボランティア団体、神奈川県社会福祉協議会等と連携を図り、避難所運営や物資運搬等の救援活動を希望する災害救援ボランティアに対して必要な災害情報の提供を行うとともに、被災地での災害救援ボランティア支援センターに対する支援、連絡調整等を行います。

イ 県及び神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めます。

ウ 県は、ボランティアの受入れに際して、救助・救急、応急手当、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネート等といったボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施を図られるよう支援に努めます。

エ 市町村においても、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施を図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

(2) 海外からの支援受入れ

県及び市町村は、非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

第15節 災害救助法関係

- 災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施します。
また、県民生活の安定のため、義援物資・義援金等の受入れを行います。
- 災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要することや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多くの課題が指摘されています。
県及び市町村は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

- ア 市町村長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対してその旨要請します。
- イ 知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用します。

○ 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによりますが、県における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が5の基準1号以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で当該市町村の滅失世帯数が基準2号以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情（※1）がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（※2）に該当するとき。
- 5 市町村別災害救助法適用基準は、次のとおりとする。

市町村別災害救助法適用基準表

【人口は、平成20年10月1日人口統計調査結果に基づく】

市町村区名	人 口	基 準		市町村区名	人 口	基 準	
		1号	2号			1号	2号
	人	世帯	世帯		人	世帯	世帯
横 浜 市	3,651,428	150	75	鎌 倉 市	173,439	100	50
鶴 見 区	269,593	100	50	藤 沢 市	405,243	150	75
神 奈 川 区	227,756	100	50	小 田 原 市	198,698	100	50
西 区	91,866	80	40	茅ヶ崎 市	232,237	100	50
中 区	143,939	100	50	逗 子 市	58,660	80	40
南 区	196,327	100	50	相 模 原 市	709,281	150	75
港 南 区	221,819	100	50	三 浦 市	49,014	60	30
保土ヶ谷区	205,878	100	50	秦 野 市	169,777	100	50
旭 区	248,131	100	50	厚 木 市	226,419	100	50
磯 子 区	164,086	100	50	大 和 市	224,231	100	50
金 沢 区	210,502	100	50	伊 勢 原 市	100,798	100	50
港 北 区	323,394	150	75	海 老 名 市	126,677	100	50
緑 区	175,034	100	50	座 間 市	128,071	100	50
青 葉 区	300,462	150	75	南 足 柄 市	44,127	60	30
都 筑 区	193,595	100	50	綾 瀬 市	82,360	80	40
戸 塚 区	271,915	100	50	葉 山 町	32,234	60	30
栄 区	125,023	100	50	寒 川 町	47,641	60	30
泉 区	155,311	100	50	大 磯 町	32,837	60	30
瀬 谷 区	126,797	100	50	二 宮 町	29,585	50	25
川 崎 市	1,390,270	150	75	中 井 町	10,009	40	20
川 崎 区	213,328	100	50	大 井 町	17,890	50	25
幸 区	149,834	100	50	松 田 町	11,846	40	20
中 原 区	224,982	100	50	山 北 町	12,040	40	20
高 津 区	212,474	100	50	開 成 町	16,205	50	25
多 摩 区	210,541	100	50	箱 根 町	13,540	40	20
宮 前 区	214,682	100	50	真 鶴 町	8,324	40	20
麻 生 区	164,429	100	50	湯 河 原 町	26,983	50	25
横 須 賀 市	420,719	150	75	愛 川 町	41,887	60	30
平 塚 市	260,768	100	50	清 川 村	3,566	30	15
				県 合 計	8,956,804		

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

※1 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害救助法の適用手続

ア 災害に際し、市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告します。

イ 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。

ウ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、下記に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。この場合、救助の期間、内容を市町村長に通知します。

エ 知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告します。

○ 「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は次のとおりです。

- ・ 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかったものの救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索

- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除却

2 義援物資及び義援金

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとし、

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その方針について周知するものとし、

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請など、周知の機会を増やすよう努めます。

イ 義援金

県は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行います。

(2) 指針の策定

県は、義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針を策定します。

3 災害弔慰金等

(1) 市町村長は、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞金を支給します。

(2) 市町村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けます。

- (3) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付します。

第4章 復旧・復興対策

- 大規模な都市型災害においては、県民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。災害後の県民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、県民、地域コミュニティやNPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。
なお、詳細な手順、手法等については、別に作成した「神奈川県震災復興対策マニュアル」に準じて取り扱います。
- 復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、復興に関する対策については連携して進めます。

第1節 復興体制の整備

大規模な災害の後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時的任用職員等の雇用を行います。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、八都県市災害時相互応援に関する協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、こうした問題について、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家に支援を要請し、支援を受入れます。

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第3章の「災害時の応急活動計画」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被害状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

(2) 都市基盤復興にかかる調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

国、県、市町村は、広域避難場所や応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。

イ その他都市基盤復興にかかる調査

国、県、市町村は、漁港・治山・海岸・下水道施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査します。

(3) 応急住宅対策に関する調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

ア 応急仮設住宅必要戸数の把握

市町村は、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告します。

県は、市町村からの報告のほか、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊、焼失、半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

(4) 生活再建支援にかかる調査

ア り災証明用住宅被災状況調査

市町村は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明を発行するため、「全

壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

イ 離職者にかかる調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

ウ 住宅再建に関する意向把握

市町村は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認します。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、恒久的な住宅の必要量を算出します。

エ その他生活再建にかかる調査

県及び市町村は、災害時要援護者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援にかかる調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市町村は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

市町村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたるため、その進捗状況は時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

県及び市町村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復

興計画の策定という3つのステップを経て行います。

(1) 復興の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

県民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なので、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要があります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業復興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定します。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合性を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域
- ⑥ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

(4) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）の

長は、専門委員会を招集し、復興計画の理念等の検討を諮問します。その後、専門委員会の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係部局において部局案を作成します。

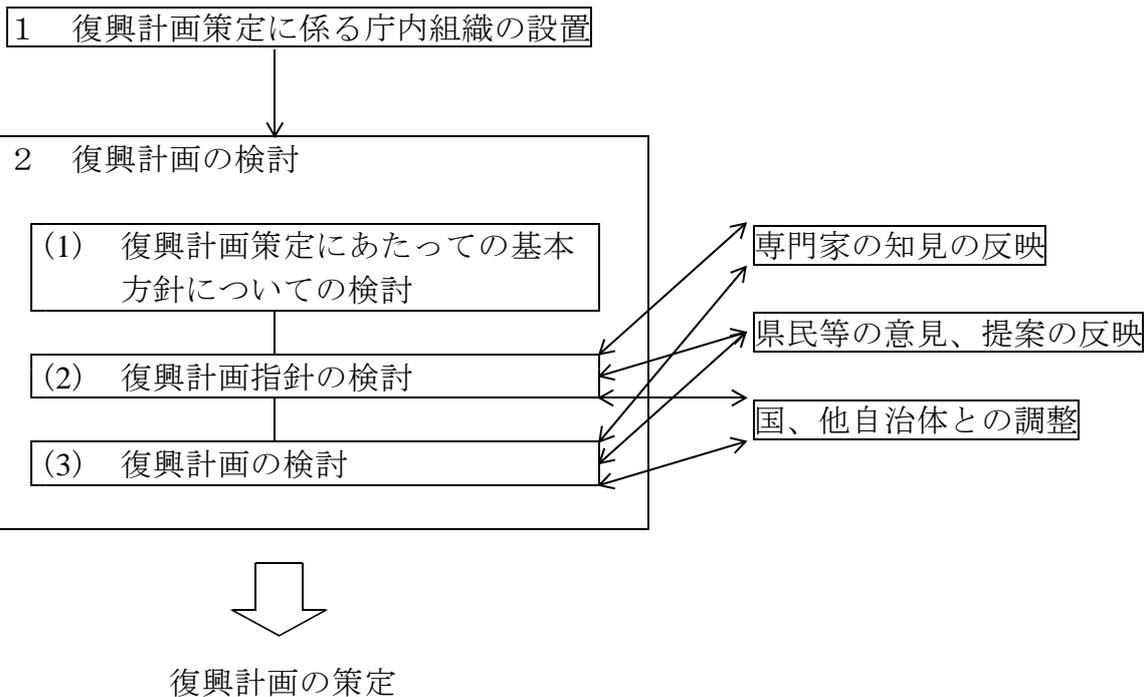
イ 復興計画に県民の意見を反映するとともに、市町村や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市町村の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定します。

ウ 復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表します。

(5) 復興計画の公表

県民や市町村など協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、都道府県広報誌等により復興施策を具体的に公表します。

○ 復興計画策定のフロー



3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込みを算定します。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していきます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を図るかを検討します。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

○ 市街地復興のフロー

1 被災状況の調査

2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定

3 復興対象地区の設定・調整及び建築制限の実施

4 都市復興基本計画の策定



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

(1) 都市復興基本方針の策定

県及び市町村は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市町村は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため条例を制定します。条例には、市町村・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、県及び市町村は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

県及び市町村は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

県及び市町村は、県民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。

市町村は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

県及び市町村は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び市町村は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行います。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

県は、被災市町村が、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等県民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧かあるいは災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。

さらに、国や他の自治体による人的支援の調整を行います。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした 応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向によって施策を実施します。

(1) 被災施設の復旧等

ア 県は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、県管理の公共施設の復旧や被災市町村に対する人的、物的な支援を進めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフライン施設の地中化などの防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化などを基本目標とします。

○ 各都市基盤整備とその復旧・復興施策

区分	防災性の強化等	既存計画の実行	既存計画の見直し 新たな計画の作成
道路 施設	道路施設の防災性能の強化	既存計画の実施	新たな計画の策定 新たな計画の事業化
公園 緑地	既存公園の拡充	既存計画の実施	新たな計画の策定及び 事業化
河川 施設等	施設の防災性能の強化	既存計画の実施	新たな計画の策定 新たな計画の事業化
ライフライン 施設	ライフライン施設の 防災性能の強化	既存計画の実施 (共同溝化、地中化等)	新たな計画の策定 新たな計画の事業化

ア 道路・交通基盤

県及び市町村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都

市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園を整備します。

ウ ライフライン施設

県及び市町村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

エ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市町村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

オ 災害廃棄物等

県及び市町村は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針に基づき、発災後早期に災害廃棄物等処理実施方針を作成します。

実施方針を作成する際には、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再生利用、アスベスト等の適正処理などを考慮します。

市町村は、建設業協会等の関係機関と協力して、実施方針を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、県民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

(1) 被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、県及び市町村は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

○ 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援

金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益等と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支給金額

次の(1)及び(2)の支援金の額（世帯人数が1人の場合は、3／4の額）の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(2)アに該当)	解体 (2(2)イに該当)	長期避難 (2(2)ウに該当)	大規模半壊 (2(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	100万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口：市町村

(2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：り災証明書、住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(3) 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援金の支給に係る事務手続き

- (1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2) 県は、発生した災害が災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。
- (3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。

イ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市町村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。また、社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます

ウ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

エ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入を希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請など、周知の機会を増やすよう努めます。

オ 義援金の受入れ及び配分

県は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、これを活用して配分を行います。

カ 生活保護

県及び市町村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努めます。

キ 税の減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討します。

ク 社会保険関連

市町村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

県は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員解雇等が予想されることから、神奈川労働局等の国の機関と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

離職者が早期に再就職できるよう、県は、雇用保険制度の適切な雇用促進に向けた対応のほか、経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。また、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

エ 新たな支援制度の検討等

県は、雇用の維持、離職者の生活支援、離職者の再就職支援のために法制度等の活用促進を図るとともに、必要性が認められる場合、速やかに制度の検討・創設を行います。

また、既存の法制度では対応できない場合には、速やかに状況の調査・検討を行い、国に対して要請します。

(3) 精神的支援

ア 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

県及び市町村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

県及び市町村は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ PTSD啓発冊子の作成・配布

メンタルヘルスケアは、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等についても必要となるため、被災に関わるこころの変化について、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響の受けやすい児童・生徒に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(4) 要援護者対策

ア 高齢者、障害者、児童への支援の実施

県及び市町村は、高齢者、障害者、児童等の要援護者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

県及び市町村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、多言語

または振り仮名をつけた日本語で発信するとともに、外国人の相談窓口を設置し、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、災害証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。

また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

(5) 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援を行います。また、県立病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

県及び市町村は、要援護者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

県及び市町村は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

ウ 福祉サービス体制の整備

県及び市町村は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

(7) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

県及び市町村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

県及び市町村は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

県及び市町村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等

を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童、生徒等への支援

県及び市町村は、児童、生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入試選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受験の措置など、受験者間に不公平が生じないように、書類締切の延長や入学考査料納入の猶予、試験日程・会場の変更等を行います。

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(10) ボランティアの活動支援

県は、物的、経済的支援のほか、県民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むため、ボランティアに対して必要な情報を提供します

(11) 情報提供、県民相談

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

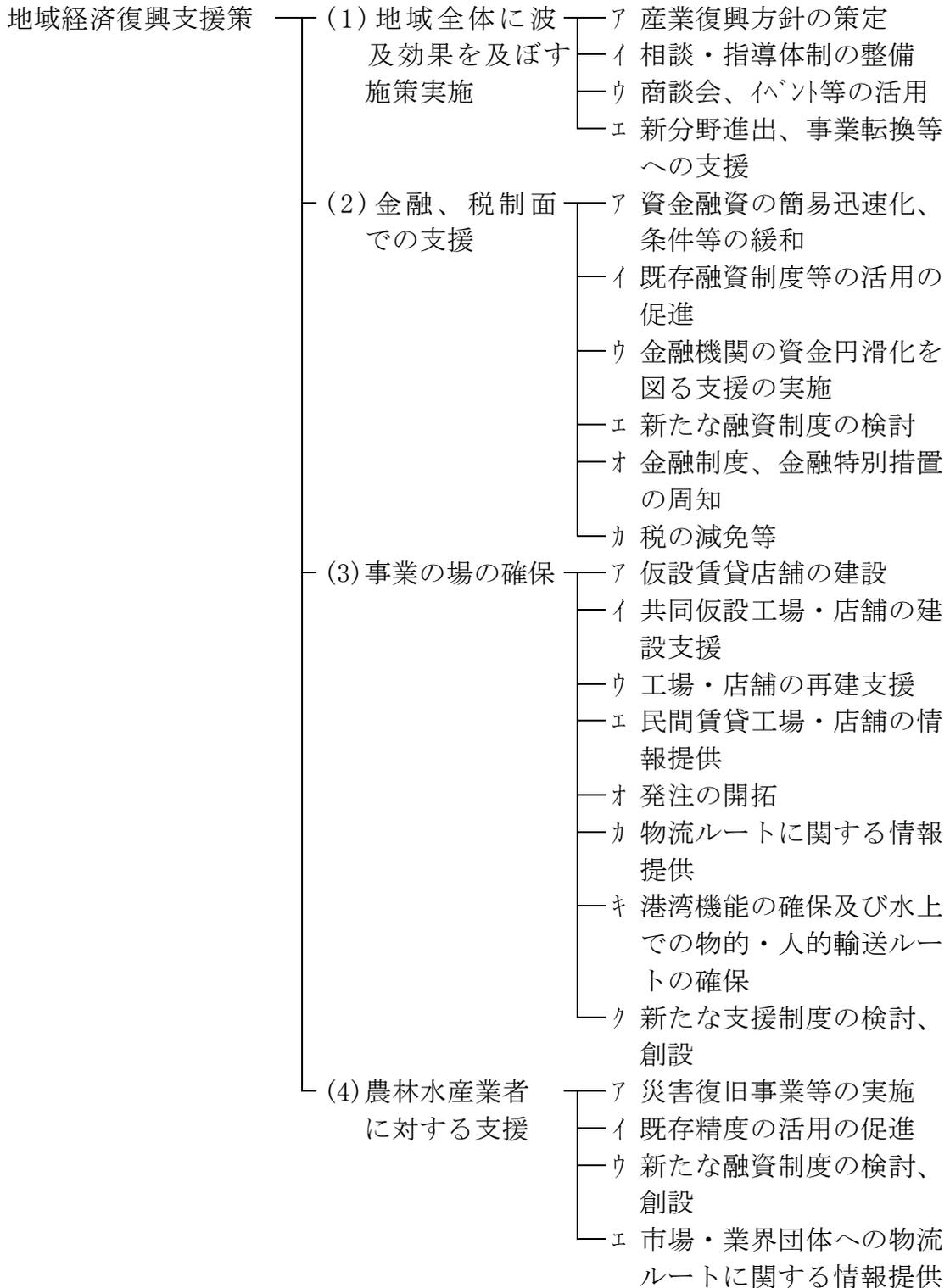
また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

○ 地域経済の復興支援施策の体系



(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、市町村・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導体制の整備

県及び市町村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備します。相談にあたっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用するなど、総合的な支援を行います。

ウ 商談会、イベント等の活用

県は、被災により沈滞化した産業全体の復興の機運を盛り上げるため、販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会等を実施します。

また、県及び市町村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業のPRを行い、観光客やコンベンションの誘致をめざします。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

県は、新産業の創出を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援します。また、地域ニーズにあった生活支援型サービス等が地域住民の主導により創出されるよう、コミュニティビジネスの創業環境を整備します。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、県及び市町村は、国等の関係機関に対して償還条件の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

県及び市町村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図ります。

ウ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

県及び市町村は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されますので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

また県は、資金需要の増加に伴う保証需要の増加に対し、信用保証協会の基本財産の造成を検討し、基本財産の造成支援のための出損を行う場合は、市町村や

金融機関に対して要請するとともに財政措置を講じます。

エ 新たな融資制度の検討

県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討します。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

県及び市町村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

カ 税の減免等

県及び市町村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告期限等の延長、徴収猶予、減免などの納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市町村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失など）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市町村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集約化事業の一環として、(財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市町村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市町村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

県及び市町村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所（特に中小企業）の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

県及び市町村は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を要請します。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルートについても活用します。

ク 新たな支援制度の検討・創設

県は、被害状況、資金需要予測、事業者等の意見を踏まえ、支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

新たな支援制度を実施する場合、取扱機関や相談窓口等に対して制度の内容等について周知するとともに、マスコミ等を活用して事業者等に広報します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

県及び市町村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

イ 既存制度活用の促進

県及び市町村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等が再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 新たな融資制度の検討・創設

県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、創設等の必要性と可能性について検討します。

エ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

第3編 火山災害対策編

- 本県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。
- 火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定めます。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれにあたり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれにあたります。外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火砕流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火砕流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯での噴気活動があげられます。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

気象庁では、箱根火山の火山活動度（※）をBランクに分類しており、県温泉地学研究所により監視・観測が行われています。最近では特に2001年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。

箱根火山の鳥かん図



2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られております。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新富士火山)の3火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1 万1,000～8,000年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8,000～4,500年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2,000年前～1707年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1万1,000～8,000年前、4,500～3,000年前、2,000年前～1707年の3時期であるとされています。

気象庁では、富士山の火山活動度(※)をBランクに分類しており、気象庁等において、監視・観測が行なわれています。

(※) 火山活動度ランク

活火山の活動度による分類（ランク分け）。全国108の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA・B・Cの3つのランクに分類したものです。

ただし、海底火山と北方領土の火山については、データが不足しているため分類の対象外です。なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではありません。

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

○ 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第20条（警戒避難体制の整備）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。

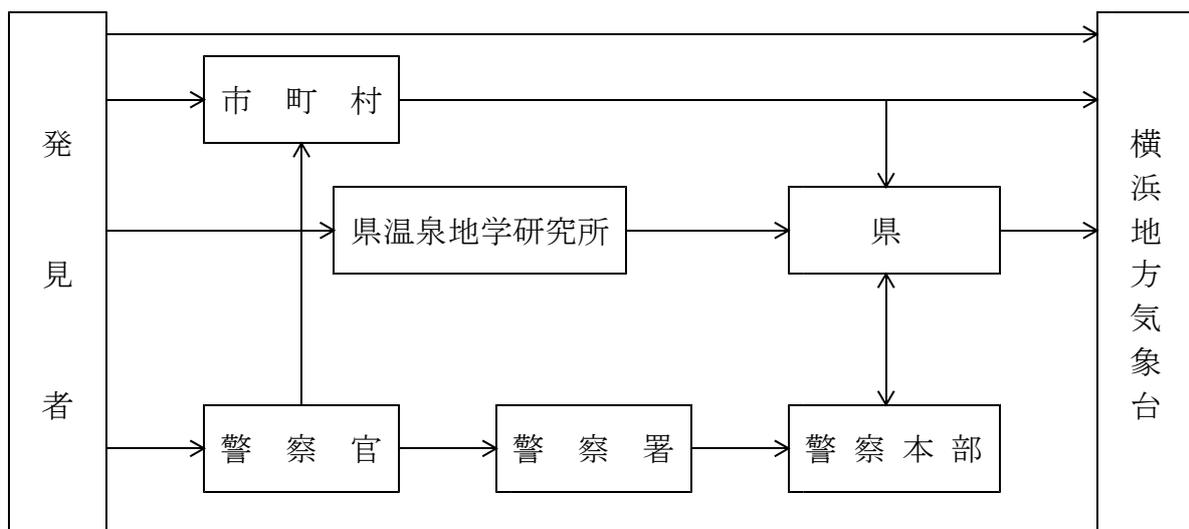
1 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記（1）に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達します。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流(熱雲))及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

平成19年12月1日の気象業務法等の改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）及び火山活動度レベルは廃止され、これに代わり、新たに噴火警報・予報及び噴火警戒レベルが定められました。

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱います。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(イ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

[噴火警戒レベル表]

	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴 火 警 報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入

			し離れた所 までの火口 付近	レベル2 (火口周辺規制)	った場合には生命に 危険が及ぶ) 噴火が 発生、あるいは発生 すると予想される。
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によ って、火口内で火山 灰の噴出等が見られ る(この範囲に入っ た場合には生命に危 険が及ぶ)。

(ウ) 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日導入

富士山の噴火警戒レベル

予報警戒	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ
		4	居住地域に重大な被害を及ぼす	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住

		(避難準備)	噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	要援護者の避難等が必要。	地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前) : 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口広から範囲居住の地域火口周辺まで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前): 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口から少し離れた所	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む) 2007年12月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

(エ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成21年3月31日導入

箱根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生 【過去事例】 3,000年前 ：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生 規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生 【過去事例】 12～13世紀 ：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周	火の口広から居住地域の火域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし

辺 警 報	火 ま 口 で か の ら 火 少 口 し 周 離 れ た 所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2001年6～10月：群発地震の発生、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴 火 予 報	火 口 内 等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 一時的な地震の増加 【過去事例】 2006年9～11月 : 一時的な地震の増加 1966年6～7月 : 一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

イ 降灰予報

発表基準：噴煙の高さが概ね火口上3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合

内 容：噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域

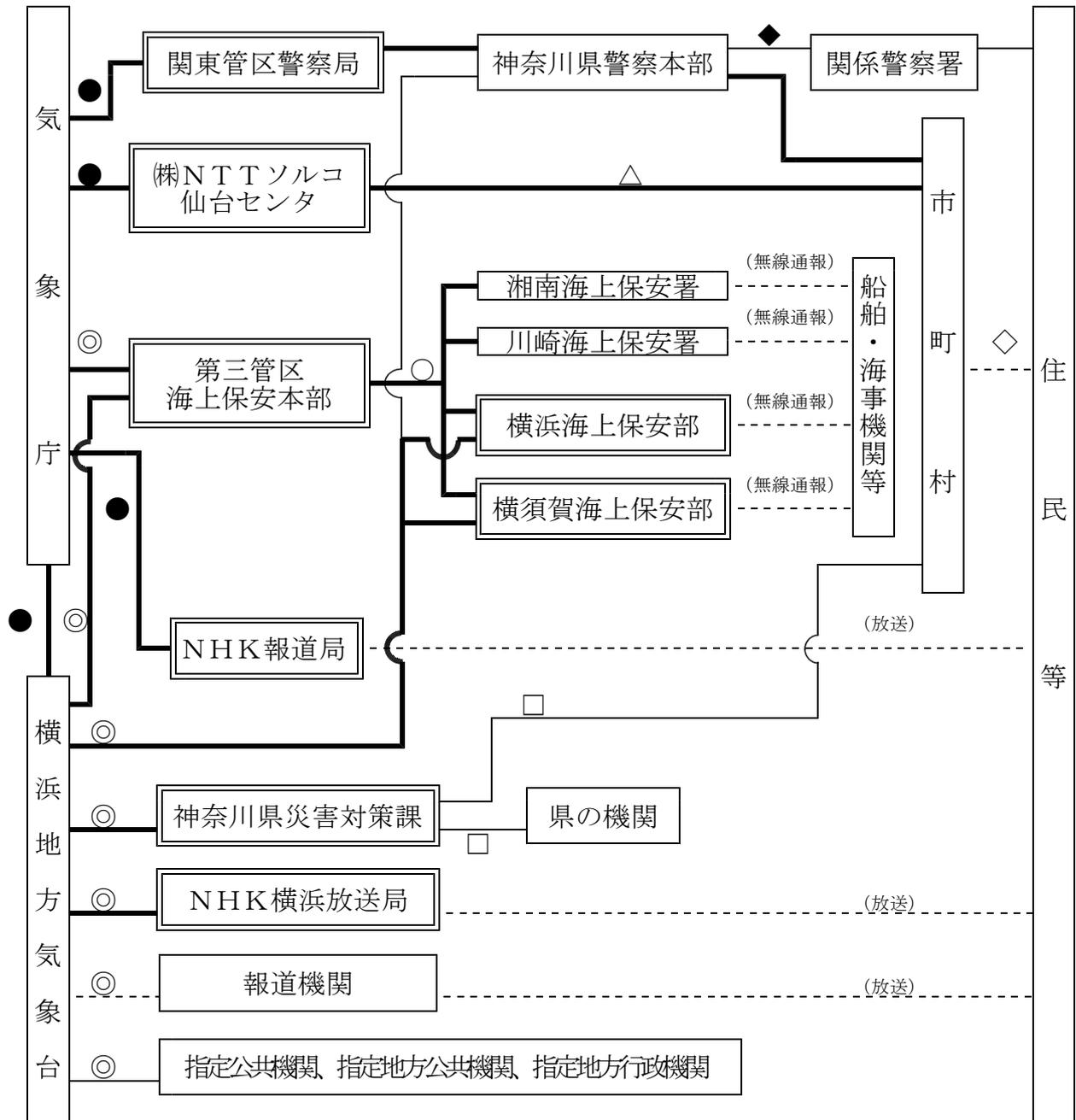
ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等を取りまとめたもの	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめたもの	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況を取りまとめた資料。現状及び今後の防災上の留意事項も記載	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火の時刻や噴煙高度等の情報	噴火が発生した場合直ちに発表

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、おおむね次のとおりとします。

[噴火警報等の伝達系統図]



凡例		
————	法令(気象業務法等)による通知系統	● オンライン
-----	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム(専用線)
———	地域防災計画、行政協定その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
		△ 加入電話・FAX
		□ 県防災行政通信網等
		◇ 市町村防災行政無線等
		◆ 自営無線等
		◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

3 火山監視・観測等

(1) 監視・観測の実施

県温泉地学研究所では、箱根火山活動の監視・観測を行なうため微小地震計による地震活動の観測のほか、山体の変化をいち早く正確に把握するために傾斜計、光波測量装置、GPSによる観測を行なっています。また、観測した結果は、ホームページを通して一般の方々にも広く公開しております。

(2) 観測・調査の強化

県温泉地学研究所では、箱根火山の観測を強化するため、地温、火山ガスの観測を新たに実施するほか、老朽化し観測精度が劣化した観測施設について更新・強化に努めます。また、機動的観測・研究を積極的に行うことによって箱根火山の活動メカニズムの解明に努めます。

(3) 緊急時対応

県温泉地学研究所では、1時間に10回以上の微小地震が観測されたときなど、一定規模以上の活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析、速報の作成を行うとともに、安全防災局、横浜地方気象台、箱根町等関係機関に連絡を行い、緊急時の対応を行ないます。

(4) 噴火予知連絡会等との連携

県温泉地学研究所では、箱根火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、噴火予知連絡会等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。

4 他県との連携

(1) 災害対策山静神連絡会議

神奈川県、山梨県、静岡県は、災害対策山静神連絡会議を設置し、火山災害を含む広域的災害対策に関する調査研究や、合同防災訓練の実施、災害対策関連情報の交換

などを連携して行います。

(2) 富士山火山防災対策に関する協定の締結

神奈川県、山梨県、静岡県は、富士山火山防災対策に関する協定に基づき、富士山噴火災害に対して相互に連携して応急・復旧対策を実施します。

5 箱根火山対策連絡会議

箱根山に関係する、県、市町、国機関、団体等は、箱根火山対策連絡会議を設置し、箱根山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行います。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

- ア 県は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [安全防災局]
イ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。 [安全防災局]

(2) 通信手段の確保

- ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。 [安全防災局]
イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。 [安全防災局]

(3) 被災者支援情報システムの構築等

- ア 県、市町村及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築します。
なお、支援情報は、高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするよう努めます。 [安全防災局]
イ 県及び市町村は、一般県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車、救急車等及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 市町村は、平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。
イ 市町村は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や観光客等への周知徹底に努めます。

(2) 市町村は、事前に民生委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるように努めます。

(3) 市町村及び施設の管理者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(4) 市町村は、高齢者、障害者等の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。

4 降灰等対策

県は、国及び防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、住民生活等に及ぼす支障を軽減するため、富士山の火山災害等について防災対策を検討します。 [関係部局]

なお、降灰により、以下の影響が考えられます。

(1) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。

(2) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。

(3) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。

(4) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。

(5) 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

5 防災知識の普及

(1) 県民等への防災知識の普及

ア 県は、国及び市町村と連携して、火山災害について県民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。 [安全防災局]

イ 県及び市町村は、被害の及ぶ範囲や避難場所・避難路等防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項等を総合的に表示した火山に関するハザードマップの作成に努めるとともに、地域の実情にあった啓発を行います。 [安全防災局]

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市町村は、観光協会等の関係機関と連携して、溶岩流や火砕流、降灰及び降灰後の降雨による土石流災害等に関する火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

- 応急活動対策の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

ウ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて、関係省庁及び近隣県（静岡県、山梨県）に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するために、地上系無線、衛星電話と有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには速やかに施設の復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) 東日本電信電話(株)は、電気通信設備の被災によりそ通に著しく支障がある場合は、被災地からのそ通を優先させます。また、非常・緊急通話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。
- (4) 各種通信設備の利用
 - ア 非常無線通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
 - イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。
 - ウ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。
 - エ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に

要請します。

- (5) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話㈱が指定した災害時優先電話を利用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、火山情報受信又は災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるとき、県現地対策本部を合同庁舎に設置します。

イ 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に県医療救護本部を設置するとともに、一般ボランティアを対象とした情報提供等の支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置し

ます。

(4) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。

県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定など必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

4 広域的な応援体制

(1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
[警察法第60条]
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）[消防組織法第44条]
 - ウ 相互に応援協定を締結をしている八都府県や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 各市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは応急措置を実施しますが、その被害状況によって、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請します。
- (3) 各市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長（陸自第1師団長）に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

- 災害発生時、県民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先し、最も効果的な運用を図ります。

イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。また、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行います。

ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について救急業務計画に定めます。

エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。

さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。

カ 市町村は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ア 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- イ 県警察に対する機動隊等の被災地域等への出動要請及び広域緊急援助隊の派遣要請
- ウ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- エ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- オ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整

資料

地震編	4-2-(1)	神奈川県下消防相互応援協定
〃	4-2-(2)	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別 応援実施要領
〃	4-2-(3)	東京湾消防相互応援協定書
〃	4-11-(2)	緊急消防援助隊運用要綱
〃	4-11-(4)	神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
〃	4-11-(5)	神奈川県緊急消防援助隊受援計画
〃	4-11-(6)	神奈川県災害活動中央基地要領
〃	4-11-(7)	神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県医療救護計画に基づき、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害医療拠点病院は中核的役割を果たします。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- エ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を「広域災害・救急医療情報システム」により、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- オ 県及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- カ 県は、国、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して、重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- キ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 県は、市町村の要請又は自らの判断により救護班を派遣するとともに、被害状況に応じて医療救護の必要を認めたときは、県保健福祉事務所に救護所を設置します。
- ウ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ国の非常（緊急）災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

第4節 避難所の設置運営

- 市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、あらかじめ指定されている避難場所を日ごろから把握するとともに、避難勧告等が出された場合には避難します。また、被災のおそれがあるため避難の必要がある場合は、安全に十分配慮しながら自主的に避難するものとします。

1 避難の勧告又は指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のために必要な勧告又は指示等を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示または勧告を行います。この場合、避難すべき場所を指示することができます。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表することができます。

また、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

(2) 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時期を失するような場合）、又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができます。この場合その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長（若しくはその委任を受けた吏員）又は市町村長からの要求により

市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これら避難措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた吏員、若しくは水防管理者は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、立ち退きのための避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表、避難の勧告、指示、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

2 避難の勧告・指示等の内容

市町村長等避難の勧告・指示等を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難勧告・指示等の対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の勧告又は指示等を行った者は、必要な事項を関係機関へ報告（通知・連絡）します。

(2) 住民への周知

県及び市町村は、自ら避難の勧告又は指示等を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 避難所の開設

市町村長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設します。

(1) 避難所の開設場所

市町村長は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て

避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

ア 市町村は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行います。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めます。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

イ 県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村長が行う避難所の設置運営に協力します。

ウ 市町村長は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、プライバシーの確保等に配慮します。

エ 市町村長は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置します。

オ 市町村長は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努めます。

カ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村長は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう消防職員及び警察官の協力を得て、避難先への誘導に努めます。

6 帰宅困難者への対応

(1) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活

用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。

- (2) 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。
- (3) 県は、帰宅困難者が多数発生した場合、市町村等と協力して、情報提供など帰宅困難者対策に努めます。
- (4) 県は、協定を締結している団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の提供等について協力を求めます。

資料

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 地震編 | 3-5-(2) | 災害時における関東郵政局と神奈川県
の相互協力に関する覚書 |
| " | 3-5-3-(1) | 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定
(三田市・神奈川県石油協同組合) |
| " | 3-5-3-(2) | 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(八都県市・コンビニエンスストア) |
| " | 3-5-3-(3) | 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(八都県市・ファミリーレストラン) |
| " | 3-5-3-(4) | 災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定書
(三田市・日産) |

7 外国人等への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、留学生など外国人に十分配慮します。

8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組みの実施に努めます。

第5節 富士山及び箱根山の個別対策

1 富士山の避難対策

- 市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、噴火前の避難対策と噴火後の避難対策に分けて実施するよう努めます。
- なお、本県においては、以下に示す噴火前避難対策に係るゾーン区分に該当する市町村はないことから、噴火前避難対策を実施する必要はありませんが、富士山の避難対策に係る重要な内容であることを鑑み、あえて位置づけるものです。

【噴火前避難対策】

(1) 噴火による影響の範囲（ゾーン区分）

市町村は、富士山火山広域防災対策基本方針に基づき、噴火による影響に応じて周辺地域を次の第1次から第4次のゾーンに区分します。

なお、国は、前兆現象から噴火場所がある程度特定できる場合には、専門家等の意見をもとにゾーン区分を変更し、県、市町村に伝達します。

また、ここに示すゾーン区分は、次の【噴火時避難対策】で示すゾーン区分とは異なるものです。

ゾーン	範囲の考え方
第1次ゾーン	ごく小規模の噴火であっても、瞬時に降下物・流下物による影響の及ぶ可能性がある範囲（火口分布領域）
第2次ゾーン	噴火すると、3時間以内で流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（噴石、火砕流、火砕サージが到達する、あるいは3時間以内に溶岩流が到達する領域）
第3次ゾーン	噴火すると、3時間から24時間以内で流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（24時間以内に溶岩流が到達する領域）
第4次ゾーン	想定される最大噴火の場合、流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（最終的に溶岩流が到達する領域）

(2) 避難の範囲

市町村は、気象庁の発表する噴火警報に基づき、噴火による影響の範囲（ゾーン区分）を参考に、あらかじめ以下のとおり避難の範囲を設定します。

なお、国によりゾーン区分が変更された場合には、避難の範囲を変更します。

避難の範囲	ゾーン区分
火口周辺警報（噴火警戒レベル3）時避難範囲	第1次ゾーン
噴火警報（噴火警戒レベル4・5）時避難範囲	第2次ゾーン
災害時要援護者避難範囲	第3次ゾーン

(3) 避難の考え方

ア 火口周辺警報（噴火警戒レベル3）時避難範囲（第1次ゾーン）

市町村は、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、入山者や登山者、観光客等に対して立ち入りの自粛を呼びかけます。また、噴火警報（噴火警戒レベル4・5）が発表された場合には、避難の勧告、または指示を行います。

イ 噴火警報（噴火警戒レベル4・5）時避難範囲（第2次ゾーン）

市町村は、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、入山者や登山者、観光客等に対して立ち入りの自粛を呼びかけるとともに、避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表します。また、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合には、避難の勧告、または指示を行います。

ウ 災害時要援護者避難範囲（第3次ゾーン）

市町村は、噴火警報（噴火警戒レベル4・5）が発表された場合、入山者や登山者、観光客等に対して立ち入りの自粛を呼びかけるとともに、避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表します。

(4) 避難所等の指定

市町村は、自主避難の受け入れや避難のための避難所等を、以下の区分に従いあらかじめ指定します。

ア 一時集合場所

住民等が避難する際の一時的な集合場所として、第1次ゾーンに指定。

イ 一時避難所

住民等の自主避難の受け入れ場所及び避難時の一時集合場所として、第2次ゾーン及び第3次ゾーンに指定。

ウ 避難所

住民等の避難先として、第3次ゾーンの外側に指定。

エ 福祉避難所

災害時要援護者の避難先として、第4次ゾーンの外側に指定。

【噴火時避難対策】

(5) 噴火による影響の範囲（ゾーン区分）

国は、噴火の状況等に関する専門的な判断に基づき、周辺地域を以下のゾーンに区分し、県、市町村に伝達します。

なお、ゾーン区分は、噴火の状況に応じて適宜見直しますが、本県は第1次ゾーンから第4次ゾーンには該当しないことを考慮し、避難範囲を定めます。

また、ここに示すゾーン区分は、先の【噴火前避難対策】で示されたゾーン区分とは異なるものです。

ア 基本ゾーン

ゾーン	範囲の考え方
第1次ゾーン	天候等にかかわらず、瞬時に降下物、流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（火口、火口が想定される領域）
第2次ゾーン	天候等にかかわらず、3時間以内で流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（噴石等の危険、3時間以内に溶岩流が到達する領域、火砕流、火災サージが到達する危険がある領域）
第3次ゾーン	天候等にかかわらず、3時間以上で流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（溶岩流が到達する可能性の高い領域）
第4次ゾーン	想定される最大噴火の場合、流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（溶岩流が到達する領域）
第5次ゾーン	最大噴火の場合でも流下物による危険はないが、降下物の影響が及ぶ可能性がある範囲（2cm以上の火山灰降下領域）

イ 火砕物噴火時に第5次ゾーン内に設けるゾーン

ゾーン	範囲の考え方
降下物危険ゾーン	大量の火山灰等の堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある範囲（30cm以上の火山灰、火山れき等が降下する領域）
降下物注意ゾーン	火山れき等により屋外の人に危険が及ぶ可能性がある範囲（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下する領域）

ウ 火山灰堆積時の降雨に備えて特に設けるべきゾーン

ゾーン	範囲の考え方
土石流危険ゾーン	降雨により、瞬時に流下物による危険が及ぶ可能性がある範囲（火山灰の堆積から、降雨による土石流の発生の可能性がある領域）

(6) 避難・警戒の範囲

市町村は、国から伝達されたゾーン区分に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定します。

避難等の範囲	噴火の状況	ゾーン区分
一般住民等 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし 溶岩流の流下あり	第2次ゾーン 第3次ゾーン
災害時要援護者 噴火時避難範囲	溶岩流の流下なし 溶岩流の流下あり	第3次ゾーン 第4次ゾーン
降下物危険範囲	大量の降灰、火山れき等の 降下	降下物危険ゾーン (第5次ゾーン)
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火山れ き等の降下	降下物注意ゾーン (第5次ゾーン)
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン

(7) 避難の考え方

ア 一般住民等噴火時避難範囲

市町村は、溶岩流が流下した場合、第3次ゾーンの住民等に対して避難の指示を行います。

なお、溶岩流の流下が認められなくても、第2次ゾーンの住民等に対しては避難の指示を行います。

火砕流や融雪型火山泥流が流下した場合には、避難の指示を行います。

イ 災害時要援護者噴火時避難範囲

市町村は、溶岩流の流下が認められた場合、第4次ゾーンの災害時要援護者に対して避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表します。

なお、溶岩流の流下が認められなくても、第3次ゾーンの災害時要援護者に対しては避難準備（災害時要援護者避難）情報を発表します。

火砕流や融雪型火山泥流が流下した場合には、避難の指示を行います。

ウ 降下物危険範囲

市町村は、30cmを超える大量の火山灰や火山れき等が噴出した場合、風下にあたる地域の住民等に対して堅牢な建物等への屋内退避を呼びかけます。

エ 降下物注意範囲

市町村は、2cmを超える大量の火山灰や火山れき等が噴出した場合、風下にあたる地域の住民等に対して屋内退避を呼びかけます。

オ 土石流警戒範囲

市町村は、大雨警報が発表された場合、土石流発生のおそれがある危険区域の住民等に対して、避難の指示を行います。

(8) 避難所の指定

市町村は、噴火時の状況に応じた避難のため、以下の避難所をあらかじめ指定します。

ア 降灰時避難所

大量降灰時に住民が避難するため、屋根や建物の強度が確保された堅牢な建物を指定。

イ 土石流避難所

土石流の危険が生じた場合に避難するため、土石流警戒範囲の外側に指定。

2 箱根山の交通規制・登山規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制等の防災対応を執る場合には、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、警察、消防機関等の協力を得て、観光客、登山者、地域住民等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合には、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に観光客、登山者、地域住民等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に観光客、登山者、地域住民等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。なお、関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う観光客、登山者、地域住民等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等については次のとおりです。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒 レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 または居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそ れより火口側	—	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが 必要
4 (避難準備)	(想定火口域か ら 700m以遠)		

3 (入山規制)	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺 (想定火口から 700m程度まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・姥子、上湯場、下湯場 ・箱根早雲郷別荘地 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道（姥子～早雲山）
2 (火口周辺 規制)	火口から少し離 れた所までの火 口周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・大涌谷観光施設、売店、レストラン、地藏堂、駐車場 ・ロープウェイ大涌谷駅等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る名登山道の入口
1 (平常)	火口内等 (想定火口域内 の一部地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・大涌谷自然研究路 ・玉子茶屋 ・蒸気井施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の登山道

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。
- また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

(ウ) 富士山噴火災害時の交通規制等

富士山噴火災害の場合には、危険地域への進入防止や迅速な避難実施のための交通規制を、次により実施します。

【噴火前】

噴火警報の種類	対象地域	規制の内容
噴火警報 (噴火警戒レベル4)	火口周辺警報(噴火警戒レベル3)時避難範囲	全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)
	噴火警報(噴火警戒レベル4・5)時避難範囲	避難ルート確保のための交通規制
	災害時要援護者避難範囲	
噴火警報 (噴火警戒レベル5)	火口周辺警報(噴火警戒レベル3)時避難範囲	全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)
	噴火警報(噴火警戒レベル4・5)時避難範囲	避難ルート確保のための交通規制
	災害時要援護者避難範囲	

【噴火後：一般道路】

実施基準	対象地域	規制の内容
噴火時	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)
	災害時要援護者噴火時避難範囲	避難ルート確保のための交通規制
降灰による堅牢な屋内退避時	降下物危険範囲	全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	

【噴火後：高速道路】

実施基準	対象地域	規制の内容
噴火時	一般住民等噴火時避難範囲	全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)
大雨警報発表時	土石流警戒範囲	必要に応じて全面通行止め (避難車両、緊急車両等を除く)

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当官は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、除灰作業や応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、火山灰等の火山砕屑物の除去のほか障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物等の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

資料

風水害編	2-3-10	鉄道事業者の応急対策
地震編	2-3-(1)	中日本高速道路(株)及び東日本高速道路(株)の神奈川県内における所管道路
〃	2-3-(2)	首都高速道路供用区間現況
〃	4-7-(3)	各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定
〃	4-7-(11)	首都高速道路(株)の特別巡回及び交通規制基準等

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

資料

地震編	3-10-(4)	神奈川県及び神奈川県警察、協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
〃	4-7-(9)	緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書
〃	4-7-(10)	災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書
〃	4-7-(12)	陸上自衛隊航空機の能力基準
〃	4-7-(13)	陸上自衛隊施設器材関係の能力基準
〃	4-7-(14)	海上自衛隊艦艇・航空機の能力等
〃	4-7-(15)	第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準

地震編 4-7-(16) 神奈川県トラック協会支部別車両保有台数一覧表

第7節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1 被災者等への情報提供

- (1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等に配慮した伝達を行います。
- (2) 情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。
- (3) 集配郵便局等
被災者等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。
- (4) 防災関係機関
それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、被災者や利用者への広報を実施します。

資 料

風水害編 2-3-13 放送機関の応急対策

- 1 日本放送協会横浜放送局
- 2 (株)アール・エフ・ラジオ日本
- 3 (株)テレビ神奈川
- 4 横浜エフエム放送(株)

2 災害相談の実施

- (1) 相談活動の実施
 - ア 県及び市町村は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、相互に連携して、臨時相談所を開設して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。
 - イ 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力の下、外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。
- (2) 相談業務の内容
災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食糧

・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

【参考】

図1 富士山が噴火した場合に、溶岩流や噴石、火砕流等の影響が考えられる範囲（富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）から抜粋）

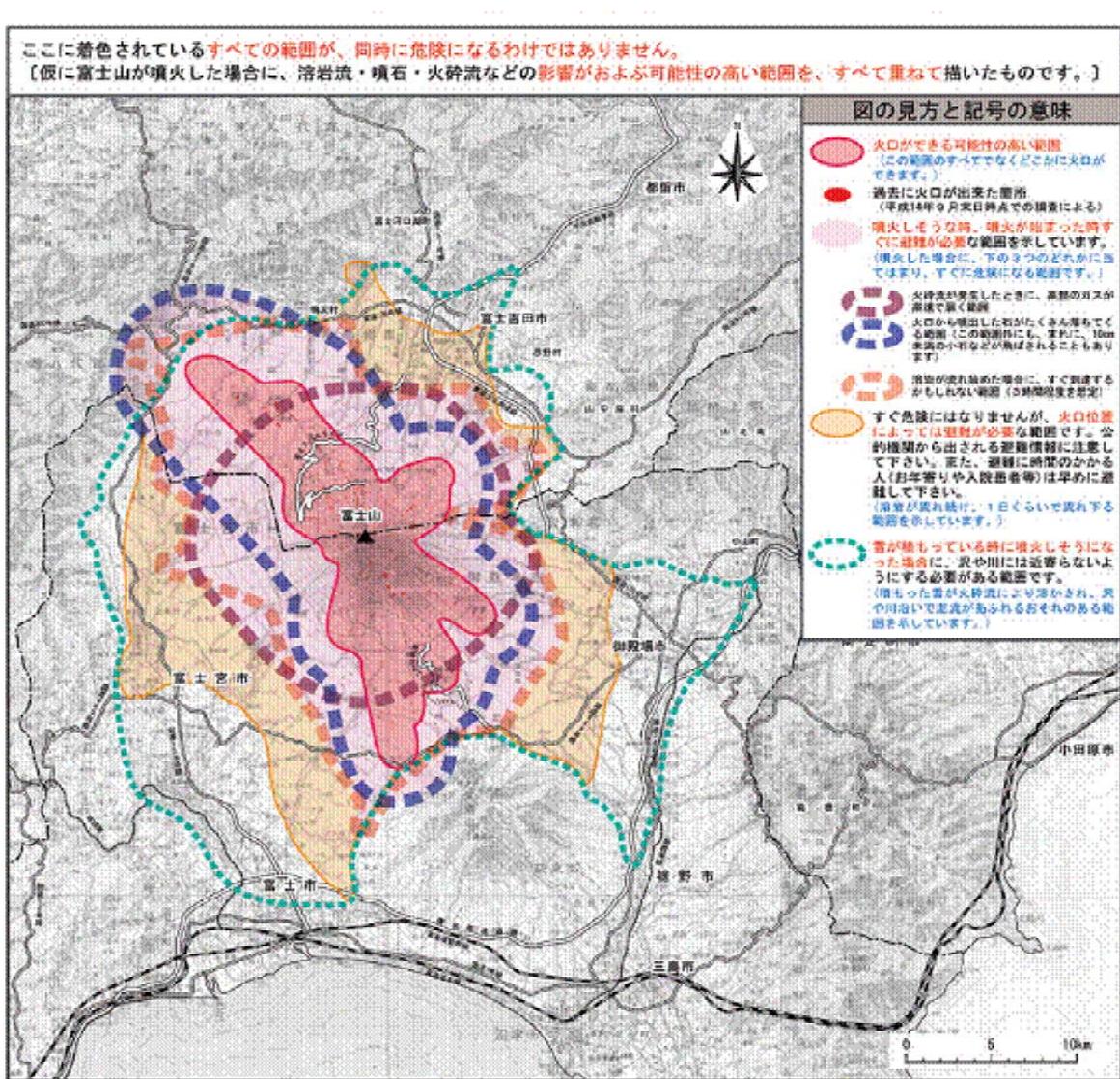


図2 富士山が大規模噴火した場合に、降灰の影響が予測される範囲
(富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)から抜粋)

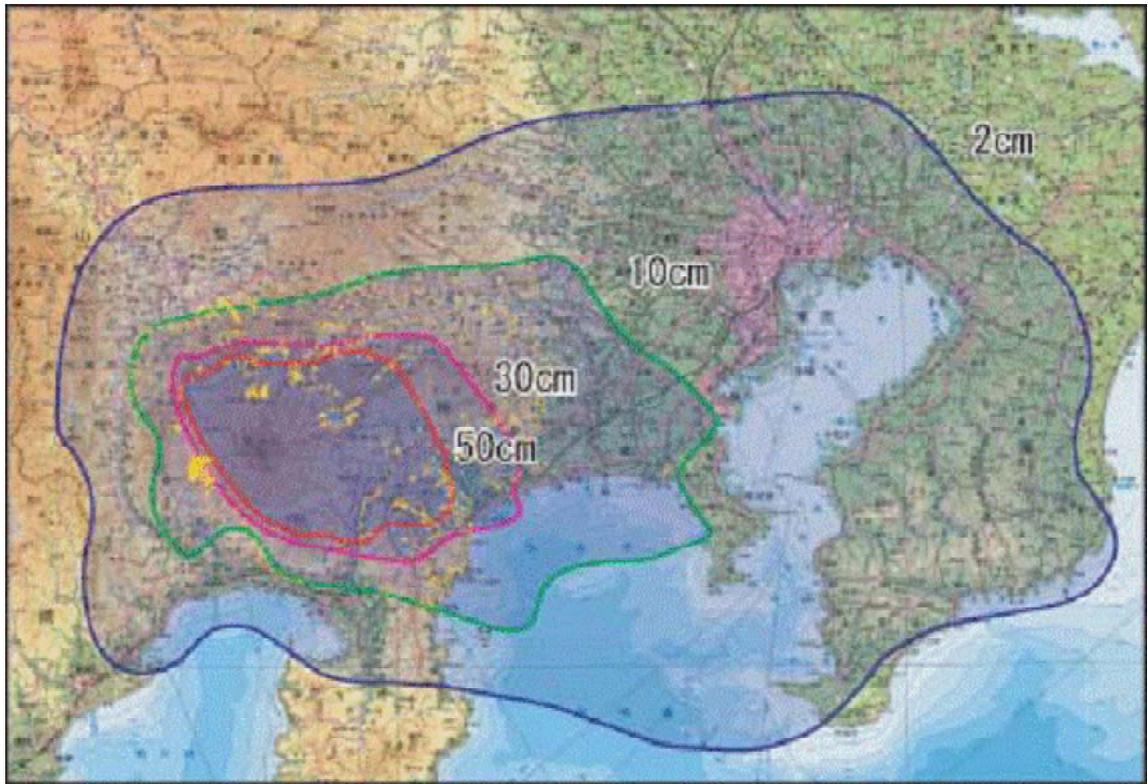


図3 箱根山の噴火を想定した場合の防災対応<大涌谷周辺での噴火を想定した場合>
(気象庁作成リーフレットから抜粋)



第4編 雪害対策編

- 大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立などの雪害対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 県、市町村及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。
[関係部局]
- (2) 県警察は、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図ります。
[関係部局]

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

- ア 県は、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [安全防災局]
- イ 県警察は、県、消防機関、関係機関等との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。
[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

- ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網（有線系及び衛星系）」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。
[安全防災局]
- イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。
[安全防災局]

3 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 雪害に関する警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内が大雪の現象に伴う災害及び被害の発生するおそれのある場合、警報または注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒または注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

2 警報の発表に伴う配備体制

- (1) 県は、横浜地方気象台から県内に大雪警報、暴風雪警報が発表された場合、警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。
- (2) 県警察は、大雪に関する警報等が発表された場合、所要の警備体制を確立して、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置をとります。
- (3) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するためには不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフ

ライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

(2) 災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- イ 県警察は、被害規模の早期把握のため、天候の状況を勘案しながら必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。
- ウ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。
- エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

(3) 各種通信施設の利用

ア 非常無線通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

ウ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能となったときは、市町村等に対する気象予警報の通知等の連絡のため、放送機関に対し、放送を要請します。

エ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

(4) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話㈱が指定した災害時優先電話を利用します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に被害状況の報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認めるものに連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置に至らない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

(4) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知

します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 広域的な応援体制

(1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。

(2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）

ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

4 自衛隊の災害派遣

(1) 知事は、雪害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。

(2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第4節 除雪の実施

1 除雪の実施

国、県、市町村及び道路管理者は、災害を防止するため、除雪を実施するものとします。

なお、県管理道路については、雪氷対策実施要領に基づき実施します。

資料

風水害編 4-2-4 凍雪害対策実施要領

第5節 救助・救急活動

1 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

2 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

3 被災地以外の市町村及び県の役割

被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

4 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

第6節 避難活動

1 避難誘導の実施

- (1) 市町村長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。
- (2) 市町村は、避難誘導にあたって、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 帰宅困難者への対応

- (1) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (2) 交通機関の運行不能時において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。

その場合、緊急輸送ルート確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、県災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行い道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去、除雪の実施について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省関東運輸局に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第8節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

(1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達にあたっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政通信網、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ます。

第5編 船舶災害対策編

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 国土交通省は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 国土交通省は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 国土交通省は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災思想の普及

第三管区海上保安本部は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- (1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- (2) 港湾における航行制限
- (3) 港内における工事・作業等についての規制
- (4) 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。

イ 県は、第三管区海上保安本部との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[安全防災局]

ウ 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

エ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網（有線系及び衛星系）」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、沿岸市町等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 捜索、救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。

[警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と協議のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[保健福祉局]

3 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

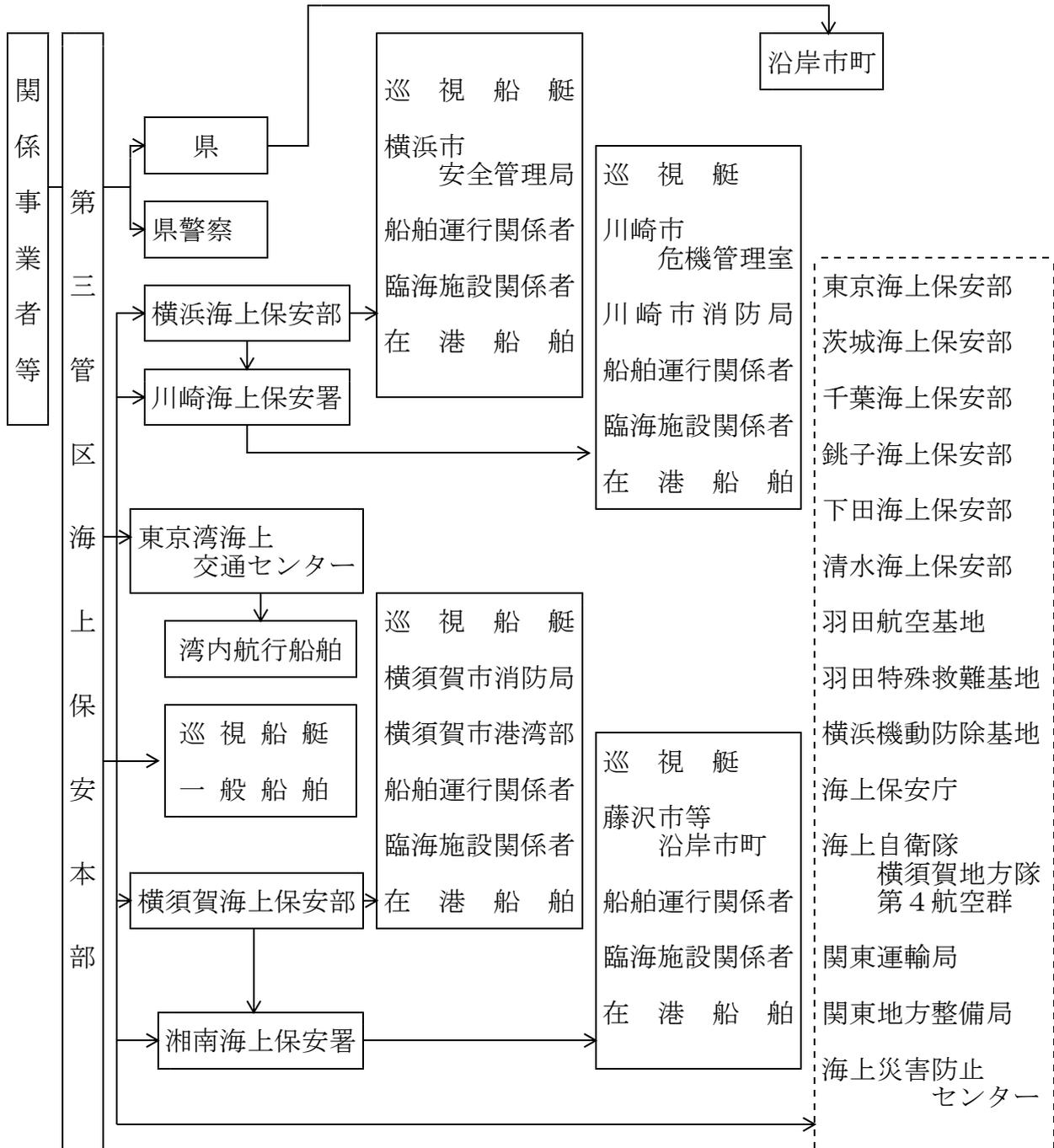
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 船舶事故情報の連絡

【船舶等の事故発生時の連絡系統図】



- ア 関係事業者等は、大規模な船舶事故が発生した場合は、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- イ 第三管区海上保安本部は、大規模な船舶事故が発生した場合、事故情報を県及び関係機関へ連絡します。
- ウ 県は、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、関係沿岸市町、関係機関等へ連絡します。

(2) 大規模な船舶事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 関係事業者は、大規模な船舶事故が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。
- イ 沿岸市町は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、船舶災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。
- エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。
- オ 県は、沿岸市町等からの情報を収集するとともに、映像情報による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策等の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、沿岸市町及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を地域県政総合センター（横須賀三浦地区、湘南地区、西湘地区）に設置します。

なお、県災害対策本部設置に至らない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは現地災害対策本部を廃止します。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。地域県政総合センター所長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

(1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町災害対策本部を設置します。

(3) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立

し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要と認めるときは、被災市町を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都府県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (3) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

資 料

地震編 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 搜索活動

第三管区海上保安本部、県警察、消防機関等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施します。

2 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

3 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、船舶の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

4 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市町の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資 料

風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止します。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第7節 その他第三管区海上保安本部の措置

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその検索救助を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したとき

は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、船舶禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航空制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第8節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第6編 油流出等海上災害対策編

- 船舶からの大規模な油等・危険物流出による著しい海洋汚染・大規模な火災等の発生といった海上災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災 害 予 防

第1節 船舶の安全確保

1 船舶の安全な運行の確保

第三管区海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等に努めます。

2 船舶の安全確保

- (1) 国土交通省は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図ります。
- (2) 国土交通省は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施します。
- (3) 国土交通省は、船舶の構造設備等に係る海難事故防止の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：P S C）の実施を積極的に推進します。

3 海上防災思想の普及

第三管区海上保安本部は、関係者及び国民に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めます。

4 海上規制及び指導の強化

第三管区海上保安本部は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行います。

- ・ 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等
- ・ 港湾における航行制限
- ・ 港内における工事・作業等についての規制
- ・ 危険物積載船舶等に対する規制

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 第三管区海上保安本部は、関係機関への迅速・的確な情報提供体制を確立します。

イ 県は、第三管区海上保安本部や石油コンビナート事業者等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [安全防災局]

ウ 県警察は、県、第三管区海上保安本部、消防機関、港湾管理者等関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]

エ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網（有線系及び衛星系）」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、沿岸市町等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

ア 第三管区海上保安本部は、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水用具セット、水中通話装置等の整備に努めます。 [警察本部]

(2) 消火活動

第三管区海上保安本部及び沿岸消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、沿岸市町の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

3 防除資機材の整備

(1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3に定める船舶所有者及び船舶の係留施設の管理者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備します。

(2) 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携のもとに防除資機材の充実に努めます。

(3) 県は、相模湾対策を含めて防除資機材の充実に努めます。 [安全防災局]

(4) 県は、沿岸市町が行う防除資機材の整備に対して支援します。 [安全防災局]

4 訓練の実施

第三管区海上保安本部は、関係機関との連携をもとに、災害が発生したときの職員の呼集、警報等の伝達、海難救助、火災消火、排出油等の防除、人員・物資の緊急輸送等に関する訓練を年1回以上実施し、逐年その内容を高度なものにするよう努めます。

5 東京湾排出油等防除協議会等の措置

(1) 東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な排出油等事故が発生した場合、官民一体となって防除活動の総合的な調整を行うとともに、次の業務を行います。

ア 東京湾排出油等防除計画の協議

イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整

ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供

エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

- ・ 県及び関係市（横浜市、川崎市、横須賀市）は、協議会に参画し、防除活動に協力します。

(2) 海上保安部署管内の排出油等防除協議会等は、その管内において排出油等事故が発生した場合の排出油等の防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図り、次の業務を行います。

ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成

イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

資料

風水害編 6-1-2 東京湾排出油防除協議会会則

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 油流出等海上事故情報等の連絡

- ア 関係事業者等は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- イ 第三管区海上保安本部は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報を、県及び関係機関へ連絡します。
- ウ 県は、「神奈川県油流出事故対策初動マニュアル」を策定し、これに基づき、第三管区海上保安本部等から受けた情報を、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、関係沿岸市町及び関係機関へ連絡します。
- エ 海上保安庁は、大規模な油流出等海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 大規模な油流出等海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- ア 関係事業者は、大規模な油流出等海上事故により被害が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部へ連絡します。
- イ 沿岸市町は、流出及び被害の状況等の情報を収集するとともに、流出及び被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、油流出等海上災害が発生した場合、警察用船舶、航空機等を活用し、直ちに被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。
- エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。
- オ 県は、沿岸市町からの情報を収集するとともに、映像情報等による流出及び被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、第三管区海上保安本部に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 沿岸市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握し、自ら実施する応急対策の活動状況を沿岸市町に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、沿岸市町及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 第三管区海上保安本部の活動体制

第三管区海上保安本部は、災害の状況に応じて速やかに、必要な職員を参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

2 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 海上保安庁長官

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を地域県政総合センター（横須賀三浦地区、湘南地区、西湘地区）に設置します。

なお、県災害対策本部設置に至らない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止します。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

3 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

4 沿岸市町の活動体制

(1) 沿岸市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 沿岸市町は、油等が大量に流出し、又は大量流出のおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、必要と認められるときは、被害が発生する前の警戒段階から、警戒本部等を設置して、県及び関係機関と連携して迅速・的確な対応ができる体制をとります。

(3) 沿岸市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町災害対策本部を設置します。

(4) 沿岸市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

6 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要と認めるときは、被災市町を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、沿岸市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
- (3) 東京湾内における港湾及びそれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、東京湾消防相互応援協定に基づき、関係各都市の消防機関は、相互に応援協力をします。

7 自衛隊の災害派遣

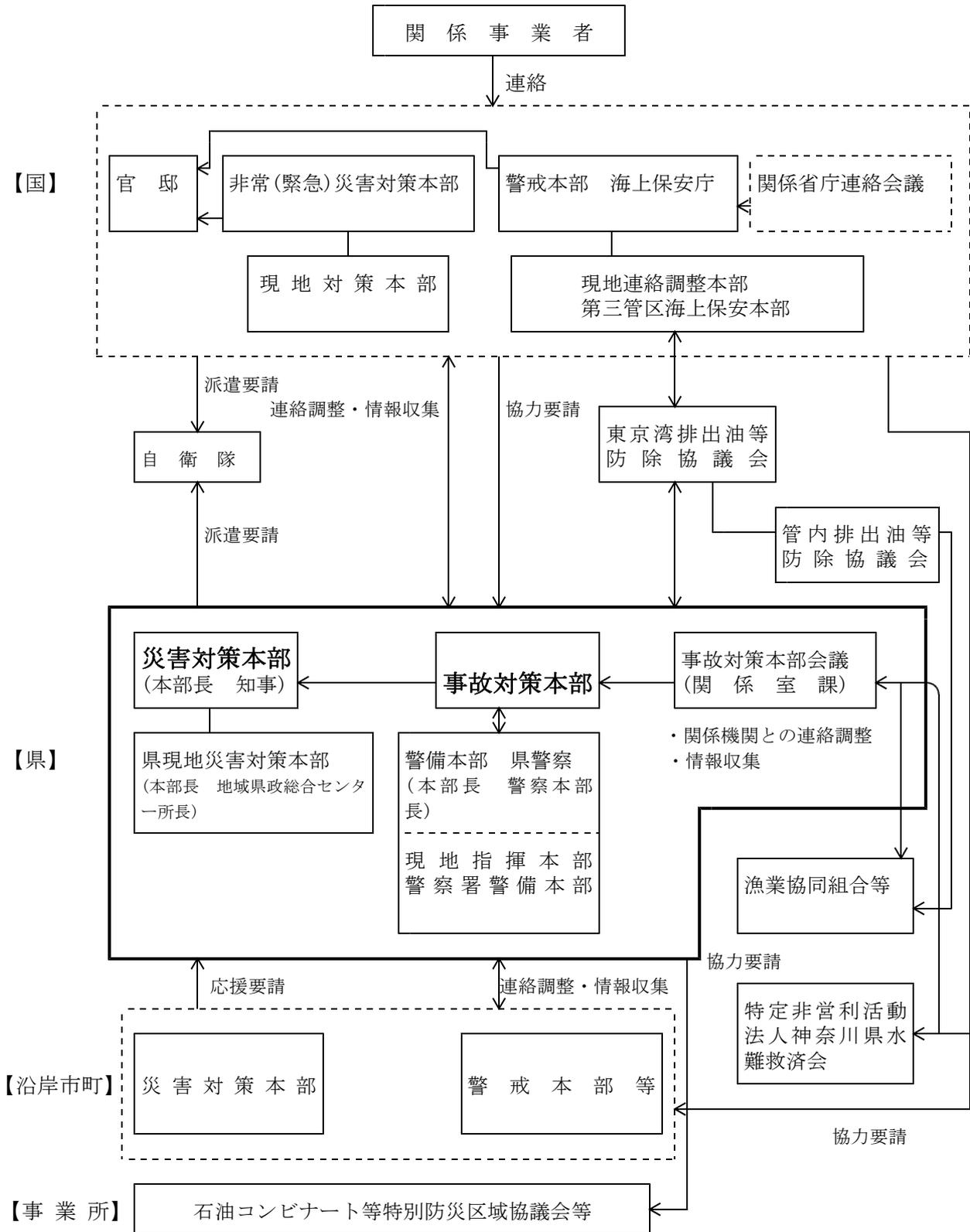
- (1) 海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長及び知事は、船舶災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 沿岸市町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

資料

地震編 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書

【海上の大規模油流出対策フロー】

【関係事業者】



(事故対策本部会議)

事務局 危機管理対策課 工業保安課

メンバー 基地対策課 大気水質課 廃棄物対策課 緑政課 水産課
医療課 生活衛生課 河川課 砂防海岸課 保健体育課等

(その他事故対策本部長が必要と認める室課)

第3節 油等の大量流出に対する応急対策

1 防除措置

- (1) 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、海上事故により油等が流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、流出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命じます。
- (3) 第三管区海上保安本部は、大量の油等の流出等があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じます。
- (4) 海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は事故の原因者からの委託により油等防除措置を実施します。
- (5) 県警察は、警察用船舶及びヘリコプターによる海上パトロールを実施するほか、排出油等に対する沿岸部の警戒を行います。
- (6) 排出油等の処理にあたっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

2 応援体制

- (1) 第三管区海上保安本部は、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講ずることを要請します。また、油等防除体制の整備に必要な情報を提供します。
- (2) 県及び沿岸市町は、必要に応じて、排出された油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油の処理を行います。
- (3) 県は、第三管区海上保安本部からの協力要請に基づき、あらかじめ把握している油等防除資機材保有事業所・石油コンビナート等特別防災区域協議会等の事業所に、油等防除資機材の提供について協力要請を行います。
- (4) 沿岸市町は、油等防除活動を行うために必要な油等防除資機材の調達を県へ要請し、県は、これを受けて、他の市町村及び都道府県等に資機材の提供を求め、調整を行います。また、回収油等の一時保管場所の調査協力を行います。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (2) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。
- (3) 沿岸市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部又は沿岸市町は、海上の火災を覚知した場合は、海上保安部と消防機関との業務協定に基づき、相互に直ちにその旨を通報し、海上部の火災の場合は、沿岸市町は海上保安部の要請に基づき、沿岸部等の火災の場合は、協力してその機能を発揮し、消火活動を最も効果的に行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、第三管区海上保安本部及び沿岸市長の要請に基づき、救護班を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

4 油等汚染鳥類の救護

県は、隣接都県と連携を図るとともに、獣医師会、動物園、(財)日本野鳥の会等との連携を図り、情報の収集と伝達並びに傷病個体の救護を迅速に行います。

資料

風水害編 5-2-3 海上保安部と消防機関との業務協定

第5節 避難活動

発災時には、沿岸市町、第三管区海上保安本部及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 第三管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて、交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を必要に応じ確保します。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8節 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、油流出等事故により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

第9節 その他第三管区海上保安本部の措置

- 1 警報等の伝達
気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚及び船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。
- 2 情報の収集及び情報連絡
被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、寝具その他の生活必需品を災害による被害者等に対して無償貸付けし、又は譲与します。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等について支援をします。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

9 海上交通安全の確保

船舶交通の整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船

艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行います。

第10節 特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会は、第三管区海上保安本部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努めます。

第7編 航空災害対策編

- 航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災 害 予 防

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、国土交通省や航空運送事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[安全防災局]

イ 県警察は、県、空港管理者、航空運送事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。
[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。
[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。
[安全防災局]

2 捜索及び医療救護活動

(1) 捜索活動

ア 県警察は、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めます。
[警察本部]

イ 第三管区海上保安本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器機等の資機材の整備に努めます。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めます。

(2) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

3 東京航空局東京空港事務所の措置

東京航空局東京空港事務所は、航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行います。

(1) 航空に関する防災知識の普及

(2) 安全運航の徹底を図るための指導・監督

第2章 災害時の応急活動計画

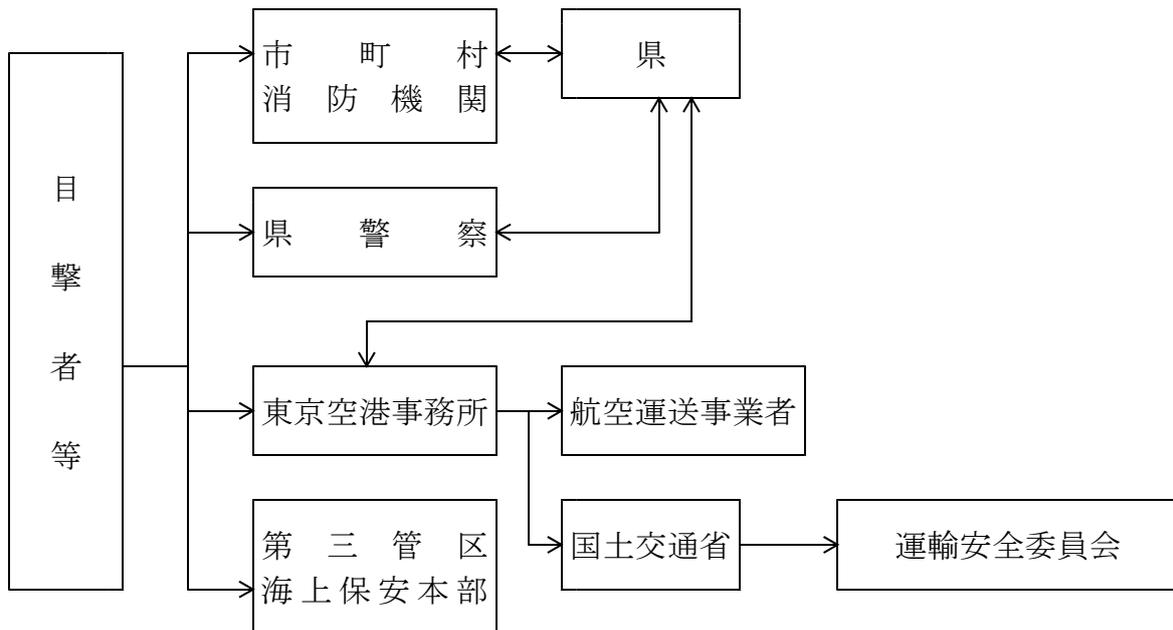
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報の連絡

ア 民間航空機

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



(ア) 前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡します。

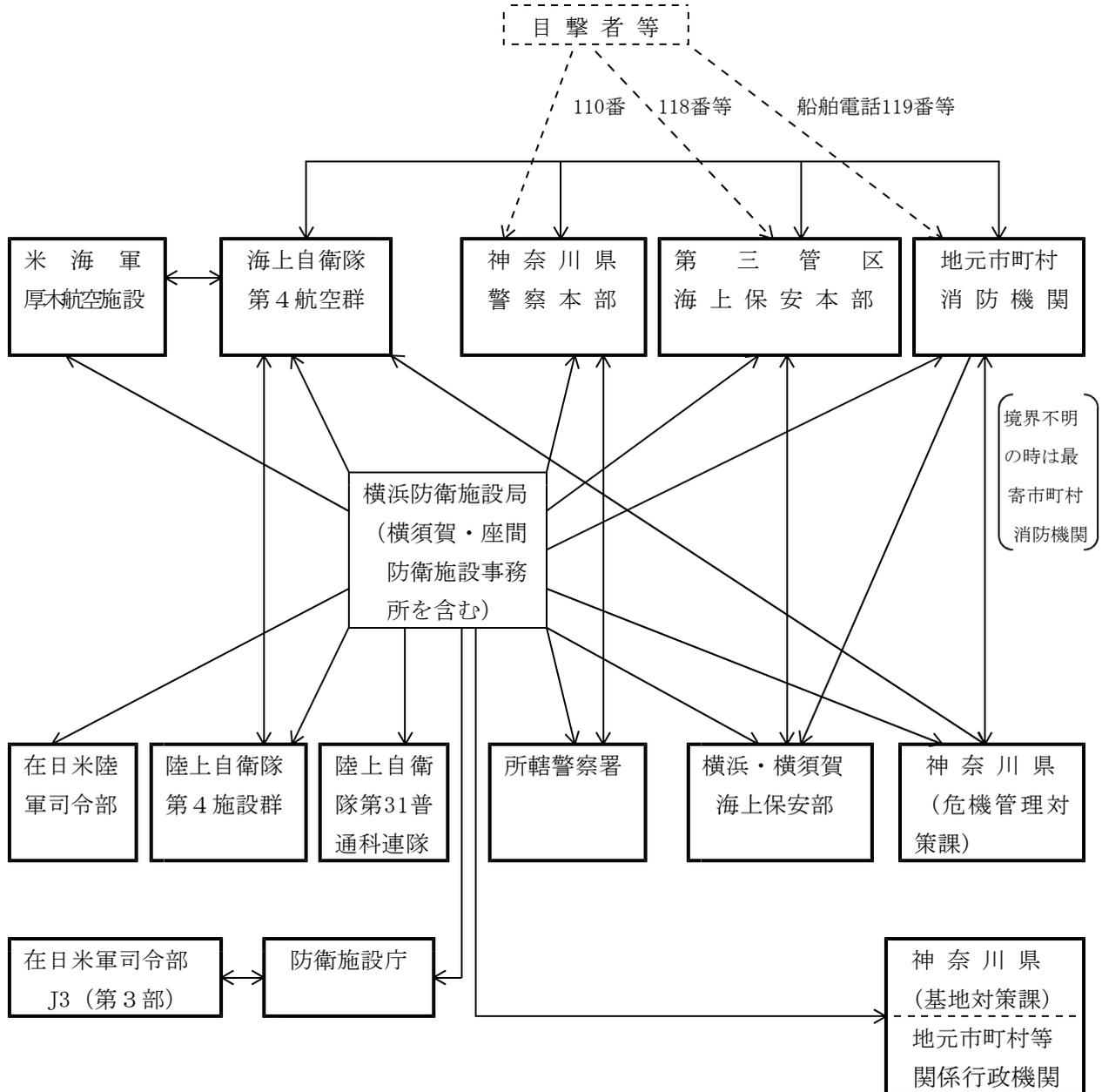
(イ) 国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合は、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

(ウ) 県は、国土交通省から情報を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

イ 米軍機又は自衛隊機

【米軍機又は自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】

(「航空事故等に係る緊急措置要領」航空事故等連絡協議会)



(2) 航空事故発生による被害情報の収集・連絡

- ア 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- イ 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、航空災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させるとともに警察用船舶、航空機等を活用し、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行い

ます。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて、国土交通省、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認められた地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止しま

す。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都府県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事又は東京空港事務所長は、航空機事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

1 搜索、救助・救急活動

- (1) 県警察及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施します。
- (2) 東京空港事務所は、航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により搜索救難措置を行います。
- (3) 海上自衛隊第4航空群は、航空事故等連絡協議会規約に基づく「航空事故等に係る緊急措置要領」により、応急救助活動を行います。
- (4) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (5) 県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

2 消火活動

- (1) 市町村は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群及び地元市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

地震編 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保します。

第5節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8編 鉄道災害対策編

- 鉄道（軌道を含む。以下同じ。）における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、国土交通省や鉄道事業者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

[安全防災局]

イ 県警察は、県、鉄道事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網（有線系及び衛星系）」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(2) 消火活動

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救

護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

3 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者の災害予防対策の基本的事項は、次のとおりとします。

(1) 保安対策

ア 橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置(PRC付加)を取り入れ運転保安度の向上を行います。また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努めます。

(ア) 自動列車停止装置 (ATS)

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能です。

(イ) 自動列車制御装置 (ATC)

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能です。

(ウ) 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できます。

(エ) 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせます。

(2) 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、各職場ごとで防災対策に必要な訓練を実施します。

(3) 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により随時広報に努めます。

(4) 体制の整備

鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

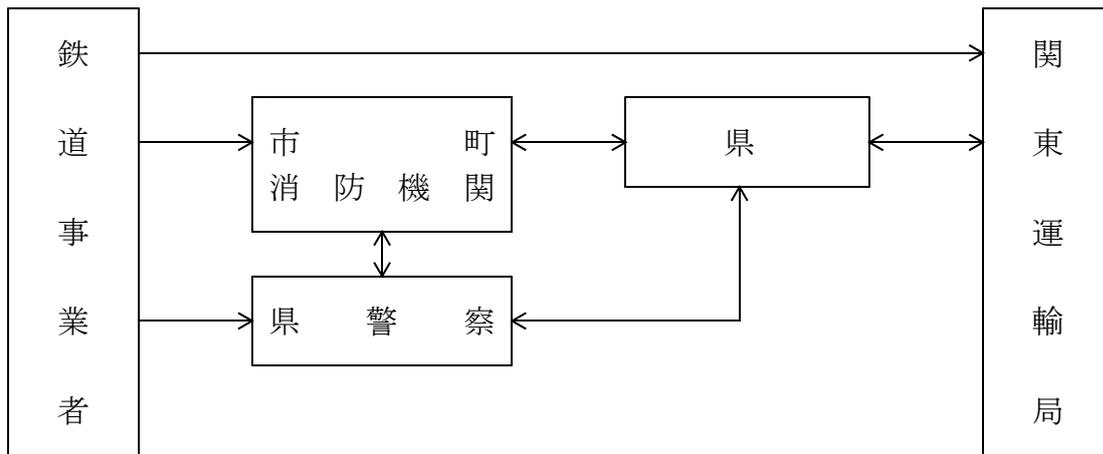
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事故情報等の連絡

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



ア 大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関東運輸局、県警察及び市町に連絡し、市町は県に、県は関東運輸局へ連絡します。

イ 関東運輸局は鉄道機関から受けた情報を県に連絡しますが、県は、関東運輸局からの情報を、関係市町、関係機関等へ連絡します。

ウ 国土交通省は、大規模な鉄道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、県警察及び市町へ連絡します。

イ 市町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 県警察は、鉄道災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。

オ 県は、市町等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、

関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 鉄道事業者、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。
- イ 市町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認められた地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止しま

す。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町の活動体制

(1) 市町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町災害対策本部を設置します。

(3) 市町は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生した場合は、事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

5 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、鉄道事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町長は、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速・的確に行います。

なお、必要により県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。
- イ 市町及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- ウ 県警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
- (2) 市町は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (3) 市町は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。

(4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び鉄道機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

地震編 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。
- 2 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第5節 災害広報の実施

- 1 鉄道事業者は、利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。
また、社会的影響を及ぼすおそれのある事故のときは、報道機関等へ通報します。
- 2 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第9編 道路災害対策編

- 道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

第1節 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。 [警察本部]

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

- (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充
- ア 県は、国土交通省や道路管理者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [安全防災局]
- イ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。 [安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を送る映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省に連絡します。

イ 県は、国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

ウ 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

(2) 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡します。

イ 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 県警察は、道路災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、防災情報ネットワークシステム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止します。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、道路災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な救助・救急活動の初期活動を行います。
- (2) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (3) 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれのある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に実施します。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、県警察及び市町村と連携し、迅速・的確な初期消火活動を行います。
- (2) 市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (3) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (4) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

地震編 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定書

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、県警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じます。
- 3 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行います。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めます。
- 2 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行います。

- 3 県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、警戒線を設定し、避難誘導活動を行います。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- 1 道路管理者は、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。
- 2 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行います。
- 3 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。
- 4 県警察は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します

第10編 放射性物質災害対策編

- 原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定めます。

なお、神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の対象となる災害については、本編の対象から除きます。

〔取扱い・取締りに関する法令〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

第1章 災 害 予 防

第1節 安 全 確 保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

(1) 市町村の指導

市町村は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質取扱事業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

2 安全確保に関する協定等の締結

市町村は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(1) 消防防災担当職員の教育

県及び市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

[安全防災局]

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 県民に対する知識の普及・啓発

ア 県、市町村は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、県民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

[安全防災局]

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。

[教育局]

ウ なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めます。

[関係部局]

(普及・啓発の内容)

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (エ) その他必要と認める事項

第 2 節 災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

(1) 放射性物質取扱事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

- (ア) 放射性物質取扱事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとします。
- (イ) また、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市町村等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- (ア) 消防機関、警察等への通報連絡体制
- (イ) 消火、延焼防止の措置
- (ウ) 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- (エ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (オ) 放射線防護資機材の整備
- (カ) その他放射線障害の防止のために必要な事項

(2) 県及び市町村の防災体制の整備

ア 防災体制の整備

- (ア) 県及び市町村は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。
[安全防災局]
- (イ) 消防機関は、放射性物質取扱事業所等(放射性物質の事業所外の輸送中を含みます。以下同じ。)の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。
[安全防災局]

2 情報伝達体制の充実強化

県及び市町村は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から国及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努めます。

また、夜間、休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

[安全防災局]

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

県及び市町村等は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、周辺住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児外国人その他のいわゆる災害時要援護者に対し、災害情報が迅速、かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の整備に努めます。主な広報方法・手段は、次のとおりです。

[安全防災局、県民局]

- ア 放送機関への放送要請による広報
- イ 報道機関を通じた広報
- ウ 市町村防災行政無線の同報無線による広報
- エ ヘリコプター等による広報
- オ 広報車等による広報

(2) 広報の内容

県、市町村等が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりです。

[安全防災局、県民局]

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 避難場所、避難方法
- エ 県民のとるべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 放射能観測の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ観測を実施します。

[環境農政局、保健福祉局]

県及び市町村は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

5 救助・救急、消火及び医療救護活動

県、県警察及び市町村は、救助・救急、医療活動に必要な資機材等の把握・整備に努めます。

[保健福祉局]

主な資機材は、次のとおりです。

- (1) 体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材
- (2) 内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材
- (3) 救急救助用資機材
- (4) 医療資機材

6 避難誘導

市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めます。

7 訓練の実施

県、県警察、市町村及び関係機関は、連携しながら放射性物質に係る事故を想定した訓練の実施を検討します。

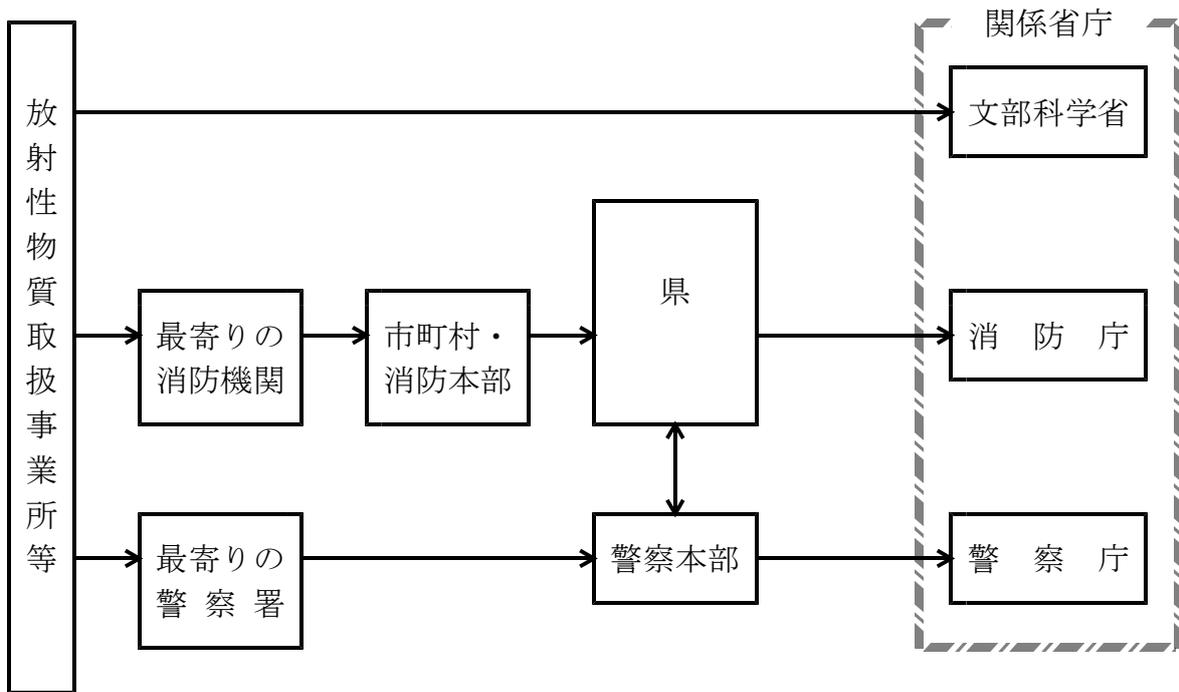
[安全防災局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに文部科学省、国土交通省、消防機関及び県警察へ連絡します。なお、海上において事故が発生した場合は、第三管区海上保安本部に連絡します。

イ 県は、市町村及び県警察から受けた事故情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。

ウ 県は、文部科学省、消防庁又は第三管区海上保安本部からの情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び文部科学省（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に連絡します。

イ 市町村は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

- ウ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じて、ヘリコプターテレビによる映像情報の収集を行うとともに、県災害対策本部室に配信します。
- エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等からの情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 放射性物質取扱事業者等は、文部科学省及び関係市町村（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を関係市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、事故の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部及び警戒本部の設置

ア 知事は、放射性物質の漏洩等による事故の影響が周辺に及ぶおそれがある場合、事故の規模、予想される被害等により、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、県災害対策本部又は県警戒本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、必要と認める者に連絡します。

(3) 県現地災害対策本部等の設置

県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、県災害対策本部の組織として県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長）を地域県政総合センターに設置します。

なお、県災害対策本部設置に至らない災害で、応急対策上必要と認めるときは、知事は県現地対策本部を設置します。

(4) 国への専門家の派遣要請等

ア 知事及び市町村長は、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請します。

イ 県及び関係市町村は、国と協力し、救出・救助、立入制限、医療救護等各種災害応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

(5) 緊急救護体制

ア 県は、国、市町村、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 県は、関係市町村の要請又は自らの判断により、県保健福祉事務所に救護所を設置します。

2 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質の漏洩の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して、次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 周辺住民等への情報伝達
- (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- (6) その他必要な措置

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、放射性物質の漏洩等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとります。

- (2) 市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

- ア 救出救助・救急活動
- イ 消火活動
- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- キ 避難所の開設、運営管理
- ク その他必要な措置

- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

5 神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会の活動

神奈川県薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

6 広域的な応援体制

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

第3節 災害時の県民等への指示広報

1 県の措置

(1) 市町村等への情報提供

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）は、関係市町村等が行う広報活動に必要な情報を随時提供します。

(2) 報道機関への放送要請

ア 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請します。

- (ア) 事故等の状況及び今後の予測
- (イ) 被害状況と応急対策の実施状況
- (ウ) 県民のとるべき措置及び注意事項
- (エ) 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- (オ) その他必要な事項

イ 県は、「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請します。

2 市町村の措置

市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやミニFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、次の事項に対して迅速に広報及び必要な指示を行います。

3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合

わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第4節 放射線測定体制の強化

1 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともにモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表します。

2 市町村の措置

市町村は、放射能測定資機材の整備に努めます。

第3章 災害復旧

第1節 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

第2節 各種制限措置の解除

県、市町村その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

第3節 安全の確認

県及び市町村は、国の専門家の安全確認を待つて事故対策を終息させます。

第11編 危険物等災害対策編

- 危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

なお、石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の流出、火災及び爆発による災害に対する必要な事項は、神奈川県石油コンビナート等防災計画の定めるところによります。

第1章 災 害 予 防

- 全国有数の工業県である神奈川県は、多量、多種の危険物等が工場等に集積されているだけでなく、日夜輸送されています。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、県民生活に大きな影響を及ぼすことにもなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の安全対策が必要です。

国の機関、県、市町村及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進します。

〔関係法令〕

危険物	………	消防法
高圧ガス	………	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	………	ガス事業法
火薬類	………	火薬類取締法
毒劇物	………	毒物及び劇物取締法

第1節 安 全 確 保

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県及び市町村は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

- (1) 県、市町村及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。
[安全防災局]

- ア 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実
- イ 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実
- ウ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- エ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

- (2) 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

3 保安思想の啓発、訓練

県、消防機関及び事業者は、協力して教育及び訓練等の充実を図ります。

- ア 各種講習会、研修会の充実
- イ 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- ウ 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- エ 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- オ 都市ガス事業者は、消防機関及び地下街管理者と協力して、地下街等合同防災訓練等を充実

また、県は事業者や関係団体の表彰や危険物保安活動に対する評価を通じて、保安思想の向上に努めます。
[安全防災局]

4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

資料

風水害編 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

- (1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、関係行政機関や関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[安全防災局]

イ 県警察は、県、消防機関、危険物管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 県は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を市町村長に委託し、市町村は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には当該市町村長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。

[安全防災局]

イ 市町村は、化学消防力の強化を図ります。

ウ 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自営消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

3 危険物等の大量流出時における防除活動

市町村及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備します。

資 料

風水害編	11-1-2-(1)	神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱
〃	11-1-2-(2)	化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書
地震編	2-6-(1)	東京ガスの本支管延長表
〃	2-8-(1)	化学物質の適正な管理に関する指針
〃	2-8-(2)	県内危険物施設一覧表
〃	2-8-(3)	液化石油ガス事業所及び消費者数（地区別）
〃	2-8-(4)	高圧ガス事業所数（地区別）
〃	2-8-(5)	鉄砲火薬類事業所数（地区別）
〃	2-8-(6)	毒物、劇物営業者及び要届出義務取扱者一覧表

第 2 章 災害時の応急活動計画

第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡

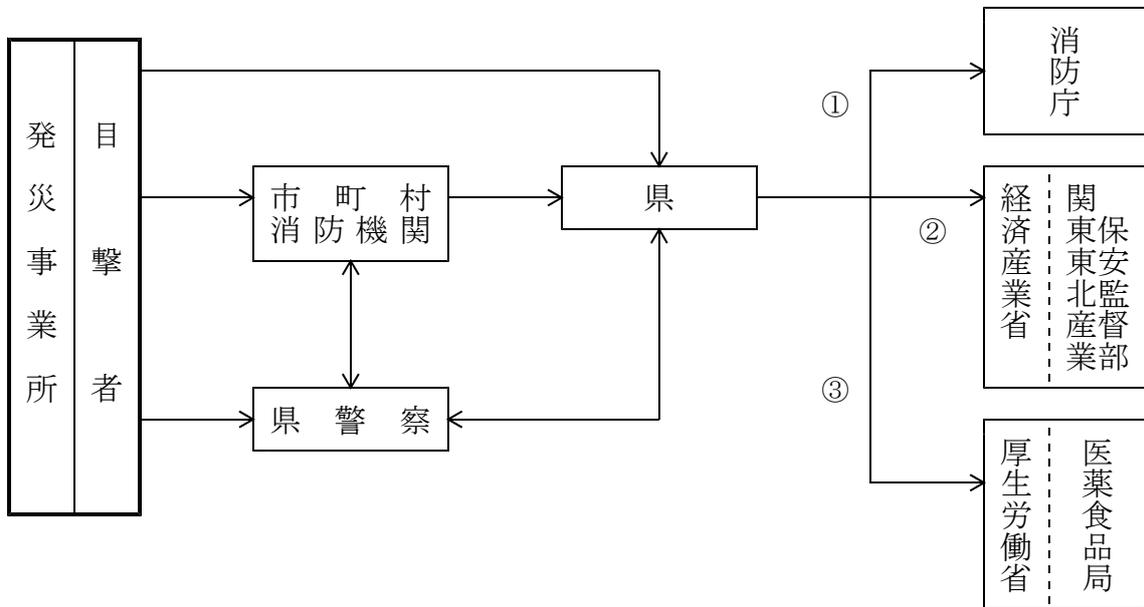
1 災害情報の収集・連絡

(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

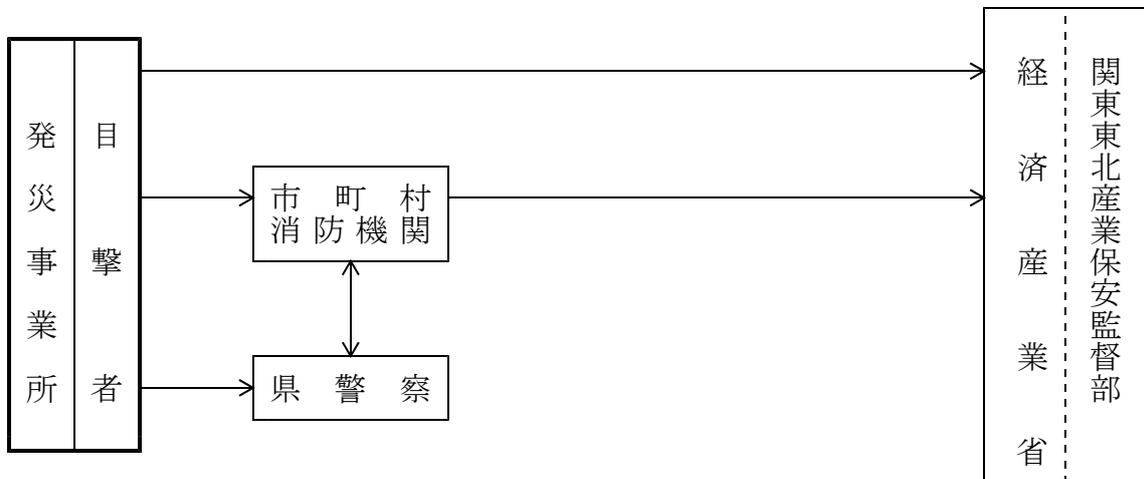
ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】

- ①危険物
- ②高圧ガス火薬類
- ③毒劇物



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市町村に連絡します。

なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。

ウ 県は、県警察、市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））へ連絡します。

エ 危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等）及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

オ また、県は、危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）及び厚生労働省（医薬食品局））から受けた情報を関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市町村に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。）、市町村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。

イ 市町村は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国または県へ報告します。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市町村又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣、厚生労働大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認められた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認められた地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止しま

す。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、危険物等の事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請、消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。
- (4) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び関係事業者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

地震編 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定

第4節 避難活動

発災時には、市町村は、人命の安全を第一に必要な応じて避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 市町村は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。
- 2 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。
- 3 国、県及び市町村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第12編 大規模な火事災害対策編

- 大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災 害 予 防

第1節 安 全 確 保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県国土利用計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 [県土整備局]
- (2) 県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。
- (3) 県及び市町は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。
- (4) 県及び市町村は、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図ります。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行います。

(2) 建築物の防火管理体制

市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、消防法の規定により防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者又は防災管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適

切に行えるよう訓練を実施します。

資 料

風水害編	12-1-1-(1)	防火地域、準防火地域内の建築規制
〃	12-1-1-(2)	神奈川県における耐火建築に対する補助及び 融資一覧表
地震編	2-1-(3)	市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[安全防災局]

イ 県警察は、県、消防機関、高層建築物等の管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

市町村は、消防力の整備強化に努めるとともに、県は、これに必要な指導・支援を行います。

[安全防災局]

ア 消防組織の強化

市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 消防施設等の整備・強化

市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救

護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 建築同意制度の活用

市町村は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

第3節 防災知識の普及

1 一般家庭に対する指導

- (1) 県及び市町村は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努めます。
[安全防災局]
- (2) 市町村は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図ります。
- (3) 県及び市町村は自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育します。
[安全防災局]

2 防火管理者等の指導・教育

- (1) 市町村は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導します。また、消防法に規定する大規模建築物等には、自衛消防隊を設置し、防災管理者を必ず選任するよう指導します。
[安全防災局]
- (2) 市町村は、防火管理者又は防災管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について十分指導します。また、消防法で規定する自衛消防隊に初期消火、消防機関への通報、避難誘導の指導を行います。
- (3) 県は、消防設備士等講習において、消防用設備等に関する技術の進歩に伴い、これに対応する資質の向上を図る教育を実施します。
[安全防災局]

3 予防査察等による指導

- (1) 市町村は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をします。
- (2) 市町村は防火対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導します。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡

- ア 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- イ 県警察は、火事災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。
- ウ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。
- エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止しま

す。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 広域的な応援体制

(1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。

(2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。

ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有

のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等)

ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、火事の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資 料

- | | | |
|-----|---------|------------------------------|
| 地震編 | 4-2-(1) | 神奈川県下消防相互応援協定 |
| | 4-2-(2) | 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領 |

第4節 避難活動

- 1 発災時には、市町村は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。
- 2 県警察は、大規模な火災が発生した場合においては、消防機関と連携し迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施します。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第13編 地下街等災害対策編

○ 地下街等における火災・ガス爆発等による事故に対する対策について、必要な事項を定めます。

※ 地下鉄、地下街やビルの地下施設等の地下空間への洪水等による浸水対策については、第2編の風水害対策編に記載しています。

第1章 災 害 予 防

第1節 安 全 確 保

1 安全な地下街等の形成

地下街等事業者は、火災・ガス爆発等による事故がいつでも起こる可能性があるという認識を持ち、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の管理の徹底、消防用設備等の設置及び管理の徹底など安全な地下街等の形成を図ります。

2 地下街等における防火管理体制

地下街等事業者は、地下街等について、防火管理者又は防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法で規定する自衛消防隊は、初期消火・消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

資 料

風水害編 13-1-1 地下街等一覧表

第2節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡体制

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県と市町村、市町村と地下街等事業者における相互の情報収集・連絡体制の整備・強化を図ります。 [安全防災局]

イ 県警察は、県、消防機関、地下街事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

エ 地下街等事業者は、防災センターと消防機関等との情報連絡体制の整備を図ります。

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 探索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 探索活動

県警察は、探索活動を行うために有効な装備資機材、車両等の整備に努めます。

[警察本部]

(2) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(3) 消火活動

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

(4) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

[保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。

[保健福祉局]

3 避難誘導

(1) 市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村及び地下街等事業者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行える

よう努めます。

- (3) 地下街等事業者は、緊急時の避難経路の確保及びその周知方法並びに利用者等の避難、誘導のための避難計画を作成します。

4 地下街等事業者、ガス事業者及び市町村の措置

地下街等事業者、ガス事業者及び市町村は、地下街等における火災・ガス爆発等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を行います。

(1) 施設整備

地下街等事業者とガス事業者は協力して、ガス漏れ等の緊急時に、ガスの漏れを早急に停止するための緊急ガス遮断装置の設置を進めるとともに、路上のガス遮断装置場所には、標識を設置し、駐車させないよう配慮します。

(2) 可燃物及び火気を取扱い制限

地下街等事業者は、地下街等における不燃性材料の使用や店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などの火災安全対策の充実を図ります。

(3) 点検管理

地下街等事業者は、火気使用施設検査員、消火設備検査員等の点検管理組織を整備し、火気使用施設・ガス施設・消防用設備等の点検管理を励行します。

また、地下街等のパトロールを実施し安全点検に努めます。その他工事等による火気使用場所の制限、危険物の搬入制限等火気の管理を徹底します。

(4) 教育、訓練及び広報

ア 教育

(ア) 地下街等事業者は、従業員に対して、火災・ガス爆発等に関する知識や避難誘導など防災上必要な教育を行います。

(イ) ガス事業者は、ガス関係知識の啓発のための講演会等を行うほか、必要に応じて地下街等関係者の行う教育に講師を派遣する等の協力を行います。

イ 訓練

地下街等事業者は、防災訓練を火災予防運動期間等あらゆる機会をとらえて実施するとともに、総合訓練は、年1回以上、ガス漏洩想定訓練・初期消火訓練等個別訓練は実情に応じて実施し、緊急時の体制を整えます。

なお、訓練を実施するに際し、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関への指導を要請します。これに対して、ガス事業者・消防機関は必要に応じて指導・協力をします。

ウ 広報

(ア) 地下街等事業者は、構内放送を利用した喫煙の禁止等火災予防に関する広報を行います。

(イ) 地下街等事業者は、日頃から地下街等の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めます。

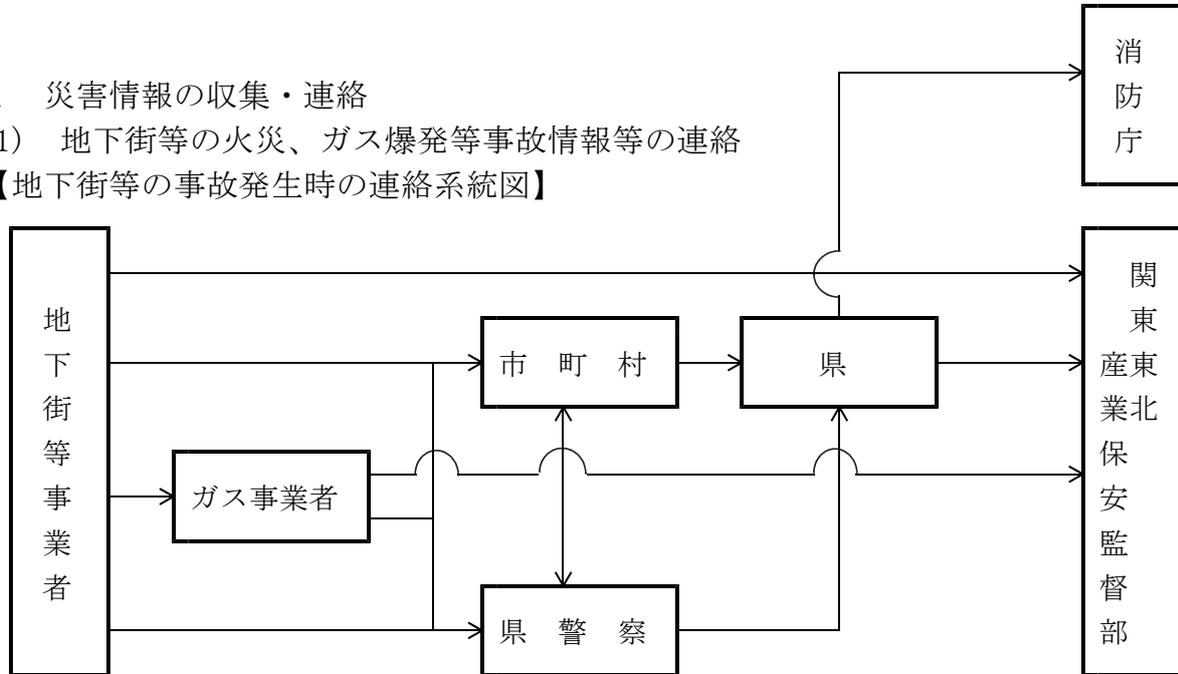
第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 地下街等の火災、ガス爆発等事故情報等の連絡

【地下街等の事故発生時の連絡系統図】



ア 地下街等において、火災、ガス爆発等事故が発生した場合、地下街等事業者は速やかに関東東北産業保安監督部、県警察及び市町村に連絡します。

イ 県は、県警察及び市町村から受けた事故情報を、消防庁、関東東北産業保安監督部へ連絡します。

ウ ガス及び危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府（警察庁）、総務省（消防庁）、防衛省、国土交通省、環境省等）、及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

エ 県は、危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部））から情報を受けた場合、関係市町村及び関係機関等へ連絡します。

(2) 地下街等の火災、ガス爆発等発生による被害の情報の収集・連絡

ア 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、ガス事業者に連絡するとともに、県警察及び市町村へ連絡します。

イ 市町村は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

- ウ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。
- エ 県警察は、地下街等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像を収集し、県災害対策本部室に配信します。
- オ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に提供し、被害情報を把握します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

- 1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線電話（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。
- 2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止します。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害が発生した場合は、地下街等事業者と緊密に連絡をとるとともに、ガス事業者とも十分連携して応急対策を行います。

(2) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(3) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(4) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

5 関係事業者の活動体制

- (1) 地下街等事業者は、防災センターと消防関係機関等との情報伝達体制を確立します。
- (2) ガス事業者は、県警察及び消防機関と緊密な連携をとり、その指示に基づき、応急活動を行います。

6 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

7 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めるときには直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

- (1) 市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。
- (2) また、地下街等事業者は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、地下街利用者等に対して、混乱防止の万全を図るとともに、救出救助活動に努めます。

2 消火活動

- (1) 地下街等事業者は、ガス爆発等による火災の初期消火等の災害防御体制に努めるとともに、消防機関に協力します。
- (2) ガス事業者は、火災時及びガス漏洩時には、ガス遮断装置を作動し閉止します。
なお、ガス漏洩に伴うガス遮断装置の閉止については、あらかじめ定めるガス事業者との協定に基づき、必要に応じて消防機関が行うことができます。
- (3) 市町村は、速やかに火災等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び地下街等事業者等の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資料

地震編 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定

第4節 避難活動

- 1 地下街等事業者は、避難計画に基づき、地下街等の利用者の避難誘導にあたります。
- 2 発災時には、市町村は、人命の安全を第一に必要な応じて避難準備（災害時要援護

者避難)情報の発表または避難の勧告、指示を行います。

- 3 県警察は、地下街災害が発生した場合においては、消防機関と連携し、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、滞在者等に対する避難誘導を的確に行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6節 災害広報の実施

- 地下街等事業者は、火災、ガス漏れ、ガス爆発等が発生した場合、構内放送を利用してガス漏れの際の地下街利用者等への火気注意等呼びかけることや避難誘導の放送を行います。
- 県、市町村、及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第14編 林野火災対策編

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等による林野火災に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1章 災害予防

- 林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災です。近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念されています。

このため、県、市町村、関係機関及び林業関係者等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進します。

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、市町村及び事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。

[安全防災局]

イ 県警察は、県、消防機関、林業関係者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。

[警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。

[安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。

[安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

[安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に

努めます。

(2) 消火活動

- ア 県は、消火薬剤や水のう等消火用資機材の整備を行います。 [安全防災局]
- イ 県は、初期消火が重要なことから、防火用水を計画的に設置するとともに、火災の延焼を防止するため、防火林帯の整備を進めます。 [環境農政局]
- ウ 県は、市町村における消防力の強化対策を支援します。 [安全防災局]
- エ 市町村は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備強化を図ります。
- オ 市町村は、ヘリコプターによる情報収集及び消火活動が円滑に行われるよう、活動拠点の整備と資機材の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [保健福祉局]
- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

3 避難誘導

- (1) 市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

4 広域応援体制の拡充

市町村は、林野火災が隣接市町村、隣接都県に及ぶ場合があるため、隣接市町村と協議して、林野火災発生時の広域応援体制の整備を図ります。

資 料

風水害編 14-1-1 神奈川県空中消火薬剤等運用要綱

第2節 防災活動の促進

1 防災関係機関の防災訓練の実施

県は、市町村に共同し、関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施します。 [安全防災局]

2 防災知識の普及・啓発活動

県は、林野火災を予防するため、山火事予防の看板を設置するなどの普及・啓発活動を行うとともに、森林保全推進員によるパトロールを行います。 [環境農政局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災発生による被害の情報等の収集・連絡

ア 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

イ 県警察は、林野火災が発生した場合、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

ウ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。

エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 県災害対策本部の設置

ア 知事は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認めた地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止します。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を經由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な林野火災が発生し、地域住民に被害が及ぶおそれがある場合には、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 林業関係業者

林業関係業者は、県警察、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めます。

5 広域的な応援体制

(1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。

- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
- ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、林野火災の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村は、消防団、林業機関及び林業関係者と連携しながら、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 県民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。
- (3) 市町村は、必要に応じ消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請、火災偵察及び空中消火活動のため、ヘリコプターの出動要請を行います。
- (4) 市町村は、大規模火災の場合、又は大規模火災のおそれがある場合には、緊急消防援助隊及び自衛隊の出動要請を行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

資 料

地震編	4-2-(1)	神奈川県下消防相互応援協定
〃	4-2-(2)	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

第4節 避難活動

発災時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて地域住民等の避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 災害広報の実施

県、市町村及び関係機関は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第7節 二次災害の防止

県及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めます。

第15編 その他の災害に共通する対策編

- その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定め、第2編から第14編の個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、本編の定めによります。

第1章 災 害 予 防

第1節 災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の拡充

ア 県は、市町村等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [安全防災局]

イ 県警察は、県、市町村、消防機関、関係事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]

ウ 県は、通信システムの現状及び技術動向の分析、災害情報通信に必要な情報、通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化します。 [安全防災局]

(2) 通信手段の確保

ア 県は、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網(有線系及び衛星系)」や「災害情報管理システム」、被災現場の映像を伝送する映像伝送システム、衛星電話等の通信手段を確保します。 [安全防災局]

イ 県、市町村等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。 [安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、

消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

イ 市町村は、防火水槽、自然水利利用施設、火災用工作機器、可搬式消火器材等の整備強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。 [保健福祉局]

3 緊急輸送活動

(1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備します。

(2) 県警察は、災害時において交通規制を実施した場合には、道路管理者と連携し、その周知を図ります。

(3) 県警察は、広域的な交通管理体制を整備します。

4 避難誘導

(1) 市町村は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。

(2) 市町村は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内で気象の現象に伴う災害又は被害の発生するおそれがある場合、必要な警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

- (1) 横浜地方気象台から県内に警報が発表された場合、県安全防災局では当番班職員が警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報の連絡

ア 大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁(以下「安全規制等担当省庁」という。)に連絡します。

イ 安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等連絡を内閣総理大臣官邸(内閣情報調査室)、関係省庁(内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等)、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。

ウ 県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

ア 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します

イ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

ウ 県警察は、災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、県災害対策本部室に配信します。

エ 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互提供し、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 一般被害情報の収集・連絡

ア 県現地災害対策本部、市町村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を県災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告します。

イ 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡します。

ウ 関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。

(4) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

○ 情報連絡の方法

1 県、市町村及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して速やかに行います。

2 国や他都道府県との情報連絡を行うため、必要に応じて、消防防災無線システムと衛星通信システムを使用し、さらに、内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等と直接情報通信を行う場合は、中央防災無線を使用します。

2 通信手段の確保

(1) 県及び市町村は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。

(3) 東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先します。また、非常・緊急通話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。

(4) 各種通信施設の利用

ア 非常無線通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

イ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行

います。

ウ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能となったときは、市町村等に対する気象予警報の通知等の連絡のため、放送機関に対し、放送を要請します。

エ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがある時には、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 対策本部の設置

被害の規模から判断して、災害対策本部の設置にはいたらないが、応急対策が必要と認めるときは、県は、対策本部を設置して、応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、収集された情報により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に被害状況の報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 県現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに、県災害対策本部の組織として、県現地災害対策本部（県現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長。）を合同庁舎内に設置します。

なお、県災害対策本部設置にいたらない局地的災害の場合は、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに県現地対策本部を設置します。

また、災害対策本部長は、各地域における災害の危険がなくなったとき、若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは県現地災害対策本部を廃止しま

す。

(5) 災害対策本部の設置を決定した場合の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。県現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣官邸及び国の非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置されたときには、県災害対策本部は、連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を要請します。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

(1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

(2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市町村災害対策本部を設置します。

(3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

(1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害拡大の防止のための必要な措置を講じます。

(2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示します。
- (2) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している八都県市や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣要請について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めます。
- (3) 市町村は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不通でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊等の長（陸上自衛隊第1師団長）に被害状況などを通知します。

なお、この通知を受けて防衛大臣又は地域担任部隊等の長は、自主派遣すべき事態に該当する場合には、自主派遣をします。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割

ア 被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

イ 県は、被災市町村の応援要請に基づき、国等の各機関に応援要請を行います。

ウ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。

エ 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。

オ 県警察は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めます。

(4) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

2 消火活動

(1) 発災直後初期段階において、県民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行います。

(3) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、県に対して応援を要請します。

(4) 被災地以外の市町村は、被災市町村から要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療救護活動

- ア 被災市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めます。
- イ 被災地域内の医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行います。
- ウ 被災地域内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めます。
- エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めます。

(2) 被災地以外からの救護班の派遣

- ア 被災市町村は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は県災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請します。
- イ 県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。
また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。
- ウ 救護班を編成した医療関係機関は、その旨県災害対策本部等に報告するよう努めます。

第5節 避難所の設置運営

1 避難誘導の実施

- (1) 発災時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備（災害時要援護者避難）情報の発表または避難の勧告、指示を行います。
- (2) 避難誘導にあたって、市町村は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、県民等に対し周知徹底を図ります。

(2) 避難場所の運営管理

ア 市町村は、各避難場所の適切な運営管理を行います。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めます。

イ 市町村は、避難場所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。

ウ 市町村は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- (2) 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道事業者等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。

4 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅の提供

ア 県は、災害救助法が適用された場合、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅（*）を建設する必要があるときは、応急仮設住宅建設可能地データを活用し、関係団体との協定に基づき速やかに応急仮設住宅の建設を行います。また、県は、市町村の協力のもとに被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めます。

イ 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材を、関係団体との協定に基づき速やかに調達します。その上でなお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて、全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）にその調達に関して協力要請します。

(*) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的な事項は次のとおりです。

(ア) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

- ・ 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。
- ・ 居住する住家がない者であること。
- ・ 生活保護法の被保護者若しくは、要保護者、又は特定の資産をもたない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等、又はこれらに準ずる者であること

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村長の協力を求めて行います。ただし、状況に応じ当該市町村に事務委託することができます。

(ウ) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じ県が実施します。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、当該市町村にこれを委任します。

5 高齢者、障害者等への配慮

(1) 県及び市町村は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、高齢者、障害者等に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。

(2) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、留学生など外国人に十分配慮します。

6 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

(1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

(2) 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保など、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組みの実施に努めます。

第6節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けます。
- (2) 特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施します。
- (3) 市町村は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与

3 遺体の処理等

市町村は、遺体の処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱に対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

○ 遺体の処理方法

1 広報

市町村及び所轄警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取り扱った場合には、所轄警察署に通報します。

3 見分・検視

所轄警察署は、遺体の見分・検視を行います。

4 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、救護班又は応援協力により出動した医師が行います。

なお、検案後、市町村は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、所轄警察署と協議しあらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、検案及び遺族などへの引き渡し等の実施のために必要な施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を収容・安置施設に搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、所轄警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引き渡し

所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引き渡します。

この際、市町村と所轄警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の処理

市町村は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 被災市町村は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。
- 県は、市町村の要請に基づき、応急物資の取扱いや生活必需物資の調達に関する協定を締結している企業、団体及び販売業者に対し、物資の調達を要請します。
- 県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施し、県及び道路管理者と協力し危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路確保のための通行の禁止や制限を行う場合、道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知を速やかに行います。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、道路管理者などの協力を得て、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災県又は市町村等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路

の確保を最優先に応急復旧等を実施します。

- イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。
- ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとります。

(3) 港湾及び漁港の応急復旧等

- ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。また、港湾施設について、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者は必要に応じ応急復旧等を行います。
- イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(4) 海上交通の整理等

- ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。
- イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。
- ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(5) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

- (1) 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。
- (2) 市町村は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼します。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

県警察は、自主防犯組織等と連携して、被災地及びその周辺におけるパトロールや生活安全に関する情報の提供を行い、社会秩序の治安維持に当たります。

2 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行います。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

(1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求めます。

2 県民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに県民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ等

(1) 県は、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、神奈川県社会福祉協議会等と連携を図り、避難所運営や物資運搬等の救援活動を希望する災害救援ボランティアに対して必要な災害情報の提供を行うとともに、災害救援ボランティアの需給調整を行う災害ボランティアコーディネーターが活動するにあたって必要な活動の場の提供を行います。

(2) 県及び神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体は相互に

協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めます。

- (3) 県は、ボランティアの受入れに際して、救助・救急、応急手当、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネーター等といったボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます
- (4) 市町村においても、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(イ) 協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(ロ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請など、周知の機会を増やすよう努めます。

イ 義援金

県は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行います。

(2) 海外からの支援受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。